

富山市中心市街地活性化基本計画

富山県富山市

平成 19 年 2 月 8 日認定

平成 20 年 3 月 31 日変更

平成 21 年 3 月 27 日変更

目次

基本計画の名称	1
作成主体	1
計画期間	1
1．中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 富山市の概要	1
[2] 中心市街地の現状分析	2
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	9
[4] 富山市におけるまちづくりの考え方	12
[5] 富山市中心市街地活性化基本方針	18
2．中心市街地の位置及び区域	28
[1] 位置	28
[2] 区域	29
(1) 区域についての考え方	29
(2) 中心市街地の境界となる部分	29
(3) 区域の面積	29
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	33
3．中心市街地の活性化の目標	39
[1] 富山市中心市街地活性化の目標	39
[2] 計画期間の考え方	39
[3] 数値目標指標の設定の考え方	39
[4] 具体的な目標数値の考え方	41
4．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に 供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	51
[1] 市街地の整備改善の必要性	51
[2] 具体的事業の内容	52
5．都市福利施設を整備する事業に関する事項	57
[1] 都市福利施設の整備の必要性	57
[2] 具体的事業の内容	57
6．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供 給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事 業等に関する事項	59
[1] 街なか居住推進の必要性	59
[2] 具体的事業の内容	60

7 . 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化の ための事業及び措置に関する事項-----	65
[1] 商業の活性化の必要性 -----	65
[2] 具体的事業の内容 -----	66
8 . 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 ----	72
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性 -----	72
[2] 具体的事業の内容 -----	73
4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所 -----	78
9 . 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 ----	79
[1] 市町村の推進体制の整備等 -----	79
(1) 富山市における内部の推進体制について	79
(2) 富山市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容	81
(3) 富山市主導による中心市街地活性化に関する検討の場の設置状況	82
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 -----	88
(1) 富山市中心市街地活性化協議会の概要	88
(2) 富山市中心市街地活性化協議会による答申書	90
(3) 構成員、所掌事項（役割）、開催経過に関する資料	93
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進 -----	96
(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施	96
(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等	113
10 . 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 ---	114
[1] 都市機能の集積の促進の考え方 -----	114
(1) 中心市街地への都市機能の集積のための方針	114
(2) 郊外での開発を抑制し中心市街地への都市機能集積を図るための措置	114
[2] 都市計画手法の活用 -----	115
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等 -----	116
(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況	116
(2) 富山市における庁舎などの行政機関、病院・学校等の都市福利施設の 立地状況及びそれらの移転計画の状況	116
(3) 富山市及びその周辺の大規模集客施設の立地状況及び設置計画の状況	121
[4] 都市機能の集積のための事業等 -----	123
11 . その他中心市街地の活性化のために必要な事項 -----	124
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項 -----	124
(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等	124
(2) 都市計画法やその他法令に基づく種々の計画との整合性	126
[2] 都市計画との調和等 -----	127
[3] その他の事項 -----	127
12 . 認定基準に適合していることの説明 -----	128

様式第 4 [基本計画標準様式]

基本計画の名称：富山市中心市街地活性化基本計画

作成主体：富山県富山市

計画期間：平成 19 年 2 月から平成 24 年 3 月まで（5 年 2 月）

1 . 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 富山市の概要

富山市は、東に雄大な北アルプス・立山連峰を望み、北は富山湾に面しており、自然豊かな都市である。

明治時代に北陸初の水力発電所が建設されるなど、豊かな電力を基盤とした工業のまちとして発展した。昭和 20 年 8 月の空襲により市街地は壊滅的な被害を受けたが、戦後、上下水道など住環境の整備や農林水産業と商工業の発展に努めた結果、現在では日本海側有数の都市に成長した。

平成 17 年 4 月、富山地域 7 市町村の合併により新「富山市」が誕生し、富山県の県庁所在地であるとともに、県内の人口約 38% を占める都市として重要な役割を担うべき都市となった。

ねばり強く勤勉で進取の気性に富む県民性であり、共働き率 3 位（富山県）、女性就業率 4 位（富山県）、中核市における三世帯同居世帯割合 1 位（富山市）に見られるように、家族が互いに支えあうことにより、勤労者世帯実収入や消費支出が全国 1 位（富山市）と一世帯あたりの所得は豊かである。加えて、平野部が多く、郊外における地価が比較的安価であることや、道路整備率が全国 1 位（富山県）である結果、持ち家率、住宅延床面積がともに全国 1 位（富山県）と居住水準が高く、一世帯あたりの自家用車保有台数も全国 2 位（富山県）となっている。

こうしたことから、本市においては、戦後一貫して郊外部での開発が進行し、市としても富山市総合計画新世紀プランや富山市都市マスタープランを通じて土地区画整理事業による新規市街地の形成や道路網の整備といった都市基盤整備を推進してきた。その結果、市街地が拡大し、人口密度 60 人/ha 以上の高密度な市街地が減少した反面、20～40 人/ha の低密度に市街地が拡散する都市構造となっている（P100：人口集中地区の変遷を参照）。



[2] 中心市街地の現状分析

(1) 中心市街地の概況

富山市は、天文 12 年（1543 年）頃に築城された富山城に、江戸時代富山藩 10 万石が置かれたことで城下町として形成された。

加えて、明治期には浄土真宗本願寺派と大谷派の両方の派の別院建立が実現し、その別院前の総曲輪通り周辺に、仲見世、飲食店、土産物屋などが集まり、門前町として発展してきた。

戦後、戦災復興土地区画整理事業等により道路整備や区画整理が進捗し、この地域が富山市の中心市街地として形成された。

この中心市街地は、昭和 29 年に復元された富山城を中心に、城址公園などの都市公園や富山市役所、富山県庁などの官庁、地元百貨店を核とした商店街や飲食店、地元金融機関の本支店や証券会社などを始めとした事業所など、戦後から現在に至るまで様々な都市集積が進んでいる。

(2) 中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況の分析とその有効活用の方法の検討

1) 歴史的・文化的資源

城下町、門前町としての歴史的・文化的資源がある

城址公園は、富山市中心市街地が城下町として形成された遺構を示す歴史的資源であり、富山城は昭和 29 年に戦災からの復興のシンボルとして復元されたものである。この公園の中には富山市立図書館本館、富山市郷土博物館、富山市佐藤記念美術館の文化施設も立地し、市民の憩いの場となっている。

越中売薬の独特な商法で全国に知られ、配置薬の全国生産の約半分を占める「富山の薬」を生かした観光開発を進めているとともに、まちなかには寺社も多く、日枝神社山王祭りは、中心商業地区の平和通りを歩行者天国として開催され、2 日間で約 20 数万人の参拝客が訪れる。

これらは、富山市民の誇りであり、今後も街の資源として受け継ぐべきものであることから、中心市街地の活性化を展開していく中で、配慮をしていくこととしている。

2) 景観資源

立山連峰を背景とした美しい都市景観がある

富山市中心市街地からは、立山連峰の美しい景観が楽しめる。高いビルからの眺望は中心市街地の景観資源であり、市庁舎展望塔には多くの市民や観光客が訪れている。

また、城址大通りに代表される道路、松川・いたち川などの水辺空間には風格のある都市景観が形成されている。

富山市都市マスタープランなどにおいて、これらの美しい景観の保全を位置づけており、まち並みの調和、立山連峰の眺望に配慮した都市空間づくりを行っている。

3) 社会資本や産業資源

商業、公共公益施設、公共交通網といった多様な都市機能が集積している

商業については、総曲輪通り、中央通り、西町を中心とする中心商業地区をはじめとして、品揃えや商店数といった質、量ともに県内一を誇っており、小売吸引率も1.197と高い拠点性を有している。業種としては、北陸有数のブランド数を擁すると言われる衣料、雑貨といった買回り品を扱う店舗の占める割合が高い一方、生鮮食料品を扱う店舗が少なく、日常密着型というよりは「晴れの場」としての性格が強い商業空間を形成している（P6：商業、賑わいに関する状況を参照）。

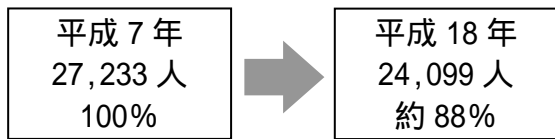
公共公益施設としては富山市役所、富山県庁の双方が中心市街地に立地するとともに、富山国際会議場や富山市芸術文化ホール（オーバードホール）、富山市立図書館といった集客性の高い施設が中心市街地において整備されている。総合病院の多くは、施設の大型化や広い駐車場の必要性から郊外に移転したものの、現在は、主要な公共公益施設の移転計画は予定されていないところである（P116：富山市における庁舎などの行政機関、病院・学校等の都市福利施設の立地状況及びそれらの移転計画の状況を参照）。

公共交通については、地方都市として恵まれた鉄軌道網を有しており、その路線のすべてがJR富山駅に集結することに加え、同駅はバス路線の発着地点でもある。このことから、富山駅は富山県都の交通結節点としての機能を有しており、市民、県民の通勤・通学や日常生活の足のみならず、観光客への便益を提供する場所となっている。また中心市街地内には、全国でも数少ない路面電車が健在であり、コミュニティバスが循環するなど、公共交通の利便性の高い地域である。

(3) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

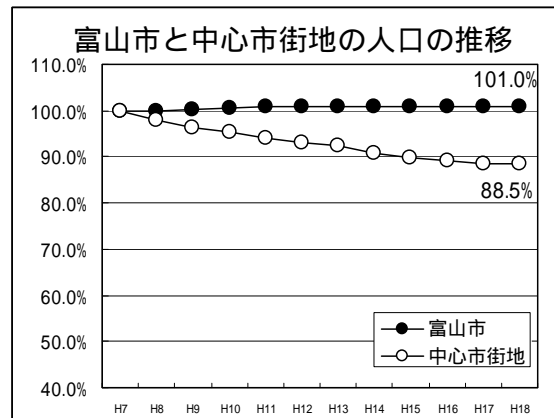
1) 人口動態に関する状況

中心市街地は人口が減少



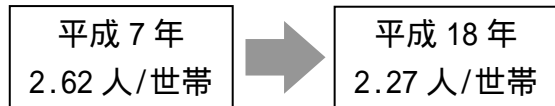
富山市全域の人口はほぼ横ばいだが、中心市街地の人口は、平成 18 年には平成 7 年の約 88%となっている。

富山市の人口集中地区の人口密度は、県庁所在都市最下位の 41 人/ha となっている（平成 12 年国勢調査）。

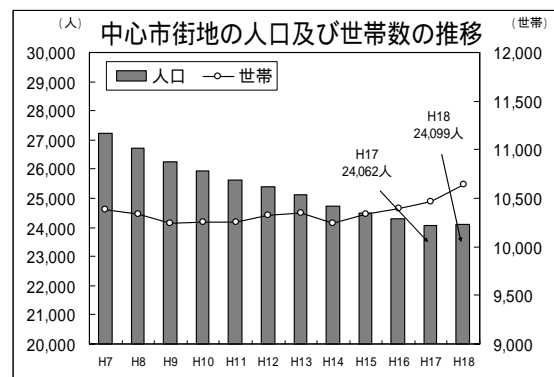


（資料：住民基本台帳人口）

中心市街地は世帯分離が進展

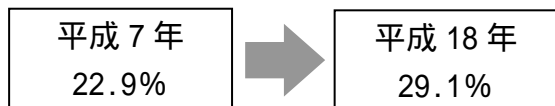


中心市街地の世帯数は、平成 14 年以降、人口減少と反比例して増加しており、一世帯あたり人員は、平成 18 年には 2.27 人/世帯となっており、富山市全域の一世帯あたり人員 2.70 人/世帯と比べて世帯分離が進展している。

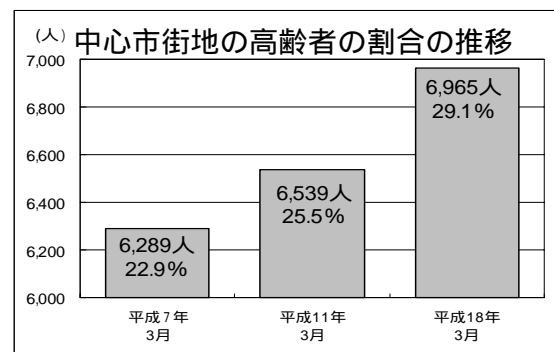


（資料：住民基本台帳人口）

中心市街地は高齢化が進展



中心市街地の 65 歳以上の高齢者の割合は高くなっており、平成 18 年には 29.1%と 3.4 人に 1 人は高齢者となっている。富山市全域の高齢者の割合 21.7%と比べて高くなっている。



（資料：住民基本台帳人口）

中心市街地は、富山市全域の人口動向と比較して大きく人口が減少しており、平成 11 年の旧基本計画策定後も約 6%減となっている。一方で世帯数は増加していることから、世帯分離が進展し、核家族、単身世帯が増加しているとみられる。

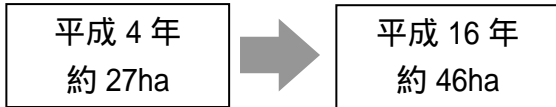
居住者の高齢化も進んでおり、今後は、福祉サービスの提供が必要な単身高齢世帯の増加も予想される。

一方で、これまで減少が続いていた中心市街地の人口は、地価の下落や平成 17 年度から取り組んでいる富山市まちなか居住推進事業などをきっかけとして、マンション等の建設が進んだため、平成 18 年には増加に転じた。

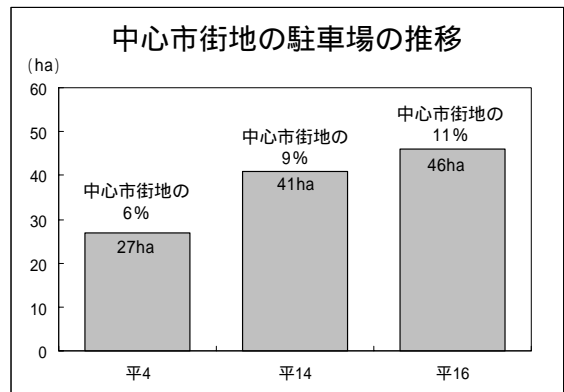
今後は、中心市街地においてさらに人口増を図るべく、居住者の属性やニーズを踏まえた住宅施策を行う必要がある。

2) 土地に関する状況

中心市街地は低未利用の土地が増加

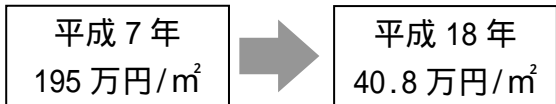


中心市街地では駐車場の増加が顕著であり、平成 16 年には平成 4 年の約 1.7 倍もの駐車場ができ、その多くは中心市街地全体に拡散した小規模で未整備な駐車場である。

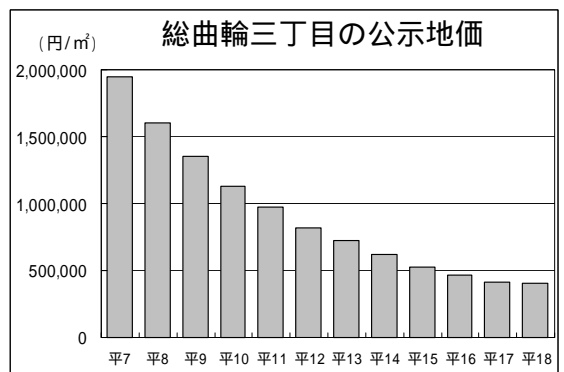


(資料：富山市まちなか居住推進計画)

中心市街地の地価は大きく下落

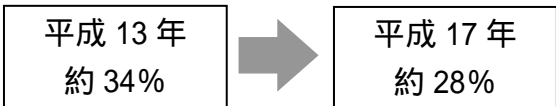


中心市街地の地価は下落を続けており、中心商業地区において最も地価の高い総曲輪三丁目の公示地価は、平成 18 年には平成 7 年の約 20% の価額となっている。

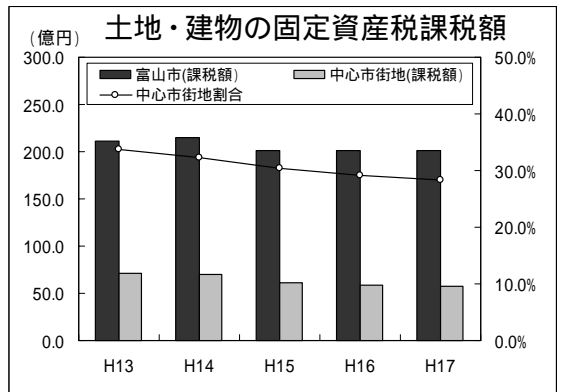


(資料：国土交通省地価公示)

中心市街地の課税額の割合が縮小



富山市の土地・建物の固定資産税課税額は約 200 億円で推移しているが、中心市街地の課税額は減少しており、富山市の課税額に占める中心市街地の割合は、平成 13 年の約 34% から、平成 17 年は約 28% に縮小している。



(資料：市資産税課)

課税額の中心市街地は、中心市街地を含む小学校区で集計

中心市街地では、近年既存の大規模小売店舗の撤退が相次いだことなどから空き地が増えており、平成 16 年には中心市街地面積の約 11% が駐車場となっている。

中心市街地の投資対象としての魅力も減退し、地価は下落を続けており、総曲輪三丁目の地価は平成 11 年の旧基本計画策定後も約 58% 下落している。

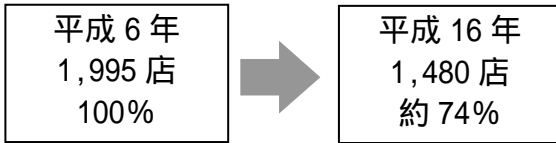
この結果、中心部における固定資産税課税額も減少しており、市政推進に必要な財源も伸び悩んでいる。

一方で、総曲輪三丁目が進められている再開発事業や北陸新幹線工事への期待感から、平成 18 年には地価の下落率は縮小しており、空き店舗も減少傾向にある。

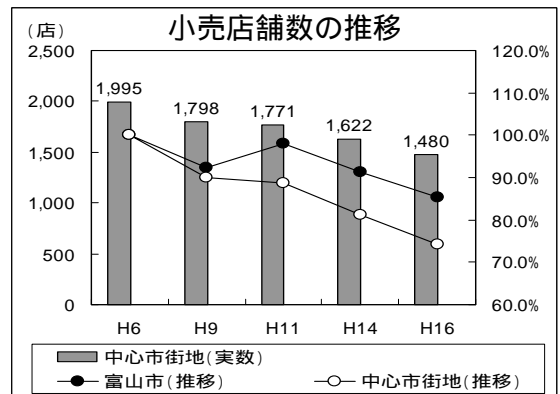
今後は、市として中心市街地への積極的な投資を行い、より多くの民間投資が行われるような環境を整える必要がある。

3) 商業、賑わいに関する状況

中心市街地の小売店舗数は減少

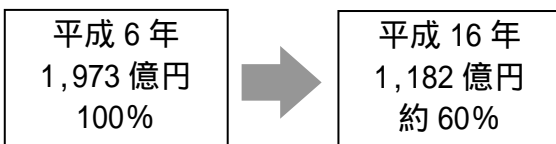


富山市全域及び中心市街地ともに小売店舗数は減少傾向にあるが、中心市街地の小売店舗数は大きく減少し、平成 16 年には平成 6 年の約 74%の店舗数となっている。

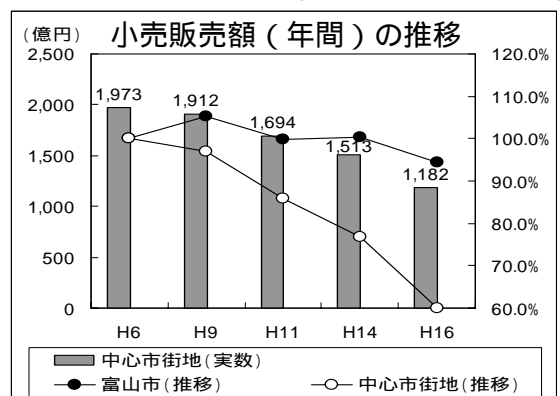


(資料：商業統計調査)

中心市街地の小売販売額は減少

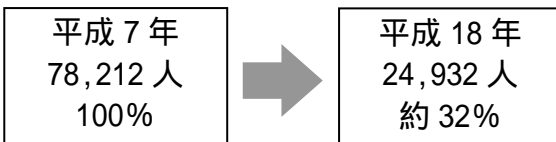


富山市全域の小売販売額は減少傾向にあるが、中心市街地の小売販売額は大きく減少し、平成 16 年には平成 6 年の約 60%の額となっている。

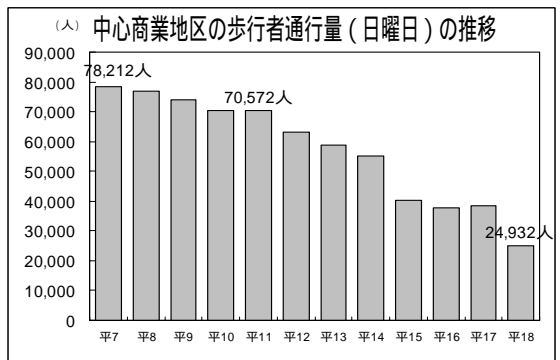


(資料：商業統計調査)

中心商業地区の歩行者通行量は減少

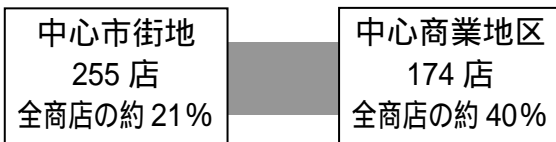


中心商業地区の歩行者通行量(日曜日)は近年減少を続けており、平成 18 年には平成 7 年の約 32%の歩行者通行量となっている。

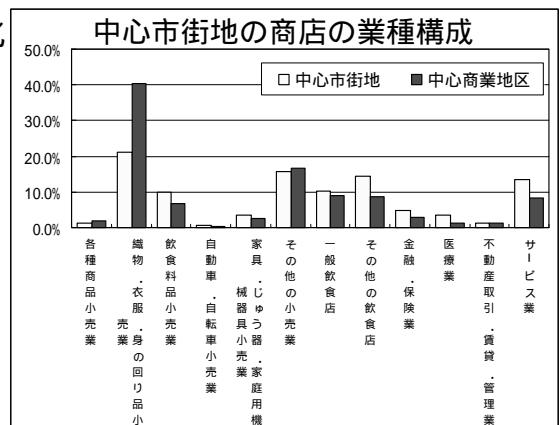


(資料：歩行者通行量調査)

中心商業地区は衣服、身の回り品に特化



中心市街地の商店の業種は、織物・衣服・身の回り品の小売業が多いものの、飲食料品小売業や一般飲食店が少ない特定業種に偏った構成になっており、中心商業地区にいたっては全商店の約 40%を織物・衣服・身の回り品の小売業が占めている。



(資料：平成 14 年商店街業種構成調査)

中心市街地の小売商業は、近年、大規模小売店舗の撤退が相次いだ上、郊外型店舗の増加により、店舗数、販売額、歩行者通行量ともに大きく減少している。

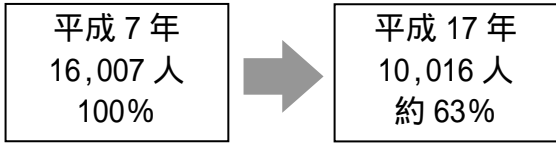
中心商業地区における商店街の業種構成は、書店、CDショップ、映画館といった時間消費型施設に関しては、利益率が低く大きな営業面積が求められていること、飲食店に関しては、家族やグループが気軽に利用できる大型駐車場確保の容易さから、いずれも郊外型店舗が主流となり、中心商業地区における出店意欲が薄れた結果、衣料、雑貨中心となっている。

こうした状況下で、地元商業者らが中心となり、「山王まつり」などの各種イベントを積極的に行い、活性化に向けた努力を重ねているものの、各種指標の減少には歯止めがかかっていない状態である。昨年度からは、イベント開催に加え、新たに中心商業地区の駐車料金を全日にわたり無料化する取組を地元商業者で始めており、歩行者通行量や小売販売額の増加に一定の効果がみられている。

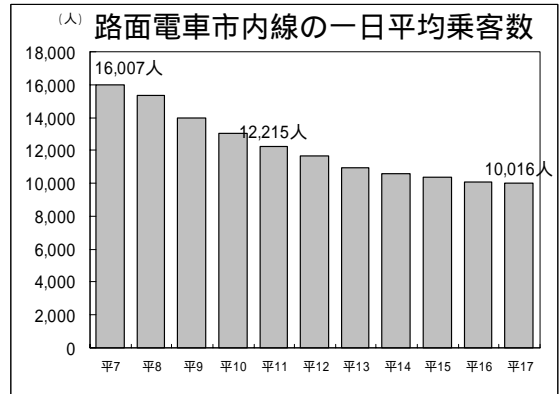
今後は、引き続き、こうした民間サイドの取組を支援するとともに、各地区で検討が進められている再開発事業の熟度を高めるにあたっては、市民ニーズの高い、「飲食機能」や「時間消費型機能」を有する施設の整備を検討していくなどの、賑わい拠点づくりを図っていく必要がある(P9:街角アンケート調査に基づく把握・分析を参照)。

4) 公共交通に関する状況

路面電車市内線の利用者は減少

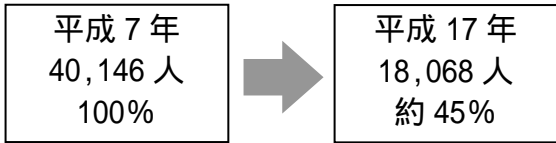


中心市街地の公共交通の軸となっている路面電車市内線の一日平均乗客数は近年減少を続けており、平成 17 年には平成 7 年の約 63%の乗客数となっている。

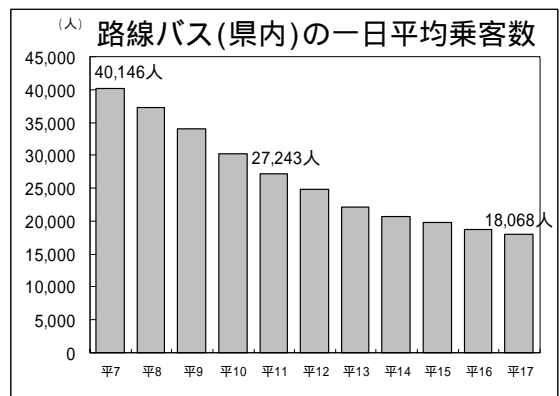


(資料：富山地方鉄道株)

県内の路線バスの利用者は減少

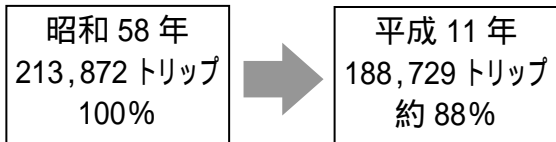


路線バスは、富山駅などを起点に中心市街地を經由して郊外部へ向かう放射状に運行しているが、その一日平均乗客数は近年減少を続けており、平成 17 年には平成 7 年の約 45%の乗客数となっている。



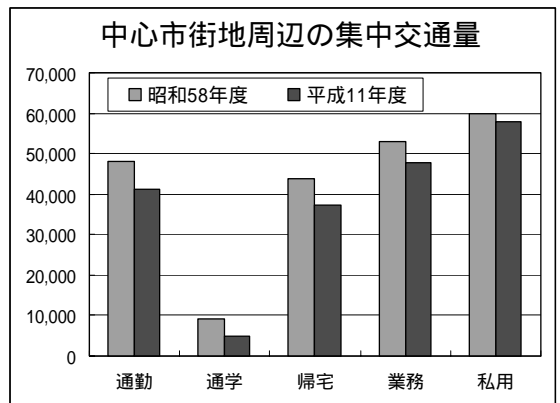
(資料：富山地方鉄道株)

中心市街地への通勤、通学の集中が減少



中心市街地周辺の集中交通量は、平成 11 年には昭和 58 年の約 88%の交通量となっている。

集中交通量とは、公共交通機関、自動車、徒歩・二輪車などの交通手段で地域に集まる動きの量であり、「トリップ」で表す。



(資料：富山高岡広域都市圏パーソントリップ調査)

富山市中心市街地には全国でも数少ない路面電車が健在であり、コミュニティバスが循環し、富山駅などを起点に路線バスが運行しているなど、公共交通の利便性は高い。しかし、女性や高齢者の運転免許保有率の増加に加え、少子化に伴う高校生の減少、事業所や公共公益施設の郊外移転などによる中心部への通勤者の減少により、公共交通を利用する通勤者、通学者自体が減少することにより、路面電車、路線バスの利用者は減少を続けている。平成 11 年の旧基本計画策定後も、路面電車ですら約 18%減、路線バスについては約 34%減となっている。

今後も減少が続けば、運行本数が減るなどの利便性低下が進むことから、利用者が増加するよう、公共交通の魅力向上を進める必要がある。

[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析

(1) 富山市民意識調査（平成 17 年度）に基づく把握・分析

中心市街地の賑わい、買い物などの魅力に対する満足度は低い

生活環境の満足度に関する設問において、「中心市街地（西町・総曲輪・中央通り）の賑わい」、「若者が楽しめるイベントの開催や施設の整備」「嗜好品や高級品などの買い物など中心商店街の魅力」など、中心市街地に関する満足度や、公共交通機関の便利さなどの満足度が低くなっていることから、中心市街地がもっと賑わってほしいという市民ニーズがあると考えられる。

富山市民意識調査（平成 17 年度）の実施概要

(1) 調査実施期間

平成 17 年 6 月 15 日～29 日

(2) 調査対象者・サンプル数

- ・ 20 歳以上の市民 6,000 人のうち、2,555 人から回答（回収率 42.6%）
- ・ 郵送配布回収のアンケート調査

満足度の低い項目

順位	項目	点数
1 位	中心市街地（西町・総曲輪・中央通り）の賑わい	2.03 点
2 位	高齢者にとっての働きやすさ	2.16 点
3 位	バスや路面電車、鉄道などの公共交通機関の便利さ	2.24 点
4 位	若者が楽しめるイベントの開催や施設の整備	2.31 点
5 位	嗜好品や高級品などの買い物など中心商店街の魅力	2.32 点

満足を 5 点、ほぼ満足を 4 点、普通を 3 点、やや不満を 2 点、不満を 1 点とし、項目ごとの平均点を算定した。

(2) 街角アンケート調査（平成 17 年度）に基づく把握・分析

平成 17 年度中心市街地商業等活性化支援業務 診断・助言事業における調査

街角アンケート調査（平成 17 年度）の実施概要

1. 中心市街地の来街者アンケート調査

(1) 調査実施日時

・ 平成 17 年 9 月 16 日(金)、17 日(土) 各日午前 10 時～午後 7 時

(2) 調査地点

・ 中心市街地の大規模小売店前（西武富山店前ピロティ、ファミリーマート総曲輪店横、大和富山店前）

(3) 調査対象者・サンプル数

・ 20 歳以上の男女 計 416 人

2. 郊外の大規模小売店の来店者アンケート調査

(1) 調査実施日時

・ 平成 17 年 9 月 16 日(金)、17 日(土) 各日午前 10 時～午後 7 時

(2) 調査地点

・ 郊外の大規模小売店前（フューチャーシティ・ファボーレ入口周辺）

(3) 調査対象者・サンプル数

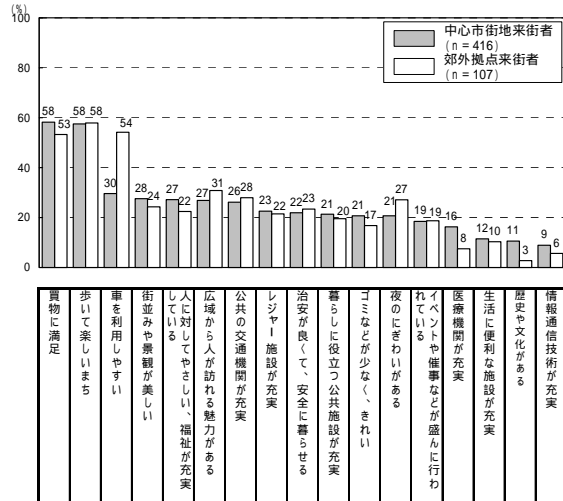
・ 20 歳以上の男女 計 107 人

1) 中心市街地のまちづくりの方向性

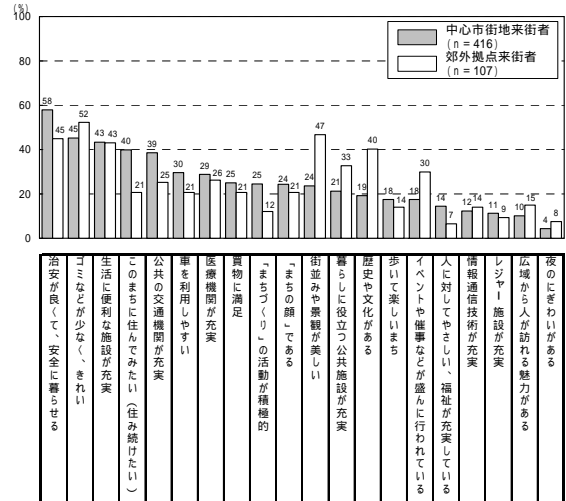
買物に満足できること、歩いて楽しいまちづくりが求められている。

ぶらぶらと歩きながら、様々な種類の買物ができるような中心市街地が求められている。

中心市街地に必要なことや取組



中心市街地の印象や評価



2) 中心市街地に充実すべきもの

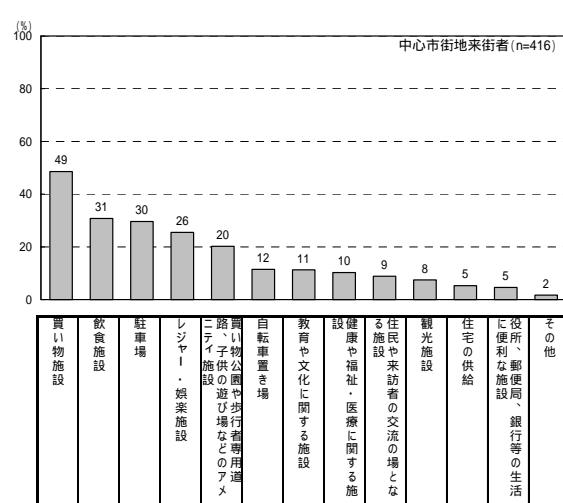
施設は、「買物施設」、「飲食施設」、「駐車場」が求められている

中心市街地来街者が中心市街地に充実すべきと考える施設の上位は、「買物施設」(49%)、「飲食施設」(31%)、「駐車場」(30%)となっている。

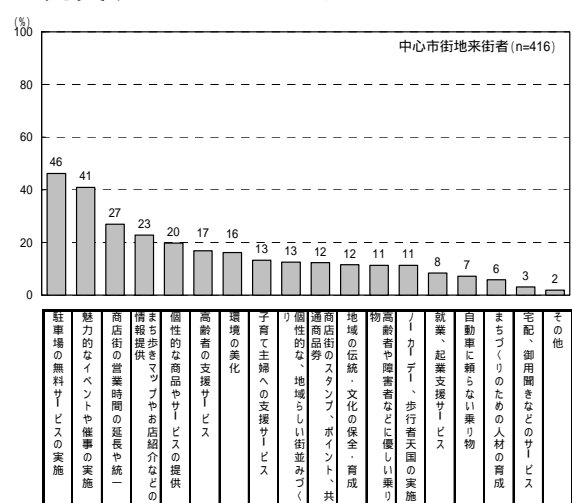
サービス・ソフトは、「駐車場の無料サービス」、「魅力的なイベントや催事」が求められている

中心市街地来街者が中心市街地に充実すべきと考えるサービス・ソフトの上位は、「駐車場の無料サービス」(46%)、「魅力的なイベントや催事」(41%)である。

充実すべき施設



充実すべきサービス・ソフト



(3) 旧中心市街地活性化基本計画等に基づく各種事業の把握・分析

本市では旧基本計画等に基づき、活性化の取組目標を多方面に設定し、計 67 の事業を設定した。しかしながら、事業を多方面に展開したことにより目標が不明確となり、事業間の相乗的な効果を上げられなかったことや、事業主体、実施時期が不明確なことにより実効性が欠如した事業も多くあった。

個々の事業について見た場合、まず、市街地の整備改善事業に関しては、再開発事業等による住宅建設や富山市まちなか居住推進事業により、着実に中心市街地における人口が増加していることから、今回の基本計画においても引き続き同事業の推進を図る。

次に、商業等の活性化事業に関しては、チャレンジショップ運営事業により不足業種の導入に一定の効果があったことから、今回の基本計画においては総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業の完成や、「(仮称)賑わい横丁」整備運営事業を通じて中心市街地に多様な業種の集積を図っていく。また、街なかサロン「樹の子」の運営にあたっては市民ボランティアの参加を得たことが安定的な運営の一要因となっていることから、今回の基本計画に位置づけているグランドプラザや賑わい交流館といった時間消費型施設の運営にあたって、市民を巻き込んだ運営組織作りを模索していく。

その他の事業に関しては、おでかけバス事業や中心市街地活性化コミュニティバス運行事業といった公共交通機関の整備に関する施策が好評を博していると考えられることから、今回の基本計画においても、引き続き事業を実施するとともに、新たに富山港線のライトレール化事業の成功を踏まえ、中心市街地においても路面電車の積極的な活用を推進していく(P 99 : 過去に取り組んだ主な事業の評価、 P 113 : 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等、 P 124 : 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等を参照)。

(4) 活性化推進に向けた体制に関する把握・分析

商業者や経済団体、市民有志においてはイベントの開催や地域資源の再評価を通じた活性化への取組がみられたものの、市民ニーズにある「買物施設」、「飲食施設」の充実に向けた取組は十分とは言えなかった。また、市の取組は商業振興策が中心であり、総合的なまちづくりに向けた市街地整備改善事業と商業活性化事業の担当部局との連携が十分ではなかった。

一方で、中小企業者や商店街振興組合を含む多くの方からの出資や、民間企業からの多くの職員の出向を得て(株)まちづくりとやまが設立されたことにより、基本計画に基づく各種の商業活性化事業を継続的・安定的に取り組む体制ができたと考えている。このことから、本市では本年 4 月より、中心市街地活性化の担当部局を一本化したところである。(P 79 : 富山市における内部の推進体制についてを参照)

今後は、新たに組織された中心市街地活性化協議会(P 88 : 中心市街地活性化協議会に関する事項を参照)を中心として、今まで以上に官民連携を図るとともに官民の役割分担の明確化した上で、上記の個別事業の分析を踏まえた幅広い分野における事業を展開していきたいと考えている。

[4] 富山市におけるまちづくりの考え方

(1) これまでのまちづくり（土地利用）の考え方

これまで富山市では、調和のとれた都市構造の形成を目指しつつも、富山市総合計画新世紀プラン、富山市都市マスタープランにおいては、市街地の拡大を積極的に抑制する施策は示してこなかった。

1) 富山市総合計画新世紀プラン

平成 12 年に策定した「富山市総合計画新世紀プラン基本構想」では、『人間の生活を中心としたまちづくり』を計画の方向とし、人が人生で出会うさまざまな場面で、「住む」、「育てる」、「働く」、「学ぶ」、「楽しむ」、「創る」、「支え合う」ための優れた条件が整い、安全性、健康性、利便性、快適性、拠点性といった人間にとって必要な要素を備えたまちを実現することとしていた。

その中で、将来的に長期の人口減少過程に入ることが見込まれながらも、定住人口は都市活力の基礎として重要な要素であることから、都市基盤の整備や子育てに関する施策の推進などにより積極的な定住人口増加策を講じることとし、人口定着対策として住宅地需要の高い地域を中心に新規市街地を誘導していくことを施策に掲げていた。

また、富山市総合計画新世紀プランにおいては目的達成の施策として以下のように記載している。

目標達成のための施策の方向性（抜粋）

生活と環境に配慮したまち

第 6 章 市街地の整備

第 2 節 新規市街地の整備

・ 施策の方向性

1．土地区画整理事業の推進

新規市街地の環境に配慮した都市基盤整備を行うため、総合的観点から調査・計画・設計・PRを行います。

2．地区の特性を生かした整備

市街化調整区域における新たな住宅需要などに適切に対応できるように、新規市街地の整備方針及び開発のための地区計画ガイドラインを策定し、無秩序な土地利用の転換を規制し、良好な居住環境の確保を図ります。

2) 富山市都市マスタープラン

平成 10 年度に策定した「富山市都市マスタープラン」においては、市街地整備の基本的な考え方として、人口定着対策を図るため住宅地需要の高い地域を中心に新規市街地を誘導し、良好な住宅地形成を図ること、都市構造を強化する新規プロジェクトの開発を進めることなど、拡大型の市街地形成の考え方が示されていた。

市街地整備の基本的な考え方（抜粋）

第 2 章 整備方針

1. 市街地整備の方針

(1) 市街地整備の基本的考え方

地域拠点の形成・強化

地域の一体性と利便性を向上させる地域拠点の形成・強化のために新規市街地を計画的に誘導し、適切な都市機能の導入を図る。

人口定着対策

活力ある都市の形成に必要な定住人口を確保するため、住宅地需要の高い地域を中心に新規市街地を誘導し、良好な住宅地形成を図る。

新規開発プロジェクト

都市構造を強化する新規プロジェクトの開発には、戦略的に新規市街地を誘導するとともに計画的に諸機能の導入を図る。

北陸自動車道の新規 I C の開設に際しては、広域交通の拠点性を生かした新規市街地を誘導する。

(2) 新規市街地の整備方針

既存の市街地や集落等と連担した一体的な市街地の形成を図るため、地区レベルの道路網の形成や公園等の公共施設の整備を誘導し、土地区画整理事業による面整備の実施を義務づける。

(2) コンパクトなまちづくりに向けての転換

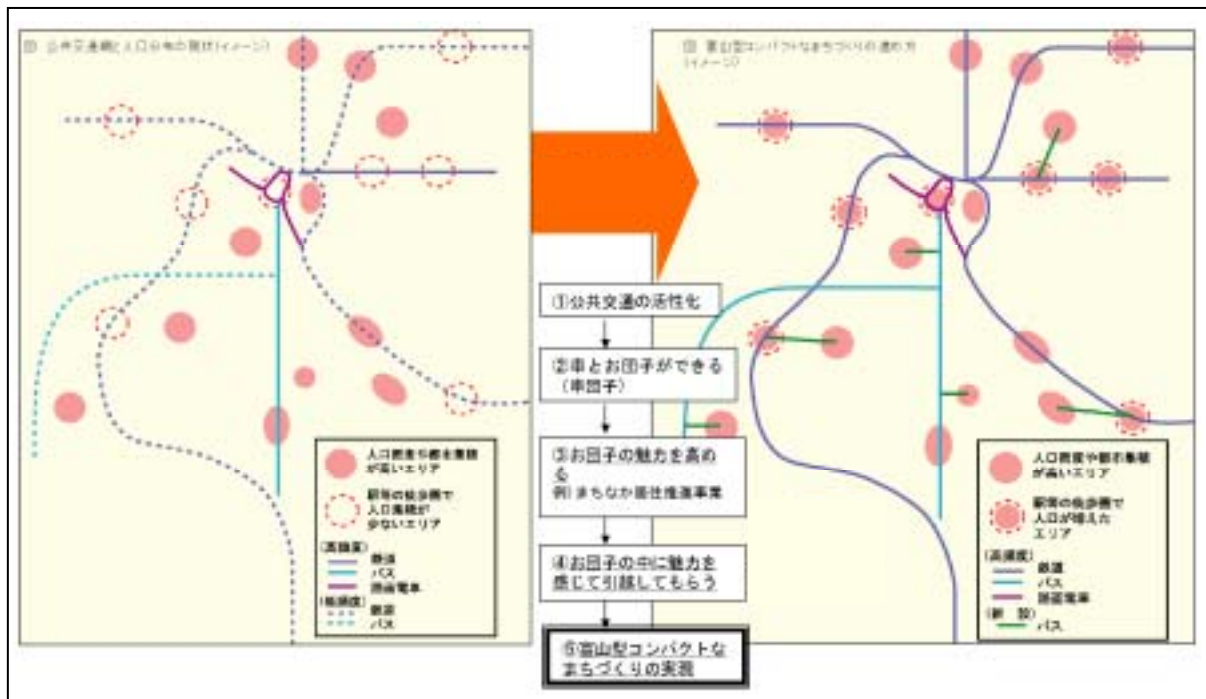
現行の富山市総合計画新世紀プランや富山市都市マスタープラン策定後、人口減少による少子高齢化社会の到来や地方財政の悪化を考慮し、本市では平成 14 年度から市職員による「コンパクトなまちづくり研究会」を設置の上、コンパクトなまちのメリット、コンパクトなまちの実現方策の 2 つのテーマで検討をした。その結果、市街地の拡大は、車が自由に使えない人の生活に時間的、精神的な制約を与えているとともに、都市施設の維持管理・更新費用やごみ収集・除雪など行政サービスに係る費用の増加にも影響するとの報告を平成 16 年 3 月に取りまとめ、これ以上の市街地の拡散に歯止めをかけ、コンパクトなまちづくりに取り組む必要性を認識し、人口減少・少子高齢社会においても持続的発展を促す都市構造の再構築への取組を進めてきた。

(3) コンパクトなまちづくりに向けての考え方

公共交通の活性化によるコンパクトなまちづくりを進める

コンパクトなまちづくりにあたっては、鉄軌道やバスなどの幹線公共交通沿線に、日常生活に必要な商業、医療、行政サービス等の機能や人口を集積する地域生活拠点を整備し、広域的な交流拠点として複合的な都市機能が集積する中心市街地と、地域生活拠点を結ぶ公共交通を活性化することにより、自動車が自由に使えない人にとっても、安心・快適に生活できる、全市的にコンパクトなまちを創造していきたいと考えている。

富山型コンパクトなまちづくりのコンセプト



本市は平成 17 年 4 月に合併したことにより、現在、富山市総合計画基本計画をはじめとする各マスタープランの見直しを進めており、その中では、コンパクトなまちづくりの方針が貫かれている。

1) 富山市総合計画（一部策定済み）

中心市街地の人口の空洞化が進み、薄く広がった市街地を形成している本市はさまざまな都市機能が非効率であると考え、富山市総合計画基本構想において、12 項目のまちづくりの主要課題の一つとして「コンパクトなまちづくり」を掲げている。

また、基本構想を基に平成 23 年度までの前期基本計画を策定中であり、その中では「コンパクトなまちづくり」を主要課題の一つとして掲げる予定である。

富山市総合計画基本構想

富山市では、17年度当初より合併に伴い新たな総合計画を策定しているところであり、その中で、市民参加による地域別ワークショップやテーマ別タウンミーティングを開催するとともに4つの部会で検討を重ね、平成18年9月25日には富山市総合計画基本構想を議会で議決し、その中で以下のように記載している。

土地利用の方向性（抜粋）

1 市街地ゾーン

既成市街地及びその周辺地域は、市街地ゾーンと位置付け、コンパクトで効率的な市街地の形成を図ります。

まちづくりの目標達成のための施策（抜粋）

3 コンパクトなまちづくり

まちなかの定住人口の増加を図り、まちの賑わいを取り戻すことに努めるとともに、地域の生活拠点地区においても計画的な土地利用の推進を図り、生活の諸機能がコンパクトに集合した、暮らしやすいまちづくりに努めます。

- ・歩いて暮らせるまちづくりの推進
- ・まちなか居住の推進
- ・地域の生活拠点地区の整備

富山市総合計画前期基本計画（策定中）

現在、基本構想を基に平成23年度までの前期基本計画を策定中であり、平成18年10月にはパブリックコメントを実施し、平成18年12月13日には総合計画審議会より答申を受け、平成19年3月には策定する予定である。現在の計画案においては以下のように記載している。

都市と自然が調和した潤いが実感できるまち

政策3 コンパクトなまちづくり

（施策1）歩いて暮らせるまちづくりの推進

施策の方向

- コンパクトなまちの実現に向けた整備計画の推進
- 公共交通の活用による歩いて暮らせるまちづくり

（施策2）まちなか居住の推進

施策の方向

- まちなか居住の推進
- まちなかの生活環境の整備

2) 富山市都市マスタープラン（策定中）

「公共交通の活性化によるコンパクトなまちづくり」を基本理念とし、生活者の視点を第一に、自動車を自由に利用できない人にとっても、日常生活サービスを利用できる生活環境の形成を目指し、徒歩圏と公共交通を都市の骨格とするコンパクトなまちづくりを進める検討をしている。

現在、策定会議や検討委員会で検討されており、平成 19 年 1 月にパブリックコメントを実施。

・ 将来都市構造

1 . 骨格的な土地利用の基本方針

(1) 基本的な考え方

- ・コンパクトなまちづくりの推進を図るため、都心での広域的な都市機能の集積や地域生活拠点での身近な生活サービスの集積を図り、市域全体として均衡のとれた拠点集中型のまちづくりを進めます。
- ・また自動車を自由に利用できない人にとっても、日常の生活サービスを利用できる生活環境の形成を目指します。公共交通の活性化を図るとともに、駅等を中心とした徒歩圏において人口や諸機能を誘導し、全市的に歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

(富山市都市マスタープラン検討委員会資料より抜粋)

(4) コンパクトなまちづくりに向けた具体的な取組

上記の富山市総合計画等の正式な策定に先駆け、本市ではコンパクトなまちづくりに向け、以下のような取組を始めているところである。

1) 公共交通の活用

ＪＲ富山港線路面電車化事業

既存の富山港線を路面電車化し、運行頻度の改善や終電時間の延長といった運行サービスの向上、駅の増設、低床車両の導入、車両、電停等のトータルデザインにより、市民の身近な公共交通機関とすべく我が国初の本格的な L R T として平成 18 年 4 月に開業させた。

これに併せて、沿線において駐輪場の整備といった駅アクセスの整備、高齢者賃貸住宅建設といった住宅整備、古い街並みの整備等を行っている。(P 124 : 公共交通の利便性向上に関連した活動についてを参照)

ＪＲ高山本線活性化社会実験

旧 5 市町村を結ぶ南北公共交通軸である高山本線の活性化を目指し、平成 18 年 10 月より高山本線の運行本数の増加や終電時間の延長、フィーダーバス (駅と住宅地を高頻度で結ぶバス) 、乗り合いタクシーの運行パークアンドライド等の社会実験を実施している。

これに併せて、沿線において駅舎の改修や道路整備、観光、レクリエーション拠点の整備を行うこととしている。

2) 大規模集客施設等の立地に関する取組

準工業地域における大規模集客施設の立地制限

本市では、今後新たに郊外部に大規模集客施設が立地し、中心市街地活性化の取組の効果が薄れることを防ぐため、準工業地域における特別用途地区を活用した大

規模集客施設の立地制限を行っている。

大規模小売店舗立地法の特例措置による商業集積

郊外における大規模集客施設の立地規制だけでは、中心市街地への商業集積の促進を図るには不十分であることから、中心市街地において大規模小売店舗立地法の手続きの簡素化を図る特例措置を適用することを検討している。

中心市街地には空き地・空き店舗が見られ、これらに多くの集客が見込める新たな大型商業施設の出店を促進していく措置に取り組むことで、多様化する市民の消費ニーズに対応した魅力的な商業集積を形成していくこととする。

3) 住宅の立地に関する取組

高齢者の住み替え促進への取組

平成 19 年度から、高齢者の生活に適した環境を備えた中心市街地への住み替えを誘導していくため、中心市街地に居住を希望する高齢者世帯の持家の借り上げ、子育て世帯への転貸を図る「(仮称)富山市高齢者の持家活用による住み替え支援事業」に取り組むことを予定している。

公営住宅の郊外不立地の取組

市内の公営住宅は平成 18 年度現在 4,661 戸であり、このうち、法定耐用年限を超えた住宅は 951 戸と全体の 2 割を占め、その大半が公共交通の利便性の低い旧市内の市街化調整区域に立地している。

市ではコンパクトなまちづくりを進めるため、郊外を中心に整備してきた公営住宅について、建替えの際は中心市街地や鉄軌道駅周辺への市街地に重点において整備していくなどの方向転換が必要と考えており、現在、公営住宅等整備計画策定検討委員会を設置し、平成 19 年度から 10 年間の公営住宅整備の指針となる公営住宅等整備計画の検討を進めている。

公共交通の沿道での住宅立地の支援の取組

富山市都市マスタープランにおいて、まちづくりの基本理念として掲げられた「公共交通の活性化によるコンパクトなまちづくり」を推進していくために、鉄軌道をはじめとする公共交通の活性化と合わせて、平成 19 年度からその沿道での住宅取得を支援していくことを予定している。

[5] 富山市中心市街地活性化基本方針

中心市街地の活性化にあたっては、本市が市内全域で進めるコンパクトなまちづくりの一環としての位置づけで、以下の方針に基づき進めていくこととする。

(1) 富山市中心市街地の必要性と戦略

コンパクトなまちづくりにおける拠点づくりを、最も都市機能が集積した徒歩圏域である中心市街地においてまず行う。

富山市中心市街地は、商業、業務、文化、娯楽、教育、行政等、多種多様で広域の利用圏域を持つ都市機能が集積するとともに、飲食料品、医療機関、金融機関といった生活利便施設も集積した徒歩圏である。

加えて、利便性の高い路面電車市内線や富山ライトレールといった鉄軌道網が存在しており、遅くとも平成 26 年度末までに予定されている北陸新幹線の開業により、名実ともに富山県の玄関口となる公共交通の要の地域である。

このことから、徒歩圏、公共交通を骨格とする富山型「コンパクトなまちづくり」における拠点づくりを始める上で、最もふさわしい場所である。

公共投資を呼び水に、民間の投資意欲を促す

市民や民間事業者が、郊外の住宅地や幹線道路沿いではなく、中心市街地内の空き地や青空駐車場となっている土地や空きビルなどの既存ストックに対して投資意欲を高めるように、集中的に公共投資を行い、民間サイドの投資環境を整える。

このことから、本基本計画において目指すべき中心市街地像や、そのために進める公共投資の事業を明確にし、活性化の必要性を市民をはじめとする民間サイドに P R することで、民間の投資意欲を促していく。

中心市街地の活性化により、富山市全体の活力向上を目指す

公共投資を呼び水に、民間投資もあわせた中心市街地活性化事業を展開することで、中心市街地において車に頼らないで暮らせる生活環境を整備するとともに、ライフスタイルの多様化に応えるまちづくりを行い、富山型「コンパクトなまちづくり」を民、官で連携し具体化していく。

中心市街地は富山県中部地域の商圈、通勤圏の中心であり、市民の経済・社会活動にかかせない地域であることから、例えば、J R 富山駅周辺整備やグランドプラザといった中心市街地内の投資であっても、多くの市民や観光客に利用されることにより、その波及効果は市内全域に及ぶこととなる。

また、中心市街地で活発な経済活動がなされることで大きな税収が生まれ、市域全体にわたる道路や公園といった都市の維持管理コストをまかなうことが可能となる。都市管理を安定継続的に行うことで、周辺地域の維持発展も含めた富山市全域の活力向上につなげていく。

(2) 富山市中心市街地の将来像

徒歩圏ならではの充実した生活機能に加え、富山県の「顔」、富山市を代表するまちの「顔」としての魅力と活力を創出することにより、市内の他の徒歩圏とは違ったコンパクトなまちづくりを目指す。

富山市中心市街地の将来像

多様な娯楽機能の集積により、魅力的な暮らしができる

- ・ 様々なニーズに対応した専門店や、気軽に利用できる休憩・喫茶スペースなどがあり、それぞれの好みに応じて独自の都心ライフを創造・展開できる。
- ・ 図書館、美術館、公園、文化ホールなどの施設が集積し、都心ならではの生活を楽しむことができる。
- ・ 仕事帰りに映画や演劇などを見たあと、食事などを楽しみながらエンターテインメントの余韻に浸るなど、豊かな生活を楽しむことができる。

充実した生活機能の提供により、安心な暮らしができる

- ・ 路面電車の電停やバス停が家のすぐそばにあり、車に依存しなくても日常生活を送ることができる。
- ・ 日常の買い物施設や診療・介護施設が歩いていける範囲にあり、気軽にサービスを受けることができる。
- ・ ディスポーザー排水処理システムや除雪作業の徹底など、高密度の市街地ならではのサポートが提供される。

(3) 具体の施策と主体

旧基本計画による活性化が大きな成果を発揮できなかった反省点として、事業が広く多方面に展開されることにより目標が不明確となったことがあげられる。この点を踏まえ、今回の基本計画においては活性化の目標を絞り、以下の三つの分野において事業を実施する。実施にあたっては、従来から活性化の主体となっている行政や商業者のみならず、まちづくりに関心を有する市民の巻き込みなど「多様な主体」により、中心市街地活性化協議会等の場を活用しながら「施策の連携」を図り、総力戦で行うこととする。

富山市中心市街地活性化の目標と施策の三本柱

公共交通の活性化により車に頼らずに暮らせる中心市街地の形成

公共交通の利便性の向上

中心市街地の特徴である充実した交通基盤を活かした公共交通の活性化と、日常の生活サービスを利用できる都市機能が整った徒歩圏の形成により、高齢者も含めた多くの人が車に頼らず暮らしやすい中心市街地を形成する。

- ・ 郊外から中心市街地への公共交通のサービス向上に取り組む
- ・ 路面電車市内線などの公共交通を充実して、車に頼らず生活できる、住みやすいまちなかを実現する
- ・ 乗降の簡便化を図るＩＣカードの導入など、公共交通の利用促進のための取組を進める

魅力と活力を創出する富山市の「顔」にふさわしい中心市街地の形成

賑わい拠点の創出

人が集い、社会的、経済的、文化的活動が活発に行われ、富山市の活動の中心となるとともに、富山市全体がより活力ある地域経済社会を確立していく拠点として、魅力と活力を創出する富山市の「顔」にふさわしい中心市街地を形成する。

- ・ 質の高い暮らしの展開を支える多彩な商業機能を集積させていく
- ・ 映画、演劇、イベントなど、人が集まる都心ならではの楽しみを増やすとともに、図書館、美術館などの文化施設を整備していく
- ・ 市民が集まり活動や交流ができる空間を整備していく

魅力ある都心ライフが楽しめる中心市街地の形成

まちなか居住の推進

人口減少社会の到来に対応し、コンパクトなまちづくりを進めるなかで多様な住まい方が選択できる中心市街地を形成する。

- ・ 都市機能や生活の諸機能を集積させて日常生活の利便性を高め、“車に頼らず生活できるまちづくり”を進める
- ・ 教育、高度な医療、福祉の充実など“まちなかの暮らしの魅力づくり”を進める
- ・ 緑や景観等に配慮した“まちなかにふさわしい質の高い住宅づくり”を進める

(参考) 都市計画法改正時における富山市長の中心市街地活性化に対する意見

都市計画法改正にあたり、平成 18 年 4 月に開かれた衆議院国土交通委員会参考人質疑において、森富山市長はコンパクトなまちづくりのための法改正に賛成との趣旨で以下の説明と質疑応答を行っている(会議録より抜粋)。

説明

本市のまちづくりの基本的な考え方や、具体的に取り組んでおりますことを御披露させていただきまして、そのまちづくりを進めていく上からも、現在検討がなされております大型集客施設の郊外立地を規制という形で進めていくことが望ましいとの立場から意見を述べさせていただきます。

富山市の都市特性でございますが、私どもは昨年四月に合併をして市域が大きくなりましたが、合併以前から、既にこの旧富山市は極めて車に特化した社会でございます。旧富山市の D I D 地区は年々広がっておりまして、しかし、人口は横ばいでありまして、つまり、広く、薄く、拡散型のまちづくりとして取り組んできたわけでありまして、その結果、D I D 地区の人口密度は全国の県庁所在地で最下位という状況であります。

いろいろなことがございますが、この一因としては、やはり商業施設がロードサイドに張りついたり、郊外へ展開していった、あるいは公共公益施設もみずから郊外移転をしていったということなども含めて原因していると思っておりますが、いずれにしても、拡散型のまちづくりをずっと続けてきたわけでありまして、

その結果、現在、自動車が自由に使えない人にとっては極めて暮らしにくい町となっております。参考までに申し上げますと、小学校単位のエリアで野菜が買えないという地域が幾つも出てまいりました。つまり、八百屋さんではとてももう経営ができないということで、中小のスーパーさえ経営をやめていくという状況であります。

また、都市の管理に要する行政コストが極めて高い。さらには、もちろんのことですが、中心市街地の空洞化ということから活力が喪失している。今後さらに人口が減少していくことを考えますと、低密度化が一層進むということも予想されます。何よりも、高齢化がどんどん進むことによって、近い将来、交通弱者がどんと出現してくる、その時代をどう乗り切っていくのかということが大変重要だと思っております。あわせて、中心市街地が平面駐車場と空き家ばかりでございまして、投資対象としての魅力がありませんことから地価の下落も進んでいるということでもあります。

そういった問題を認識して、どう対処するかということに際しまして、一言で言いますと、コンパクトなまちづくりを実現したいと思っております。鉄軌道を初めとした公共交通を活性化させ、その電停や駅周辺に居住、商業、業務、

文化等の諸機能を集積させることによって、公共交通を軸とした拠点集中型の町をつくってまいりたい、こう思っております。

さりとて、郊外に居住している方を中心市街地に誘導してくるというときに、無理やり引っ張ってくることはとても不可能だろう、こう思っております。しかしながら、少なくとも今まで続けてきた拡散型のまちづくりということには歯どめをかけて、中心部に住むことが選択されるような魅力を高めていく取り組み、そして同時に、郊外に住んでいる方から見ても、中心部への移動が容易だ、そういう移動手段の確保をすることが両方の柱として必要ではないか、このように思っております。

少し具体の取り組みを披露したいと思いますが、その取り組みのリーディングプロジェクトと位置づけておりますのが、現在整備を進めております、JR富山港線をJRさんから引き受けて、市が中心となりました三セクで新たに路面電車化をしてLRTとして運行を開始しようとする取り組みであります。延長およそ八キロ程度の線ではございますけれども、北陸新幹線の供用開始までの間、富山駅の高架化事業が進みますので、富山港線を廃止することによって高架化事業の工事の余裕スペースをつくらうということから、あえて廃止をしたところであります。二月末で廃線となりました。現在鋭意工事を進めておりまして、路上に新たに軌道を敷設するということ、工事はほぼ完成に近くなってありますが、進めております。道路上に軌道敷設するというのは、昭和三十九年以来国内でも四十数年ぶりということだそうですが、市民の応援もありまして、今順調に進んでおります。具体的な電車のイメージでございますが、全低床車両を二両一編成で七編成を導入いたしました。来る四月二十九日からいよいよ営業を開始する予定でございます。利用者をふやすために運行サービスの質を大いに改善いたしまして、日中一時間に一本ぐらいいしか走っていなかったものを、ラッシュ時は十分、日中も十五分間隔に走らせるなど、いろいろな配慮をしたところでございます。そして、この鉄軌道の沿線を一つのまちづくりの区域と定めて、この中に住む人を集積するとか、暮らしやすさの質を高めていくということなどを進めていきたい、こう思っている次第であります。

その際、非常に大きな特徴は、まさに公設民営でこの事業をやろうとしていることでもあります。とかく鉄道事業あるいは軌道事業というのは、民間が鉄道事業として取り組んでいる、そして、その中で収支が合うことが期待されているわけですが、それでも、それではもうとても存立させることができませんので、あえて建設費や維持管理に要する費用は市が負担をする、そして、上下の上の部分、運行の営業だけは民間会社が担うという形で、はっきりと公設民営の方向性を市民に説明し、市民の理解も得ながら今進めております。おかげさまで、国を初め多くの関係機関の方々の御協力をいただき、四月二十九日、開業予定でございます。

続きまして第二弾として、現在、JR高山本線も、これも日中二時間に一本ぐらいいしか走っておりませんが、あえて高頻度運行の実験にこの秋から取り組もうとい

たしております。この費用も市が負担をいたしますが、そうすることによって、それぞれの駅周辺に住む方の暮らしの利便性というものを実感してもらうことができれば、そこに住むという選択肢を大きなものとして対象としていただけるのではないかと、こういうことなどを期待しております。

そして最終的には、実は富山市は全国でも有数の恵まれた鉄軌道資源を持っております。そして、それがすべて富山駅に結節するという好条件も備えております。したがって、富山駅から発着します市内に奇跡的に残ったこの路面電車を、もう少し延伸するなど質を高めて、先ほども言いましたLRTの富山ライトレールもここに接続をし、市の中心部に環状化したループとなった市電網をつくり、そのループにさまざまな方向から鉄軌道が結節してくるというまちづくりを完成させたいと思っております。

そうすることによって、中心部に歩いて暮らせる環境をまずつくり、そのためには、先ほど来各先生方のお話もありましたが、図書館などの公共公益施設や商業施設、そういったものを集積しなきゃならぬと思います。そして、既存の商業機能のブラッシュアップも図りながら、交通弱者がふえる、ひとり暮らしの高齢者がふえる市域全体の中、どの地域からもこの中心部にアクセスしやすい環境を同時につくっていくことによって、エリアとしてのコンパクトさのみならず、全体として、機能としてのコンパクトなまちづくり、これを実現してまいりたい、こう思っております。

現在御議論のあります本法律案につきましては、私どもが考えております、今申し上げたまちづくりにつきましても大変有用である、このように思っております。一万平米を超える大規模店舗などの特定大規模建築物の立地を都市計画によってコントロールする、そして、それを強化することが本法案の中心となっておると思っております。今言いましたまちづくりを進める上で、大型店の郊外立地は極めて深刻な悪影響を及ぼすと認識いたしております。町中に魅力のある商業施設をつくることも重要でありまして、そのためにも効果すると思っております。現在、本市の隣接市町村に極めて大きな影響を及ぼす可能性のある大規模ショッピングセンター立地の動きなどもありますことから、都道府県が広域的な観点から調整を行う仕組みを取り入れていることも本市にとっては大変ありがたいことだ、このように評価をいたしております。

人口減少という大きなターニングポイントの中で思い切ったまちづくりの方向性の転換というのが求められていると思っておりますので、この観点からもよろしくお取り組みをお願いしたい、こう思う次第であります。また、国におかれては、具体的な運用が円滑に進みますように、関連する政令、省令、運用指針などもお示しをいただくとありがたいと思っております。

質疑応答（抜粋）

赤池委員

自民党の部会の中でもLRTに関しては小委員会がございまして、欧米の事例など研究もさせていただいているんですが、富山はもともと路面電車が残っていた、その辺での発想かなと思っているんですが、LRTに着目された発想の原点みたいなものがございましたら教えていただきたいと思うんですが。

森参考人

今先生お話しのとおり、幸い、極端に車に特化した富山市ですが、さっきも言いましたが奇跡的に路面電車が残っておりまして、この経営自体は黒字でやっておりますので、電車を使うということに対して市民の一定の理解というものが基礎としてあるだろう、こう思いました。さらには、廃止するということが浮上しました富山港線そのものが、八十数年にわたって市民の足としてやはり愛されてきた、そういう背景を踏まえたときに、ここで廃止してバスにかえてしまう、それは余りにももったいないという意識がみんなの中にあっただと思います。やがてこの二つの路面電車を十年後ぐらいにはネットワーク化することの計画などを持ち出しましたので、大いに理解が広まったと思っております。やはり底辺にあるのは、市民のもとの理解だったと思っています。

遠藤（宣）委員

高齢者の集う場所と同時に、子供、核家族が出かけていくための、子供を扱ってくれる場所、遊ばせる場所というものはどういったような感じで取り入れられているか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

森参考人

先生お話しのとおり、私も、中心市街地なかんずく中心商店街の発揮しなきゃいけないこれから期待される機能としては、御指摘のとおり、子供連れの買い物客をどう満足させるのかということはあると思えます。

取り組みとしては、私どもも、中心商店街の中の空き店舗を、TMOが運営主体となりまして、しばらく買い物のお子さんを預かるとかというようなスペースは用意しております。あるいはまた、駅前にも市民学習センター的なものがありますが、そこにも職員も配置してスペースを用意してあります。

利用度は一定程度あると思っておりますが、しかし、全体としてはまだまだこの部分の機能を高めていくことは必要だろう、このように認識しています。

遠藤（宣）委員

商店街、中心市街地を活性化するために商店街の人たちはどういった工夫をするか。これは、サービスあるいはソフトで勝負をするしかないと思えます。なかなか家電が故障しても見に来てくれない、町の電気屋さんだったらすぐに飛んできてくれる、あるいは量販店のようにいろいろなものがずらっと並んでいないけれども相

談に乗ってくれる、こういった意味で、地域住民に対しての人の接し方、サービスの提供の仕方というものは非常に大きなものがあると思うんです。

それからもう一つ、いつも思うんですけれども、近所の商店街、個々に、ばらばらに広告が入っているんですが、統一的なカタログとか広告というのは入ってきません。いつも思うんですが、新聞の折り込みとかにでも、商店街全部の共通のカタログ、あるいは配達サービスとか、そういったものがあれば、量販店にもあるいは大型店舗にも対抗できるんじゃないかなというふうに思ってしまうんですけれども、そのあたり、自治体を実際に運営されている市長の事例があればお伺いできればなというふうに思います。

森参考人

御指摘のとおり、まずは商業者自身が中心商店街に住んでいないというようなことなどがあって、みずから当事者として、今御指摘のありました、にぎわいといいますか、ある意味のわい雑さも含めてつくり上げていくという努力は、今までは少し方向が違っていたんだろーと思ひます。そういうことをもう一度呼び戻してることが大切だと思ひていひますし、つまり、郊外に巨大な大型店ができるとう引張られて困りますが、商業地域の中でしっかりとした商業施設を誘致するということなどが、今おっしゃったことなどの解決にもなると思ひます。

もう一点だけ。今、高齢者のお話でしたが、私どもは、日中に限り、六十五歳以上の高齢者が中心商店街へ行く場合、あるいはそこから帰る場合、市域のどこから乗っても百円というサービスを、バスですが、始めました。非常に利用度が高く、今まで長い間、孫が休みの日だけ買い物につき合ってもらっていたというようなおばあちゃんたちが、何人か誘い合って日中にバスで町へ出かけるという実績が確実に出ておりますので、そういった取り組みも一つのアイデアかなと思ひております。

三日月委員

中心市街地が活性化しているという状況は、何がどうなっている状況を指されていらっしやいますか。また、理想的なまちづくりというのは、どういう状態になっていることを表現されていひますか。

森参考人

お答えになるかどうかわかりませんが、まず最初の中心市街地の活性化、どういう形が活性化と認識するかというお尋ねですが、やはりこれはひとり商業だけではないと思ひます。住まいすることや楽しむことも含めて、多様な面がありますので、そういったさまざまな面において元気があるという環境だろーと思ひますが、しかし、その中でも商業の果たす役割はやはり極めて、非常に大きいものがあると思ひていひますので、勢い商業を中心に町が形成されていくということだろーと思ひます。

同時に、そこに住む方々が歩いて暮らせる環境が提供されている、そういう中心部だろーと思ひます。現在のように小学校さえ成り立たないというようない状況では、

問題が大きいかなと思います。

それから、理想的な町というのは、いろいろな見方があると思いますが、文化度ですとか、景観ですとか、自然度だとか、さまざまなことを含めて選択肢が豊富にある地域であって、どういうライフスタイルを要求する人にもある程度こたえていけるようなものを提供できる、そういう町だろうと思います。そして、それは時代の要請に応じて刻々変化していくものだ、こういうふうにも思います。いずれにしても、市民一人一人がみずから暮らしたいと思う町、これがやはり理想の町だろうと思います。

三日月委員

この多様な主体をまちづくりに参加、参画させていくことの工夫や仕掛けについて、どのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。そのあたりについて、市長におかれては、どのような仕掛けをされているのかという、取り組み事例も含めてお話をいただければ幸いです。

森参考人

私の方も申し上げたいのは、さまざまな取り組みも、結局やはり市民の一緒になってやっていく、動こうとする気持ちがないと前へ進まない、こう思っています。

LRTの運行につきましても、第三セクターとは申せ、半分は民間が出資をいただいているわけでありまして、これもあつという間に出資がまとまりました。さらには、市民の寄附を含めて、現在二億六千万ほど基金も持っております。このように、多くの市民が当事者として参加してくれている機運をつくったことがよかったかな、こう思っていますし、あるいは、電停ごとにベンチがたくさんありますけれども、一基五万円でドネーションをお願いしますといたら、百六十八基、あつという間に応募があつたり、さまざまな形で市民を取り込んでいくというか、この取り組みにやはり尽きると思っております。

また、先ほどちょっと御披露しましたが、市域のところからバスに乗っても中心商店街でおりると百円という仕組みは、交通事業者の全面的な協力があって初めてできるわけでありまして。こういうことがきっかけとなって、それじゃというので、中心商店街の、例えばホテルがその定期券を見せるお客さんは10%引きにするとか宿泊は五割引きにするとか、思い切ったサービスがどんどん広がって、協賛店も今七十店舗にふえています。そういうふうに、市民も交通事業者も商業者も商工会議所もその他の機関も一つの事業に積極的にかかわっていただける、こういう機運が大事だと思います。

もう一点だけ特徴的なことを言いますと、かつて北前船が盛んだったころの回船問屋が随分残っていましたが、余り手も入らないでいましたけれども、今のLRTの終着駅の岩瀬港にその町並みが残ってしまっていて、市民の中から自発的に、この統一した景観、修景というものをつくっていこうという運動なども起きてきているところです。

もう一点申し上げますと、蛇足になりますが、中心商店街で、現在、地元の大学

生が中心になって、女性が専らですが、女性も男性も、まず土日は町へ出てごみを拾う、それから、大きな荷物を持っている人を助けてあげるとか道案内をすとかという形で、一種のアテンダントみたいなことが若い人を中心に進んでいます、これも専ら民間の皆さんによって運営されているということでもあります。

伊藤（渉）委員

現在の中心市街地の置かれています現状、そして今般の法改正で期待できる効果、これを実際に運用される側から見てのその効果について、できるだけ一般論、普遍的な御見解をお伺いできればと思います。

森参考人

先ほども申し上げましたが、私どもの市は、中心市街地の人口密度が全国の都道府県で一番低いという、極めて薄っぺらな町として、拡散型のまちづくりを進めてきました。これをこれ以上進めるとすると全体として地盤沈下してしまうという危機感を強く持っております。そのことからもう一度都心回帰というものを誘導していこうという施策を進めているわけですし、郊外に住む人も町の中へ出やすい、そのかわり移動手段も一緒にセットして提供します、こういう方向です。

したがって、町の中に住むという選択肢を選んでもらえるような魅力というものを町の中につくっていくことが必要であります。たくさんの要素がありますが、その中の一つの要素としては、やはり魅力的な商業施設が町の中にあるということは、これはどうしても避けられない問題だろうと思っています。その際、そのことが一定程度のコントロールの下で誘導されていくということが必要だろう、こう考えていますことから、郊外での大型商業施設の立地規制というものは、私どもの向かっている政策の方向からいうと、どうしてもこれは避けられない、ぜひ実現してほしいと思っている問題であります。

加えて、一都市で考えている都市計画やまちづくりの方向性が、隣の町で独自に判断する都市計画によって大型商業施設ができることによって混乱したり破壊したりするということを防ぐ意味で、都道府県の調整機能が盛り込まれていることも非常に高く評価をしているところであります。

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

城址公園周辺に広がる市街地は、天文12年(1543年)頃に築城された富山城に、江戸時代富山藩10万石が置かれたことで城下町として形成された。

また、明治期には浄土真宗本願寺派と大谷派の両方の派の別院建立が実現し、別院前の総曲輪通り周辺に、仲見世、飲食店、土産物店などが集まり、門前町として発展してきた。

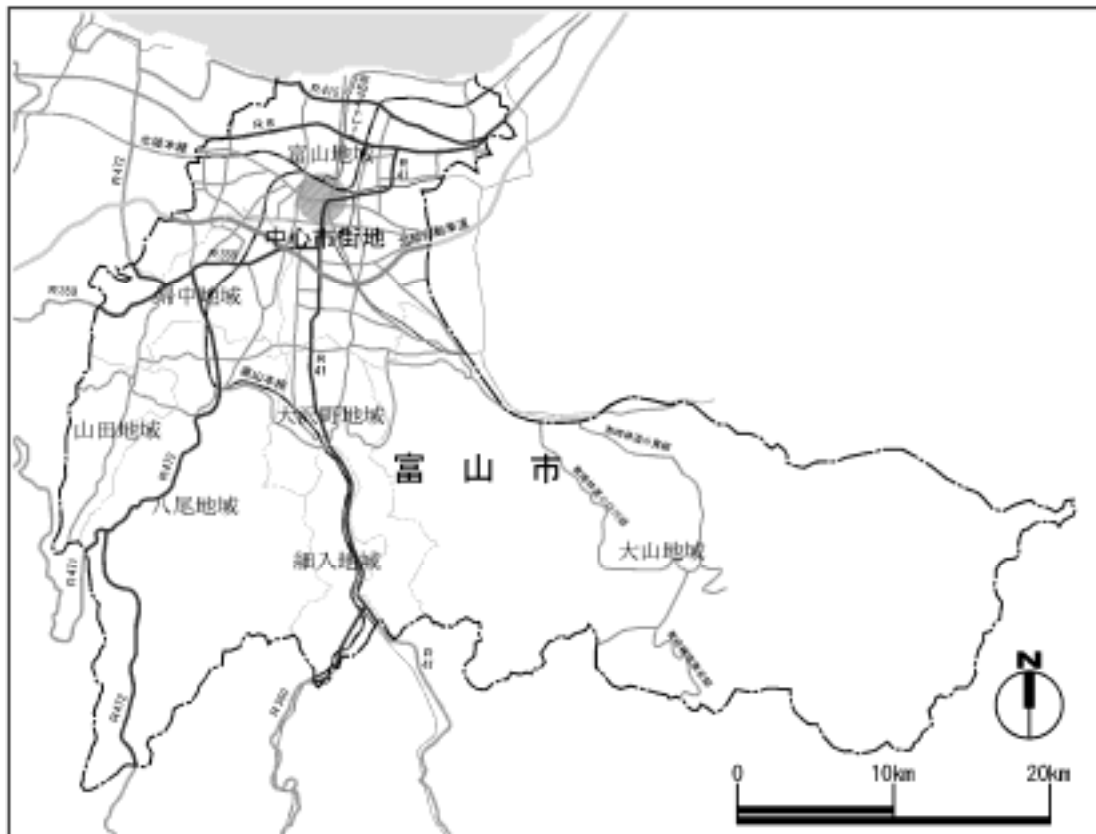
明治22年(1890年)の市制施行以降は、2度の大きな都市改造による近代化を展開してきた。最初は、大正末期から昭和初期にかけての運河開削事業及び神通川廃川地の土地区画整理事業による市街地形成であり、現在の市役所周辺の業務地区が新たにできた。

2度目は、戦後の戦災復興土地区画整理事業による都市部の再生であり、城下町の碁盤目状の街路パターンを継承しつつも、広幅員の城址大通りに代表される風格のある都市空間が整備され、富山地域の中心的な市街地として発展してきた。

こうした風格のある都市づくりの理念は、近年も富山駅北地区の「とやま都市MIRAI計画」に引き継がれており、幅員60mのブルーパールが形成されている。

このように、城址公園周辺に広がる市街地は、およそ100年に及ぶ近代的な都市づくりの歴史を持つ地域であるとともに、富山県の県都としての役割を担ってきた地域であることから、今回の基本計画においても中心市街地とする。

(位置図)



[2] 区域

区域設定の考え方

(1) 区域についての考え方

富山市中心市街地活性化の基本方針において「活性化の三本柱」と位置付けた「公共交通の利便性の向上」、「賑わい拠点の創出」、「まちなか居住の推進」の各施策の展開により中心市街地の活性化を実現していくことから、広域から人が集まる中心商業地区を含み、既存及び事業化検討中の公共交通の運行地域、賑わい拠点を形成する地域及び周辺の住居系用途地域を含む区域を中心市街地と設定する。

(2) 中心市街地の境界となる部分

- ・ 東側の境界は、しののめ通り（一般県道八幡田・稲荷線及び市道大泉稲荷線）
- ・ 南側の境界は、あざみ通り（市道磯部大泉線及び市道磯部大泉2号線）
- ・ 西側の境界は、けやき通り（市道神通町蜷川線）
- ・ 北側の境界は、富岩運河環水公園、ブルーバール（市道富山駅北線）、いたち川、JR北陸本線

(3) 区域の面積

- ・ 約 436 ha

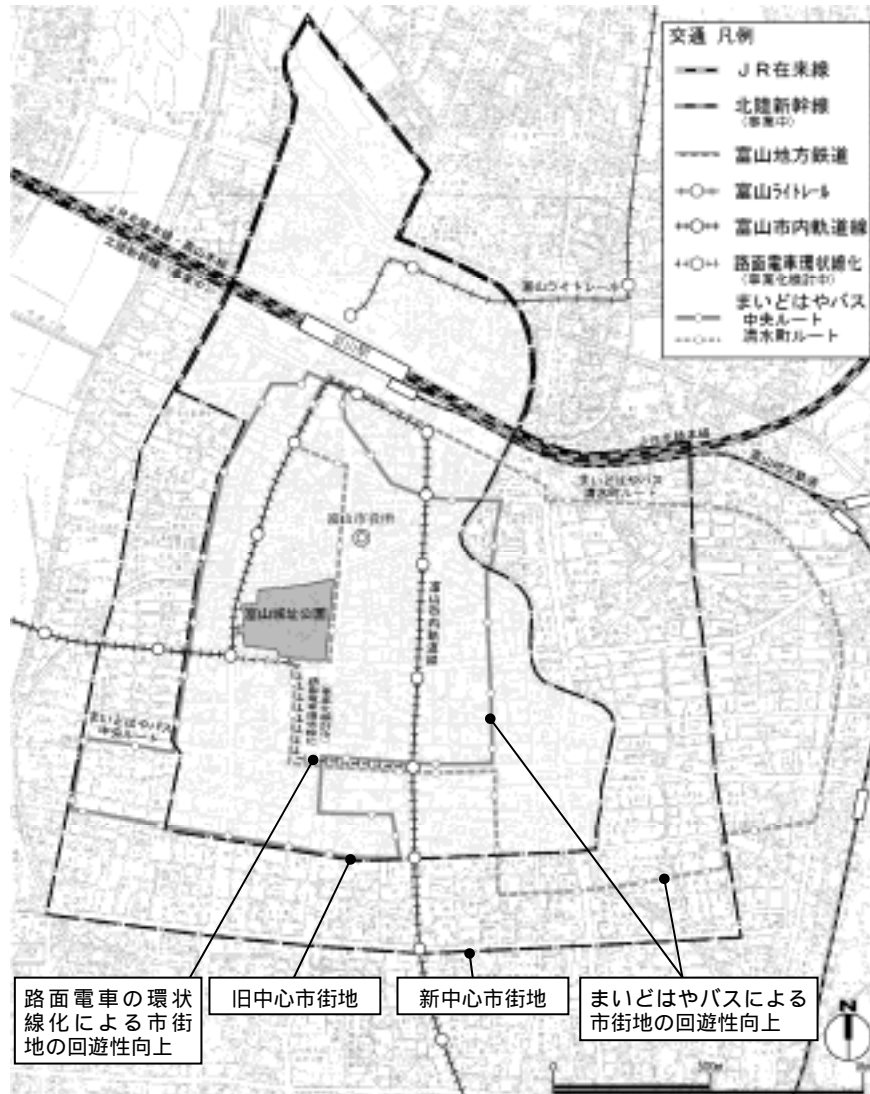
(区域図)



1) 「公共交通の利便性の向上」の視点の区域の考え方

富山市中心市街地においては、中心商業地区と周辺の居住地域の連携強化を図るため、コミュニティバス「まいどはや」を運行するとともに、中心商業地区周辺の公共交通の利便性向上の核となる路面電車環状線化の事業化検討を進めている。

これらの取組により、公共交通の利便性の高い、車に頼らず生活できるまちづくりを中心市街地活性化施策の柱としていくため、現在取り組んでいる事業が含まれる、今回の区域を設定するものである。

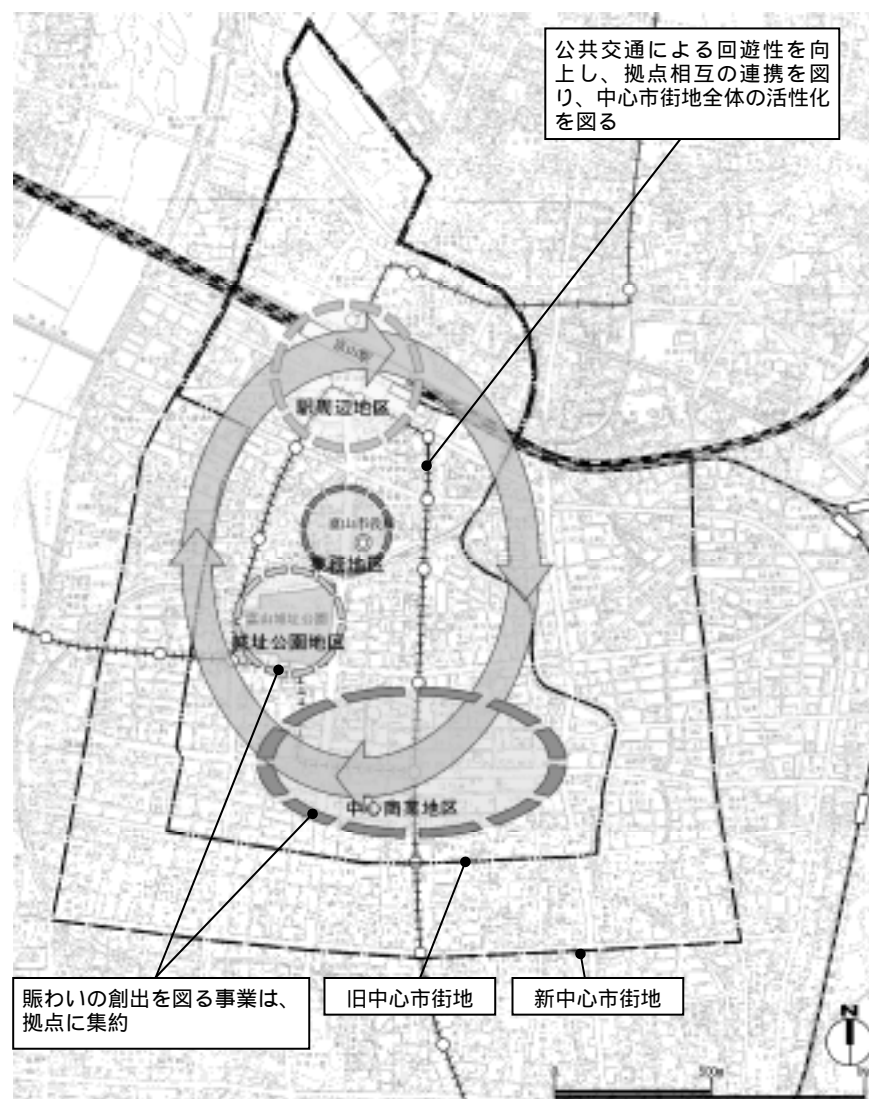


2)「賑わい拠点の創出」の視点の区域の考え方

富山市中心市街地は、富山市だけでなく富山県の「顔」となる区域であることから、広域から人が集まる富山の都心として、魅力ある賑わい拠点を創出することが必要である。

広域から人が集まる中心市街地となるには、単発的に賑わいを創出しているだけでは不十分であり、賑わいを創出する複数の取組を連携させることが必要である。現在具体化している賑わいの創出を図る事業は中心商業地区に集約しており、各事業の連携を図りながら、その相乗効果により中心市街地全体の活性化に取り組んでいくことが必要である。また、公共交通を利用して市民、来街者が駅周辺地区、城址公園地区、中心商業地区の3つの拠点を回遊できることで、中心市街地全体の魅力を高めていくことが必要である。

このことから、「賑わい拠点の創出」の観点からは、引き続き旧基本計画の区域を中心に事業を展開していくこととする。



3) 「まちなか居住の推進」の視点の区域の考え方

今回の新たな中心市街地活性化法においては、商業の活性化だけでなく、居住にも視点を置いた活性化が求められている。平成 17 年度から実施している「富山市まちなか居住推進事業」との整合を図り、中心商業地区の周辺に住居系用途地域が広がり、良好な住宅地を形成している地域特性を活かした徒歩圏内の便利な居住地域を形成し、中心市街地活性化を推進していくため、今回の区域を設定するものである。





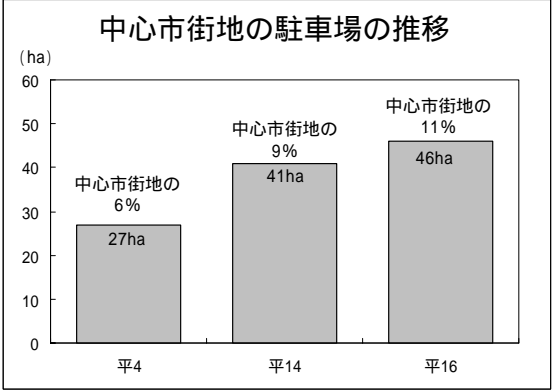
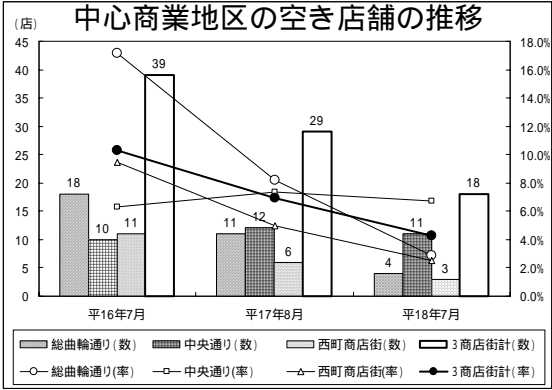
4) 旧中心市街地活性化基本計画との違いについて

今回の基本計画の策定にあたっては、従来からの商業の活性化に加え、様々な都市機能の集積やそれを支える居住人口の増加や公共交通の活用といった観点から、総合的に区域を見直したものである。結果的に旧基本計画と比べて計画区域は増加しているものの、これは都市機能の拡散を意図したものではない。

[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要 件	説 明																																				
<p>第 1 号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>中心市街地は、面積としては市内宅地(工業地区除く)約 6,101ha の約 7%であるが、以下の集積があり、いずれも富山市内で最も高い集積度合いとなっている。</p> <p style="text-align: center;">小売商業が集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山市の小売商業のうち、約 30%の店舗が集積し、約 25%の従業員が働き、約 23%の年間販売額を有している。 <p style="text-align: center;">小売商業の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>中心市街地 (A)</th> <th>富山市 (B)</th> <th>対市割合 (A / B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗数</td> <td>1,480 店</td> <td>4,959 店</td> <td>29.8%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>7,265 人</td> <td>28,879 人</td> <td>25.2%</td> </tr> <tr> <td>年間販売額</td> <td>1,182 億円</td> <td>5,212 億円</td> <td>22.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料：平成 16 年商業統計)</p> <p style="text-align: center;">各種事業所が集積し、特に金融・保険業が集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山市の各種事業所のうち、約 20%の事業所が集積し、約 20%の従業員が働いている。特に、金融・保険業については、市内の約 44%の事業所が集積する経済の中心地である。 <p style="text-align: center;">各種事業所の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>中心市街地 (A)</th> <th>富山市 (B)</th> <th>対市割合 (A / B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数(全)</td> <td>4,957 事業所</td> <td>24,382 事業所</td> <td>20.3%</td> </tr> <tr> <td>従業者数(全)</td> <td>47,818 人</td> <td>241,342 人</td> <td>19.8%</td> </tr> <tr> <td>事業所数 (金融・保険業)</td> <td>230 事業所</td> <td>521 事業所</td> <td>44.1%</td> </tr> <tr> <td>従業者数 (金融・保険業)</td> <td>4,823 人</td> <td>7,723 人</td> <td>62.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料：平成 13 年事業所・企業統計)</p> <p style="text-align: center;">行政、文化的施設などの公共公益施設が立地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城址公園及び周辺には、富山市役所、富山県庁、富山県警察本部、富山市立図書館本館、富山市郷土博物館、富山市佐藤記念美術館、富山市民プラザ、富山国際会議場などの行政機関、文化的施設が多数集積している。その他にも、富山市芸術文化ホール(オーバードホール)、富山市総合体育館など市の主要な施設が中心市街地に立地している。 		中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A / B)	店舗数	1,480 店	4,959 店	29.8%	従業者数	7,265 人	28,879 人	25.2%	年間販売額	1,182 億円	5,212 億円	22.7%		中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A / B)	事業所数(全)	4,957 事業所	24,382 事業所	20.3%	従業者数(全)	47,818 人	241,342 人	19.8%	事業所数 (金融・保険業)	230 事業所	521 事業所	44.1%	従業者数 (金融・保険業)	4,823 人	7,723 人	62.4%
	中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A / B)																																		
店舗数	1,480 店	4,959 店	29.8%																																		
従業者数	7,265 人	28,879 人	25.2%																																		
年間販売額	1,182 億円	5,212 億円	22.7%																																		
	中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A / B)																																		
事業所数(全)	4,957 事業所	24,382 事業所	20.3%																																		
従業者数(全)	47,818 人	241,342 人	19.8%																																		
事業所数 (金融・保険業)	230 事業所	521 事業所	44.1%																																		
従業者数 (金融・保険業)	4,823 人	7,723 人	62.4%																																		

要件	説明
	<p>富山県最大の商圈を抱える都市</p> <ul style="list-style-type: none"> 富山商圈は、東は朝日町まで、西は射水市、砺波市、南砺市の一部を含み、県域の半分以上の商圈人口約76万人、吸引人口約41万人を抱える富山県最大の商圈である。(富山県人口：約111万人) <p>旧富山市の商圈(平成14年)</p>  <p>(資料：平成14年消費動向調査)</p> <p>広い通勤圏を持つ都市</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧富山市は、北陸本線、高山本線等の鉄道沿線地域に広い通勤圏を持っており、東は朝日町まで、西は高岡市までが通勤圏となっている。 <p>旧富山市の通勤圏(平成12年)</p>  <p>(資料：平成12年国勢調査)</p> <p>以上のとおり、富山市中心市街地は、相当数の小売商業、各種事業所、公共公益施設等が、市内宅地の7%という限られた範囲に密度高く集積し、様々な都市活動が展開されている。また、富山市では中心市街地を中心として商圈や通勤圏が形成されており、富山市中心市街地に富山市の小売店舗の約30%、各種事業所の20%が集積していることから、富山市中心市街地は富山市及び富山県において経済的、社会的に中心的な役割を担っている地域である。</p>

要件	説明																							
<p>第2号要件 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること</p>	<p>中心市街地の様々な集積が低下することで、市全体の経済活力が停滞している。</p> <p>低未利用地の土地が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地では駐車場の増加が顕著であり、平成16年には平成4年の約1.7倍もの駐車場ができ、その多くは中心市街地全体に拡散した小規模で未整備な駐車場である。  <p>(資料：富山市まちなか居住推進計画)</p> <p>相当数の空き店舗がみられる</p> <ul style="list-style-type: none"> 総曲輪通り、中央通り、西町の中心商業地区の商店街では、空き店舗がみられる。近年、総曲輪三丁目の再開発事業への期待や影響から減少傾向にあるものの、全体の4%以上が空き店舗として推移している。  <p>(資料：富山市中心商店街/空き店舗情報センター事務局調べ)</p> <p>中心市街地の事業所数、従業者数は減少し、集積が低下</p> <ul style="list-style-type: none"> 富山市の各種事業所数は平成8年から平成13年に約5%の減少にとどまっているが、中心市街地の事業所数は、同時期に約10%減少している。また富山市全域の従業者数は増加しているが、中心市街地の従業者数は約14%減少している。 <p>事業所数、従業者数</p> <table border="1" data-bbox="544 1753 1401 1980"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>中心市街地 (A)</th> <th>富山市 (B)</th> <th>対市割合 (A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成8年</td> <td>事業所数</td> <td>5,537 事業所</td> <td>25,578 事業所</td> <td>21.6%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>55,857 人</td> <td>229,328 人</td> <td>24.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成13年</td> <td>事業所数</td> <td>4,957 事業所</td> <td>24,382 事業所</td> <td>20.3%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>47,818 人</td> <td>241,342 人</td> <td>19.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：事業所・企業統計)</p>			中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A/B)	平成8年	事業所数	5,537 事業所	25,578 事業所	21.6%	従業者数	55,857 人	229,328 人	24.4%	平成13年	事業所数	4,957 事業所	24,382 事業所	20.3%	従業者数	47,818 人	241,342 人	19.8%
		中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A/B)																				
平成8年	事業所数	5,537 事業所	25,578 事業所	21.6%																				
	従業者数	55,857 人	229,328 人	24.4%																				
平成13年	事業所数	4,957 事業所	24,382 事業所	20.3%																				
	従業者数	47,818 人	241,342 人	19.8%																				

要件	説明
----	----

- 小売商業の店舗数、販売額は減少し、集積が低下
- ・富山市全域の小売店舗数も減少傾向にあるが、中心市街地の小売店舗数は大きく減少し、平成16年には平成6年の約74%の店舗数となっている。
 - ・富山市全域の小売販売額はほぼ横ばいだが、中心市街地の小売販売額は平成16年には平成6年の約60%の額となっている。
 - ・富山市全域の小売従業者数は増加しているが、中心市街地の小売従業者数は平成16年には平成6年の約76%の人数となっている。

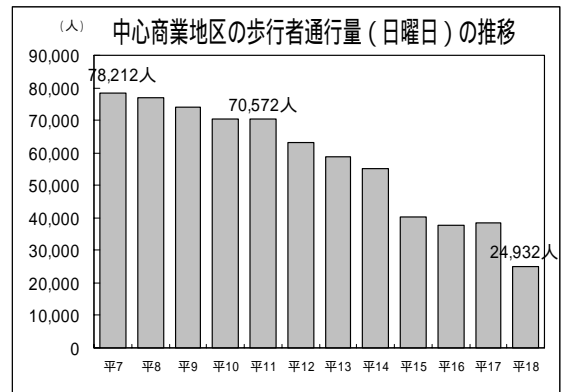
小売商業の店舗数、販売額、従業者数

		中心市街地 (A)	富山市 (B)	対市割合 (A/B)
平成6年	店舗数	1,995 店	5,811 店	34.3%
	販売額	1,973 億円	5,521 億円	35.7%
	従業者数	9,526 人	27,772 人	34.3%
平成16年	店舗数	1,480 店	4,959 店	29.8%
	販売額	1,182 億円	5,212 億円	22.7%
	従業者数	7,265 人	28,879 人	25.2%

(資料：商業統計)

中心商業地区の歩行者通行量は減少し、人の集積が低下

- ・中心商業地区の歩行者通行量(日曜日)は近年減少を続けており、平成18年には平成7年の約32%の歩行者通行量となっている。



(資料：歩行者通行量調査)

以上のとおり、中心市街地では各種事業者数、小売従業者数、店舗数、小売販売額が減少しており、空き事業所、空き店舗などが駐車場となり低未利用地が増加していることから、富山市の都市活動や経済活力の中心としての役割を果たす市街地としての集積が低下しつつあり、今後もさらに活力低下が進むおそれがあると認められる市街地となっている。

要件	説明
<p>第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>中心市街地の活性化は、富山市総合計画等と整合性をもって進めることとしており、中心市街地の発展は、富山市全域の発展に有効かつ適切である。</p> <p>富山市は合併に伴い、新たに富山市総合計画等を策定しているところであるが、その中では「コンパクトなまちづくり」を掲げる予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山市総合計画（一部策定済み）（再掲） 中心市街地の人口の空洞化が進み、薄く広がった市街地を形成している本市はさまざまな都市機能が非効率であると考え、富山市総合計画基本構想において、12項目のまちづくりの主要課題の一つとして「コンパクトなまちづくり」を掲げている。 また、基本構想を基に平成23年度までの前期基本計画を策定中であり、その中では「コンパクトなまちづくり」を主要課題の一つとして掲げる予定である。 ・富山市都市マスタープラン（策定中）（再掲） 「公共交通の活性化によるコンパクトなまちづくり」を基本理念とし、生活者の視点を第一に、自動車を自由に利用できない人にとっても、日常の生活サービスを利用できる生活環境の形成を目指し、徒歩圏と公共交通を都市の骨格とするコンパクトなまちづくりを進める検討をしている。 <p>中心市街地活性化基本計画の位置及び区域は、富山経済圏の中心にあり、既存のインフラストックを活用し、中心市街地の活性化により、富山市全体にその波及効果を及ぼし、市全体の活力向上につなげられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山市は平成17年4月に富山地域7市町村の合併により、県域の29.2%、県人口の37.9%を占める都市となった。市の中心部は江戸時代からの城下町で富山県の県庁所在地として発展し、一次商圈、一次通勤圏ともに富山県の中部地域において吸引力を有するなど、重要な役割を担う地域である。このように中心市街地は富山市において経済的、社会的に中心な役割を担っており、市民の経済・社会活動にかかせない地域であることから、例えば、JR富山駅周辺整備やグランドプラザといった中心市街地内の投資であっても、多くの市民や観光客に利用

要 件	説 明
	<p>されることにより、その波及効果は市内全域に及ぶこととなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地は、道路、公園、文化、教育、行政、交通機関等の多種多様な既存インフラストックが存在している。今後、少子高齢化が進み厳しい財政事情が続くなか、効果的でメリハリの効いた投資を行うためにも、既存インフラは最大限、有効に活用していく必要がある。 ・ また、中心市街地で活発な経済活動が生まれることで大きな税収が生まれ、市域全体にわたる道路や公園といった都市の維持管理コストをまかなうことが可能となる。都市管理を安定継続的に行うことで、周辺地域の維持発展も含めた富山市全域の活力向上につながっていく。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 富山市中心市街地活性化の目標

旧基本計画の反省を踏まえ、中心市街地活性化の目標を以下の三点に絞り、事業に取り組むこととする。

富山市中心市街地活性化の目標

公共交通の活性化により車に頼らずに暮らせる中心市街地の形成

富山市では高齢社会の到来が見込まれており、富山市中心市街地の魅力である充実した交通基盤を活かした公共交通の活性化と、日常生活サービスを利用できる都市機能が整った徒歩圏の形成により、高齢者も含めた多くの人が車に頼らず暮らしやすい中心市街地を形成する。

魅力と活力を創出する富山市の「顔」にふさわしい中心市街地の形成

人が集い、社会的、経済的、文化的活動が活発に行われ、富山市の活動の中心となるとともに、富山市全体がより活力ある地域経済社会を確立していく拠点として、魅力と活力を創出する富山市の「顔」にふさわしい中心市街地を形成する。

魅力ある都心ライフが楽しめる中心市街地の形成

人口減少社会の到来に対応し、コンパクトなまちづくりを進めるなかで多様な住まい方が選択できる中心市街地を形成する。

[2] 計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、平成 19 年 2 月から、既に進捗している事業が完了し、事業実施の効果が現れると考えられる平成 24 年 3 月までの 5 年 2 ヶ月とする。

なお、富山市では中心市街地活性化に向けた様々な取組を、遅くとも平成 26 年度末までに予定されている北陸新幹線の開業にあわせて進めており、長期的な視野のもと取り組むものとする。

[3] 数値目標指標の設定の考え方

中心市街地活性化の目標の達成状況を的確に把握するために、活性化策の三本柱である「公共交通の利便性の向上」、「賑わい拠点の創出」、「まちなか居住の推進」の各分野毎に数値目標指標を設定する。

(1) 「公共交通の利便性の向上」の数値目標指標の考え方

「公共交通の利便性の向上」に関しては、公共交通機関の一日平均乗車人員、鉄道駅の乗降客数などが数値目標指標として考えられるが、その中で、公共交通機関の一日平均乗車人員は、中心市街地の来街者数の動向も一定程度測定が可能であり、活性化の実態を把握する指標として適切である。また、交通事業者が自ら調査を行っており、定期的にフォローアップが可能なことからも適切な指標である。

富山市では、市民意識調査において公共交通機関の利便性が満足度の低い上位項目となっていたことから、これまでも路面電車市内線、定期路線バスの一日平均乗車人数を行政評価指標として現状維持を目標に設定してきており、市民にも理解されやすい指標である。

中心市街地活性化において対象とすべき公共交通機関としては、北陸本線、路面電車市内線、路線バスなどが考えられるが、今回の基本計画では公共交通に関する中心事業として路面電車の環状線化事業を予定しており、公共交通の利便性の向上の状況を端的にあらわす指標として、路面電車市内線一日平均乗車人数を設定する。

(2) 「賑わい拠点の創出」の数値目標指標の考え方

「賑わい拠点の創出」に関しては、歩行者通行量、事業所数、従業者数、空き店舗数などが数値目標指標として考えられるが、その中でも歩行者通行量は、中心市街地の来街者数の動向を把握することができるため、活性化の実態を把握する指標として適切である。また、富山市では、中心商業地区の商店街において、毎年、歩行者通行量の定点観測を行い、その結果は地元マスコミにも取り上げられており、定期的にフォローアップが可能な指標であるとともに、市民にも理解されやすい指標である。

賑わい拠点の創出とは、集客施設ができ、その結果として中心市街地の歩行者が増えることである。今回の基本計画においては、中心商業地区において、百貨店が出店する再開業事業、全天候型のイベントスペースの整備、空き店舗を活用した市民の文化・教養・娯楽の拠点整備、青空駐車場を活用した横丁整備、富山城址公園整備等による賑わい拠点の創出を予定しており、これらの整備による集客状況、つまりは賑わい拠点の創出状況を端的にあらわす指標として、中心商業地区の歩行者通行量（日曜日）を設定する。

(3) 「まちなか居住の推進」の数値目標指標の考え方

「まちなか居住の推進」に関しては、平成 17 年 3 月に策定した「富山市まちなか居住推進計画」において、平成 26 年度における中心市街地の居住人口の目標を 28,000 人と設定しており、定期的にフォローアップが可能な指標であるとともに、市民にも理解されやすい指標である。

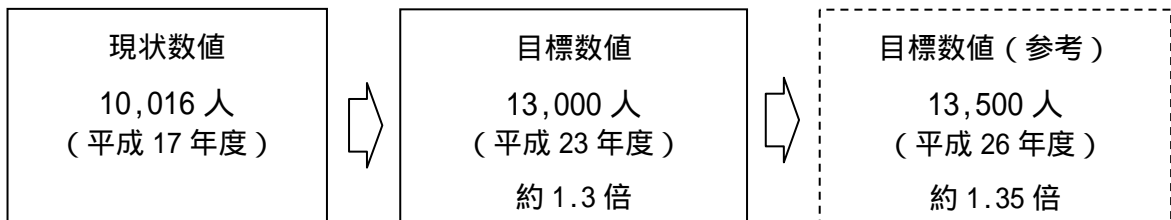
本基本計画で目指す、車に頼らず暮らしやすい中心市街地の形成と、富山市の「顔」というべき魅力と活力を創出する中心市街地の形成は、中心市街地に居住者があって成り立つものであり、本基本計画と富山市まちなか居住推進計画が目指す方向は同じであることから、「まちなか居住の推進」状況を端的に表す指標として、中心市街地の居住人口を設定する。

[4] 具体的な目標数値の考え方

(1) 「公共交通の利便性の向上」に関する目標数値

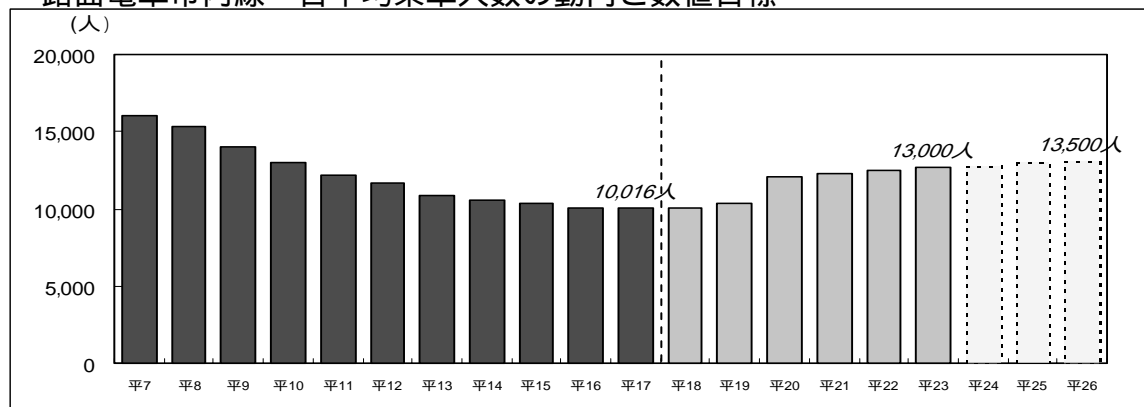
1) 路面電車市内線一日平均乗車人数(人)

公共交通を積極的に利用する中心市街地人口の増加、新たな目的地となる賑わい拠点の創出の観点から路面電車市内線一日平均乗車人数の増加を約2,600人と見込み、13,000人を目標数値とする。



富山市では中心市街地活性化に向けた様々な取組を、遅くとも平成26年度末までに予定されている北陸新幹線の開業にあわせて進めており、平成23年度以降も現在検討が進んでいる再開発事業等の具体化による人口増や、機能の集積や各種事業の相乗効果などによる利用者増を想定し、平成26年度には13,500人を目標とする。

路面電車市内線一日平均乗車人数の動向と数値目標



(資料: 富山地方鉄道(株)及び推計値)

2) 数値目標設定の考え方

本基本計画の施策のうち「賑わい拠点の創出」の観点の施策による集客の増加と、「まちなか居住の推進」の観点の施策によるまちなか居住者の増加が、路面電車市内線の利用者にもたらす効果を予測し、平成23年度に目標とする一日平均乗車人数を設定した。

路面電車市内線の乗車人数増の見込み

まちなか居住の推進 から見た増分	賑わい拠点の創出等 から見た増分	計
約480人/日	約2,088人/日	約2,568人/日

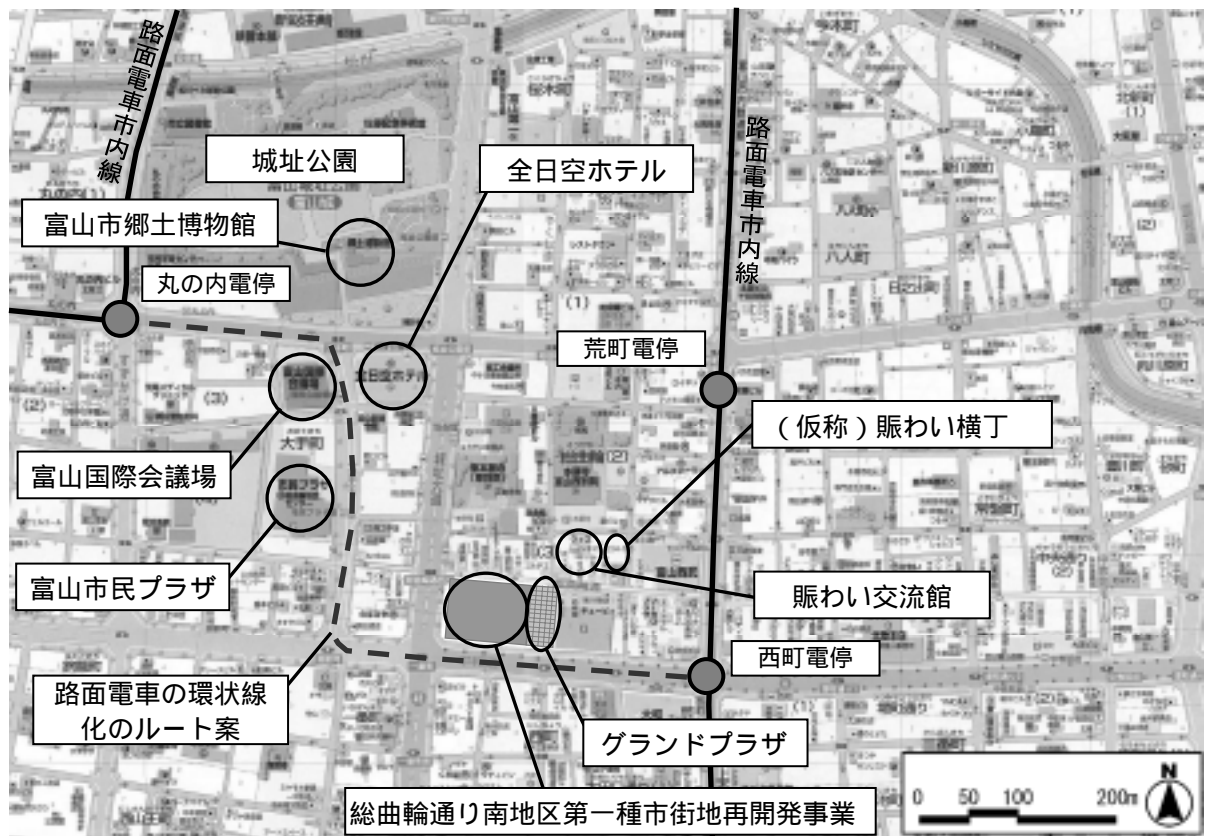
まちなか居住の推進から見た増分は、新たに中心市街地に居住する人は、一般よりも公共交通の利用への意識が高いと考え、平成23年度の目標居住人口から平成18年現在の居住人口を差し引いた2,400人の約20%を想定する。

賑わい拠点の創出等から見た路面電車市内線の乗車人数増の見込み

施設名	総曲輪通り南地区 第一種市街地再開発事業 (大和富山店)	グランドプラザ	賑わい交流館	
来客数の 見込み	8,400 人/日増	2,100 人/日	300 人/日	
乗車人数増 の見込み	(来客数の 15%) 1,260 人/日	(来客数の 15%) 315 人/日	(来客数の 15%) 45 人/日	
施設名	(仮称)賑わい横丁	相乗効果での 増加分	城址公園	計
来客数の 見込み	700 人/日	2,300 人/日	約 120 人/日	約 13,920 人/日
乗車人数増 の見込み	(来客数の 15%) 105 人/日	(来客数の 15%) 345 人/日	(来客数の 15%) 18 人/日	(来客数の 15%) 約 2,088 人/日

城址公園の来客数は、郷土博物館の年間利用者実態（約 4.5 万人）から想定した数値
城址公園以外の来客数については、「(2)「賑わい拠点の創出」に関する数値目標」の項参照

路面電車市内線の環状線化と関連する施設の状況



3) 目標達成に必要な事業等の考え方

目標達成に関しては、路面電車市内線の環状線化を始め、富山駅付近連続立体交差事業などを予定どおり完成させるとともに、街なか居住の推進や、賑わい拠点の創出として総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業、グランドプラザ整備事業、「賑わい交流館」整備運営事業、「(仮称)賑わい横丁」整備運営事業などの事業を完成させることが必要である。特に路面電車市内線の環状線化は、利用圏域の拡大や路面電車市内線の利用価値の向上に役立つとともに、路面電車市内線の利用者が駅周辺地区、城址公園地区、中心商業地区の3つの拠点を回遊することで賑わい拠点を連携する相乗効果が得られるため、早期の事業着手を進めていくことが重要である。

4) フォローアップの考え方

基本計画が認定された2年後の平成20年度において賑わい拠点創出の主要な事業が完成することから、平成20年度における路面電車市内線一日平均乗車人数12,000人を目安として、その進捗について調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点において再度調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

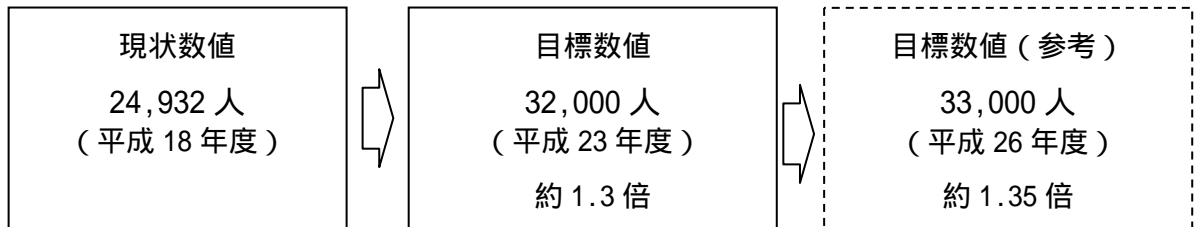
具体的には、路面電車市内線一日平均乗車人数は、富山地方鉄道(株)が毎年公表するデータを根拠としており、それに基づき数値目標の達成状況を確認するとともに、関連する賑わい拠点の創出を図る事業の進捗も併せて確認して設定根拠との妥当性を把握し、状況に応じて目標達成に向けた措置を講じるものとする。

来客数に対する路面電車の利用者の割合15%は、平成17年度中心市街地商業等活性化支援業務「市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業」で実施した「街角アンケート調査」において、土休日の中心市街地来街者の電車利用の割合が12%であることや、中心商業地区において展開される活性化事業の相乗効果を見込んで想定した数値。

(2) 「賑わい拠点の創出」に関する数値目標

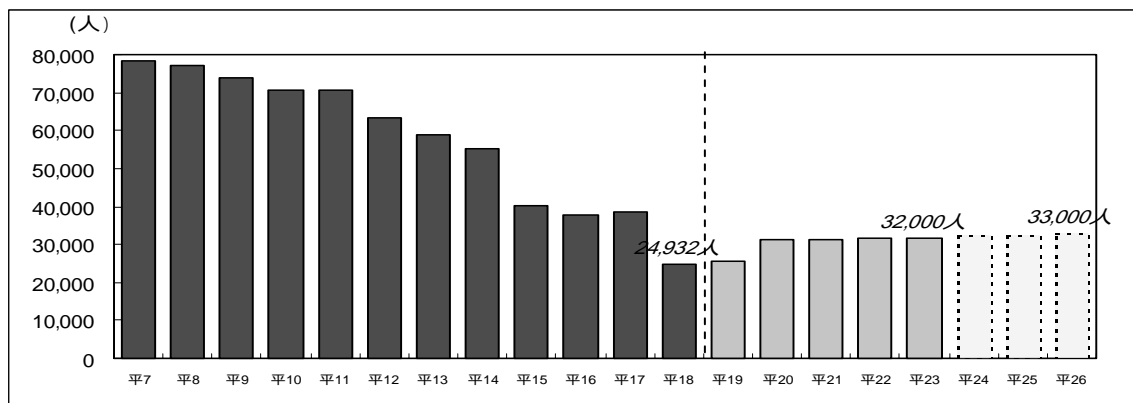
1) 中心商業地区の歩行者通行量（日曜日）(人)

中心商業地区で歩行を誘発する新たな目的地となる賑わい拠点の創出の観点から、中心商業地区の歩行者通行量（日曜日）の増加を約7,000人と見込み、32,000人を目標数値とする。



富山市では中心市街地活性化に向けた様々な取組を、遅くとも平成26年度末までに予定されている北陸新幹線の開業にあわせて進めており、平成23年度以降も現在検討が進んでいる再開発事業等の具体化による人口増や、機能の集積や各種事業の相乗効果などによる利用者増を想定し、平成26年度には33,000人を目標とする。

歩行者通行量の動向と数値目標



(資料：歩行者通行量調査及び推計値)

2) 数値目標設定の考え方

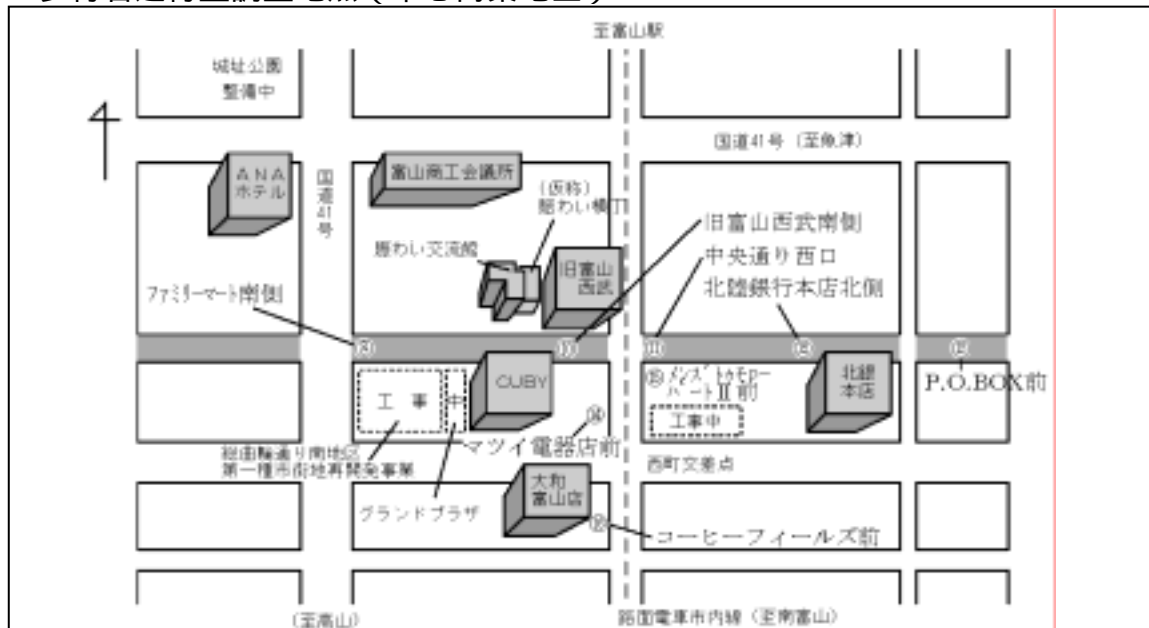
本基本計画の施策のうち「賑わい拠点の創出」の観点の施策による集客の増加が歩行者通行量にもたらす効果を予測し、平成23年度に目標とする中心商業地区の歩行者通行量（日曜日）を設定した。

歩行者通行量（日曜日・平成18年8月20日）実績（中心商業地区）

歩行者通行量(人)									計
	3,377	5,044	4,919	4,061	2,652	2,317	1,418	1,144	24,932

(資料：平成18年度歩行者通行量結果(富山市・富山商工会議所調査))

歩行者通行量調査地点（中心商業地区）



中心商業地区における歩行者増の見込み

施設名	総曲輪通り南区 第一種市街地再開発事業 (大和富山店)	グランドプラザ	賑わい交流館
開業予定	平成 19 年秋	平成 19 年秋	平成 19 年春
来客数の見込み	約 8,400 人/日増	約 2,100 人/日	約 300 人/日
歩行者増の見込み	(来客数の 50%) 約 4,200 人/日	(来客数の 50%) 約 1,050 人/日	(来客数の 50%) 約 150 人/日
施設名	(仮称)賑わい横丁	その他事業の相乗効果 で増加する来客数 (事業による来客数の 20%)	計
開業予定	平成 19 年春		
来客数の見込み	約 700 人/日	約 2,300 人/日	約 13,800 人/日
歩行者増の見込み	(来客数の 50%) 約 350 人/日	(来客数の 50%) 約 1,150 人/日	(来客数の 50%) 約 6,900 人/日

来客数に対する歩行者通行量の割合 50%は、平成 17 年度中心市街地商業等活性化支援業務「市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業」で実施した「まちかどアンケート調査」において、土休日の中心市街地来街者のうち徒歩または自転車の利用の割合が計 26%であることや、他の交通機関利用者も商店街を歩行者として回遊することが見込まれることから想定した数値。

総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業による集客増

現在、総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業においては、平成 19 年秋に 30,800 m²の面積を持つ大和富山店の開店が予定されている。

現在の大和富山店の日曜日等の休日の来客数は、同店へのヒアリングによれば、およそ 12,000 人とされている。

新規店舗の店舗面積は既存店舗の約 2.1 倍であることや、予想売上高から想定し、新規店舗の日曜日来客数を現在の 1.7 倍の 20,400 人と想定する。

このことから、新規店舗への来客純増者数を
20,400 人 - 12,000 人の約 8,400 人/日増と想定する。

既存店舗と新規店舗の比較

	既存店舗	新規店舗	既存、新規の比較
面積	14,576 m ²	30,800 m ²	約 2.1 倍
売上高	153 億円 (平成 18 年 2 月期)	200 億円 (初年度売上げ目標)	約 1.3 倍

(資料：大和ホームページ)

グランドプラザの集客

現在、総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業と C U B Y の間に、全天候型広場「グランドプラザ」の整備を進めており、平成 19 年秋にオープンの予定である。約 1,400 m²の広場に、大型映像施設等を設置したイベントスペースが整備される予定であり、年間 100 日程度(毎週土日)イベントを開催することが検討されている。

休日には魅力的なイベントを行い、集客を実現していくことから、広場の人口密度を 0.5 人/m²と想定し、グランドプラザ約 1,400 m²における集客を約 700 人と見込む。また、各種イベントは 11 時から 17 時頃までの間で開催される。

このことから、来場者回転数を 1 日 3 回程度とし、休日の想定来客数を
700 人×3(回転数)の約 2,100 人/日と想定する。

賑わい交流館の集客

昨年、寄附を受けた元映画館の建物(総曲輪 W I Z)を活用し、市民の文化・教養・娯楽の拠点となる市民映画館及び演劇や落語の上演用の小規模ホールへの整備を計画している。160 席の映画館、最大 200 人収容可能なホールを計画しており、約 300 人の集客を目標に事業を展開していく。

このことから、休日の利用者数を約 300 人/日と想定する。

(仮称)賑わい横丁の集客

総曲輪通り北側の飲食店集積地区において、現在駐車場である空地を活用した「横丁」を整備することを計画している。現計画では、6店舗(130席)の出店を予定している。

このことから、店舗回転数、稼働率を加味し、休日の利用者数を $130 \text{席} \times 7 \text{(回転数)} \times 0.8 \text{(稼働率)}$ の約700人/日と想定する。

店舗回転数7は、外食産業経営動向調査(社団法人日本フードサービス協会、平成12年)におけるファーストフード店の客席回転数6.93に基づく数値。

各事業の相乗効果と回遊性の向上の面からの集客

その他各種賑わい拠点の創出として掲載している事業である「中心市街地魅力創出事業」や「街なかサロン樹の子運営事業」などとの事業の相乗効果や中心商業地区全体としての回遊性の向上の面から歩行者通行量の増加が想定され、上記主要4事業の来客見込み数の約11,500人の20%程度がさらに集客すると推定する。

このことから、各事業の相乗効果による休日の利用者増を $11,500 \text{人} \times 0.2$ の約2,300人/日と想定する。

3) 目標達成に必要な事業等の考え方

目標達成に向けては、設定の根拠とした総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業、グランドプラザ整備事業、「賑わい交流館」整備運営事業、「(仮称)賑わい横丁」整備運営事業、総曲輪オフィシャルガイドブック作成事業などを予定どおり完成させ、中心商店街魅力創出事業や街なか感謝デー開催事業などを引き続き支援するとともに、富山市まちなか居住推進事業を始めとした街なか居住推進を図る各種事業や、路面電車環状線化事業などによる公共交通の利便性の向上に取り組むなど、来街者数の増加を図ることにより、中心商業地区全体で歩行者通行量の増加を図る。

4) フォローアップの考え方

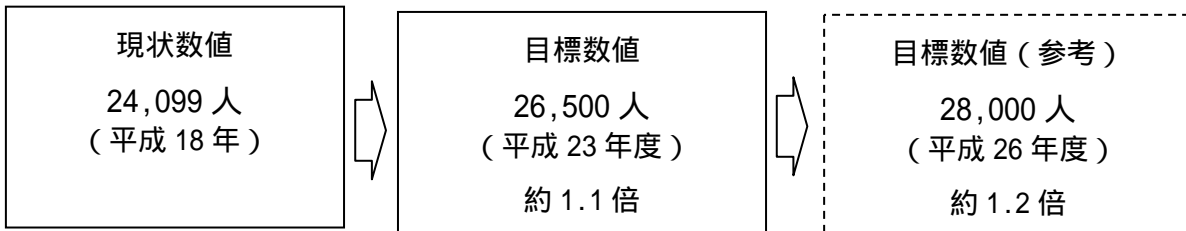
基本計画が認定された2年後の平成20年度において主要な事業が完成することから、平成20年度における中心商業地区の歩行者通行量(日曜日)31,000人を目安として、その進捗について調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点において再度調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

また、中心商業地区の歩行者通行量(日曜日)は、本市及び富山商工会議所で毎年実施している歩行者通行量調査データを根拠としており、それに基づき数値目標の達成状況を確認するとともに、その数値の精緻を図る観点から、新たに平成19年度から、1年間に複数回の中心商業地区での歩行者通行量の調査を行い、達成に関連する賑わい拠点の創出を図る事業の進捗も併せて確認して設定根拠との妥当性を把握し、状況に応じて目標達成に向けた措置を講じるものとする。

(3) 「まちなか居住の推進」に関する数値目標

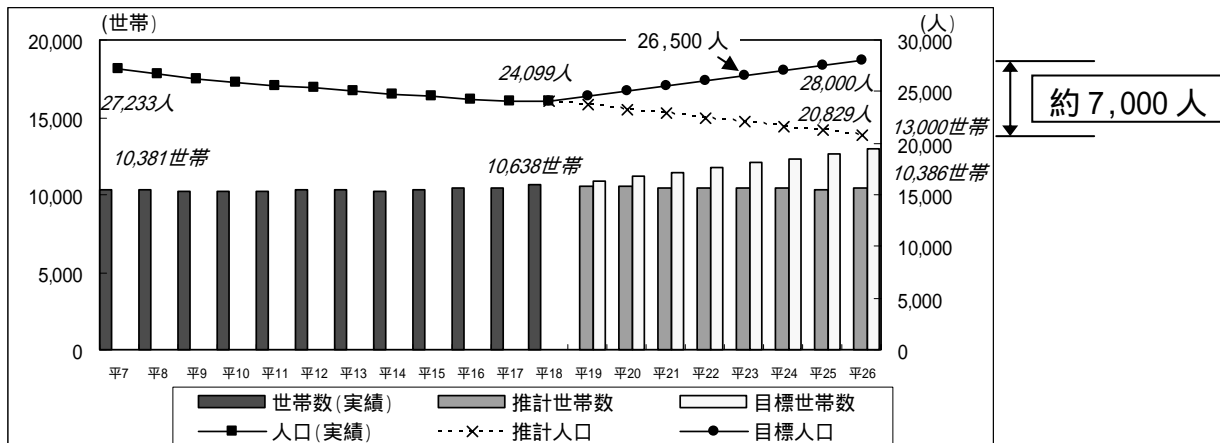
1) 中心市街地の居住人口(人)

平成17年3月に策定した富山市まちなか居住推進計画において、平成26年度における中心市街地の居住人口の目標を28,000人と設定している。これを踏まえ、26,500人を目標数値とする。



富山市では中心市街地活性化に向けた様々な取組を、遅くとも平成26年度末までに予定されている北陸新幹線の開業にあわせて進めており、平成23年度以降も現在検討が進んでいる再開発事業等の具体化による人口増を想定し、平成26年度には28,000人を目標とする。

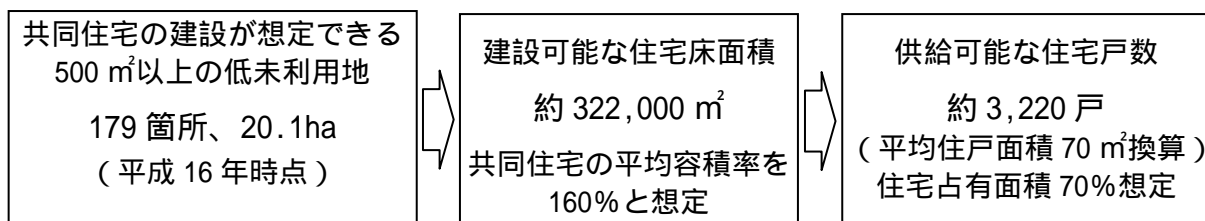
中心市街地の人口・世帯の動向



(資料：富山市まちなか居住推進計画をもとに、平成17、18年の実績を加筆)

2) 平成26年度、28,000人の目標数値設定の根拠

富山市まちなか居住推進計画において、施策による住宅供給量の目標を3,000戸(7,000人÷2.3人/世帯 3,000世帯)とし、その実現可能性を以下のとおり整理している。

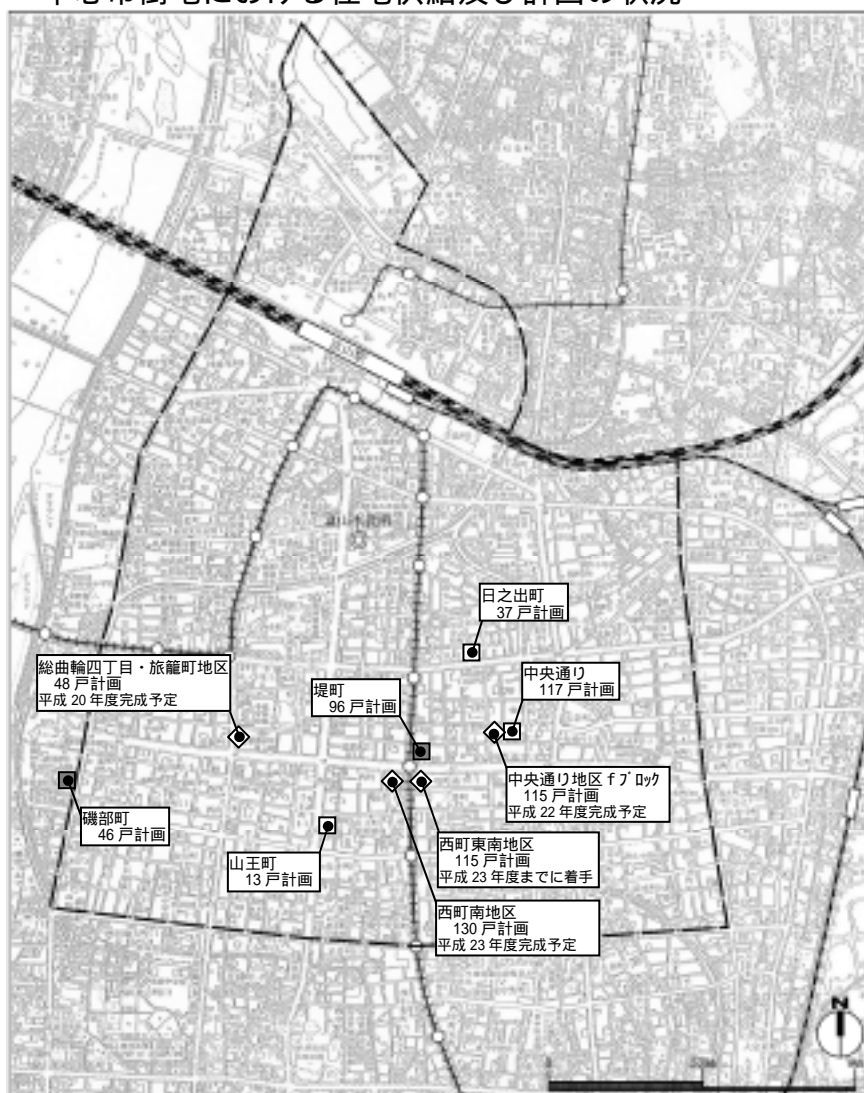


3) 近年の住宅供給の状況

平成 17 年 7 月に富山市まちなか居住推進事業を開始して以降、この一年あまりで以下の約 300 戸の住宅建設が進められている。

また、現在、この他に 4 つのマンション主体の再開発事業により約 700 戸の住宅供給が具体化しているなど、市民の中でまちなか居住志向が浸透し、その意識が高まっていることや、今後も、市としてまちなか居住推進事業をはじめとする中心市街地への集積を目的とした様々な住宅施策の展開を図り、支援していく予定であることから、8 年間で 3,000 戸の住宅供給を実現することは十分可能であると考えられる。

中心市街地における住宅供給及び計画の状況



中心市街地における住宅供給及び計画の状況

地区名	販売中		確認申請中			事業検討中				合計
	堤町	磯部町	日之出町	中央通り	山王町	中央通り地区 f707	総曲輪四丁目・旅籠町地区	西町南地区	西町東南地区	
計画戸数	96	46	37	117	13	115	48	130	115	717
	142		167			408				

(資料：中心市街地活性化推進課調べ)

4) 目標達成に必要な事業等の考え方

目標達成に向けては、引き続き富山市まちなか居住推進事業に取り組むとともに、堤町通り一丁目地区優良建築物等整備事業、中央通り地区 f ブロック第一種市街地再開発事業、総曲輪四丁目・旅籠町地区優良建築物等整備事業、西町南地区第一種市街地再開発事業、西町東南地区第一種市街地再開発事業など、住宅供給を図る再開発事業等の支援を進めていく。

また、公共交通の利便性の向上及び賑わい拠点の創出の各施策の展開により、中心市街地の魅力を高めることで、まちなか居住を住まい方の選択肢として市民に定着させ、まちなか居住を推進していく。

5) フォローアップの考え方

基本計画が認定された2年後の平成20年度における中心市街地の居住人口25,000人を目安として、その進捗について調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点において再度調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

具体的には、中心市街地の居住人口は、住民基本台帳人口を根拠としており、それに基づき数値目標の達成状況を確認するとともに、「富山市まちなか居住推進事業」の事業進捗も併せて確認して設定根拠との妥当性を把握し、状況に応じて目標達成に向けた措置を講じるものとする。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

富山市は、モータリゼーションの進展に伴い、全市域で道路整備を積極的に進め、全国でも有数の道路整備率を誇る市となっている。中心市街地においても、道路網や自動車での来街者のための立体駐車場などが整備されてきたところである。

しかし、中心市街地の商業施設や事業所、飲食店などが集積している中心商業地区は、戦後すぐに建設された木造建物も多く、環境改善や防災機能の面においては、整備が進んでいるとは言い難い状態である。

また、市民からのニーズの高い、イベントなどが開催できる公共空間や、市民が憩える都市公園などの整備も進んでいない状況である。

一方、富山市では、遅くとも平成 26 年度末までに予定されている北陸新幹線の開業にあわせ、富山駅周辺の土地区画整理事業や連続立体交差事業を推進することにより、既存の JR や富山地方鉄道の線路により分断されている富山駅の南北の一体化を図ることを進めている。これらの事業は、路面電車や路線バスなども含めた公共交通の拠点性を高めるとともに、鉄道による富山市の玄関口である JR 富山駅周辺において、民間事業者による建物の更新を促していくものである。

(2) 市街地の整備改善の必要性

この現状を踏まえ、富山市では、「公共交通の利便性の向上」、「賑わい拠点の創出」、「まちなか居住の推進」の三つの観点から中心市街地の活性化を目指す上で必要性が高く、目標達成に大きく寄与する「市街地の整備改善」として、以下の事業を今回の活性化基本計画に位置づけるものである。

- 1) 「賑わい拠点の創出」に大きく寄与する公共空間や都市公園整備事業
- 2) 中心市街地の環境改善や防災機能を高め、限られた土地の高度利用を図るとともに、「賑わい拠点の創出」や「まちなか居住の推進」に寄与する中心商業地区での商業施設や住居施設などを含む市街地再開発事業、さらには中心市街地に点在する空き地や青空駐車場などの低未利用地の有効活用を促進する事業
- 3) 中心市街地において、「公共交通の利便性の向上」に寄与し、遅くとも平成 26 年度末までに開業を予定している北陸新幹線のみならず、路面電車や路線バスなど各種公共交通も含め、富山駅前の拠点性を高める富山駅周辺地区の土地区画整理事業や街路事業等

(3) フォローアップの考え方

基本計画が認定された 2 年後の平成 20 年度において完了もしくは開始している事業について、進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点において再度進捗調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：グランドプラザ整備事業</p> <p>内容：全天候型ガラス屋根広場の整備事業</p> <p>位置：グランドプラザ（総曲輪三丁目）</p> <p>地区面積：約 1,400 m²</p> <p>実施時期：H17 年度～H19 年度</p>	富山市	<p>グランドプラザ整備事業は 2 つの再開発ビルの上に位置し、一年を通して使用可能な全天候型ガラス屋根の広場を整備するものであり、中心商業地区の貴重な公共空間として集客を見込むことから、賑わい拠点の創出を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： まちづくり交付金</p> <p>実施時期： H17 年度～ H19 年度</p>	
<p>事業名：富山城址公園整備事業</p> <p>内容：富山らしさを象徴する城址公園として再整備する事業</p> <p>位置：富山城址公園</p> <p>地区面積：約 7.4ha</p> <p>実施時期：H10 年度～H27 年度</p>	富山市	<p>富山城址公園整備事業は、中心市街地の中央に位置し、多くの市民や来街者の憩いの場となる公園の整備事業であり、賑わい拠点の創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>また、この公園は富山駅周辺地区と中心商業地区の間に位置していることから、両地区の回遊性を高めることが可能となり、ひいては、路面電車市内線の利用者増に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置の内容： まちづくり交付金</p> <p>実施時期： H16 年度～ H23 年度</p>	
<p>事業名：低未利用地活用推進調査事業</p> <p>内容：中心市街地に散在する小規模な低未利用地を集約して一定規模の土地として有効活用するための支援策等の調査事業</p> <p>位置：中心市街地</p> <p>実施時期：H18 年度～H20 年度</p>	富山市	<p>中心市街地におけるマンションや一戸建て住宅の建設を促進するためには、より多くの低未利用地の有効活用を図らなければならず、そのためには地権者や地域住民に対する働きかけが重要である。</p> <p>このため、本事業は短期的にはまちなか居住者の増加には結びつかないものの、中長期的には土地の高度活用を通じた居住人口と増加という中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： まちづくり交付金</p> <p>実施時期： H18 年度～ H20 年度</p>	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：富山駅周辺地区土地区画整理事業</p> <p>内容：富山駅周辺の土地区画整理事業</p> <p>位置：富山駅周辺地区</p> <p>地区面積：約10.4ha</p> <p>実施時期：H17年度～H29年度</p>	富山市	<p>北陸新幹線富山駅整備及び富山駅付近連続立体交差事業に併せ、駅南北を結ぶ都市計画道路や駅前広場の整備等による交通結節機能の強化及び利便性の向上を図り、活力あふれる拠点性の高い都心の形成を目指す事業である。</p> <p>平成23年度までには、仮設広場の設置による現在の交通結節機能及び利便性を保持しつつ進める事業であることから中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容：土地区画整理事業</p> <p>実施時期：H17年度～H28年度</p>	
<p>事業名：路面電車環状線化事業</p> <p>内容：富山地方鉄道市内軌道の延伸による市内電車の環状線化を図る事業[実施事業]</p> <p>位置：丸の内～西町</p> <p>延長：新設約0.9km</p> <p>実施時期：H19年度～H21年度</p>	富山市	<p>中心市街地を運行している路面電車市内線の軌道を延伸、環状化し、富山駅周辺地区と中心商業地区の回遊性向上を図ることにより、賑わいの創出と公共交通の利便性向上に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容：街路事業（路面電車走行空間改築事業）都市交通システム整備事業</p> <p>実施時期：H19年度～H21年度</p> <p>支援措置の内容：LRTシステム整備事業</p> <p>実施時期：H21年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：富山駅付近連続立体交差事業 内容：鉄道により南北に分断されている市街地状況の改善のため鉄道を高架化する事業 位置：明輪町～曙町（JR北陸本線、JR高山本線、富山地方鉄道本線） 区間延長：約1.8km 実施時期：H16年度～H28年度	富山県	鉄道により南北に分断されている市街地状況を改善し、交通結節機能の強化を図り、活力あふれる拠点性の高い都心の形成を目指す事業であることから、計画期間内においても将来を見越した民間の投資や事業の誘致が見込め、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容： 街路事業（連続立体交差事業） 実施時期：H16年度～H28年度	
事業名：総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業 内容：百貨店、専門店整備の再開発事業 位置：総曲輪通り南地区 地区面積：1.13ha 実施時期：H11年度～H19年度	総曲輪通り南地区市街地再開発組合	キーテナントとして地元の百貨店である㈱大和富山店が出店し、地権者の専門店も多く出店する再開発事業である。この事業は、中心市街地に新たな大型商業施設を整備することにより多くの集客が見込め、歩行者通行量の増大という賑わい拠点の創出に向けた数値目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容： 市街地再開発事業 実施時期：H11年度～H19年度	
事業名：堤町通り一丁目地区優良建築物等整備事業 内容：共同住宅、商業施設整備の共同事業 位置：堤町通り一丁目地区 地区面積：0.3ha 実施時期：H16年度～H18年度	住友不動産㈱	約96戸の共同住宅を計画するまちなかの居住人口増加を図る事業であり、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要である。 また一階の商業店舗は来街者を増加させると思われることから、賑わい拠点の創出にも寄与すると考える。	支援措置の内容： 優良建築物等整備事業 実施時期：H16年度～H18年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：中央通り地区fブロック第一種市街地再開発事業</p> <p>内容：更新が必要な街区における再開発事業</p> <p>位置：中央通り地区fブロック</p> <p>地区面積：約0.4ha</p> <p>実施時期：H19年度～H22年度</p>	<p>中央通り地区fブロック市街地再開発準備組合</p>	<p>約110戸の共同住宅を計画するまちなかの居住人口増加を図る事業であり、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p> <p>また一階の商業店舗は来街者を増加させると思われることから、賑わい拠点の創出にも寄与すると考える。</p>	<p>支援措置の内容：市街地再開発事業</p> <p>実施時期：H19年度～H22年度</p>	
<p>事業名：総曲輪四丁目・旅籠町地区優良建築物等整備事業</p> <p>内容：共同住宅、商業施設整備の共同事業</p> <p>位置：総曲輪四丁目・旅籠町地区</p> <p>地区面積：約0.3ha</p> <p>実施時期：H19年度～H21年度</p>	<p>総曲輪四丁目・旅籠町地区開発協議会</p>	<p>約48戸の共同住宅を計画するまちなかの居住人口増加を図る事業であり、まちなか居住の推進の目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p> <p>また一階の商業店舗は来街者を増加させると思われることから、賑わい拠点の創出にも寄与すると考える。</p>	<p>支援措置の内容：地域住宅交付金</p> <p>実施時期：H19年度～H21年度</p>	
<p>事業名：西町南地区第一種市街地再開発事業</p> <p>内容：更新が必要な街区における再開発事業</p> <p>位置：西町南地区</p> <p>地区面積：約0.8ha</p> <p>実施時期：H23年度までに着手</p> <p>*準備組合はすでに設立されており、地権者の協議により、事業内容を決定し実施。</p>	<p>西町南地区市街地再開発準備組合</p>	<p>約130戸(予定)の共同住宅を計画するまちなかの居住人口増加を図る事業であり、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p> <p>また低層階には賑わい創出の施設などを計画することから、賑わい拠点の創出にも寄与すると考える。</p>	<p>支援措置の内容：市街地再開発事業</p> <p>実施時期：H23年度までに着手</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：西町東南地区第一種市街地再開発事業</p> <p>内容：更新が必要な街区における再開発事業</p> <p>位置：西町東南地区</p> <p>地区面積：約 0.37ha</p> <p>実施時期：H23 年度までに着手 * 準備組合はすでに設立されており、地権者の協議により、事業内容を決定し、平成 23 年度までに着手。</p>	西町東南地区再開発準備組合	約 115 戸(予定)の共同住宅を計画するまちなかの居住人口増加を図る事業である。この事業は平成 23 年度までには着手することとなっているが、まちなか居住の推進を図ることや低層階には賑わい創出の施設などを計画していることから、計画期間内においても将来を見越した民間の投資や事業の誘致が見込め、中心市街地の活性化に必要である。	<p>支援措置の内容： 市街地再開発事業</p> <p>実施時期： H23 年度までに着手</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援措置のないその他の事業
該当なし

5 . 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

富山市は、この三、四十年間市街地が薄く広く拡散し、全国で有数の車に特化したまちになっている。

富山市立図書館、富山市芸術文化ホール（オーバードホール）、富山国際会議場など教育文化施設の多くは、現在も中心市街地に位置しているが、富山市民病院を始めとした多くの総合病院は、近年の改築時に車で訪れる多くの利用者の利便性を考慮し、広い駐車場や敷地が確保できる郊外に移転した。

これらの総合病院は、近年移転したばかりであることから、この基本計画期間内に中心市街地区域内へ回帰させることは大変困難なことだと考えられるが、将来の改築時には、本基本計画の方針を重視し、中心市街地区域内への回帰を推進していきたい。

一方、中心市街地は居住者の高齢者率が高く、また、暮らしやすい生活環境も整備されていることから、本市では民間の介護施設整備を支援してきたところである。また、路線バスや路面電車の交通結節点であり、市街地や郊外から高齢者が集まりやすいことから、中心市街地においてさらなる介護者への支援施設の要望も高い。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

この現状を踏まえ、富山市では、「公共交通の利便性の向上」、「賑わい拠点の創出」、「まちなか居住の推進」の三つの観点から中心市街地の活性化を目指す上で、必要性が高く、目標達成に大きく寄与する「都市福利施設を整備する事業」として、以下の事業を今回の活性化基本計画に位置づけるものである。

- 1) 「公共交通の利便性の向上」と「賑わい拠点の創出」に寄与し、中心市街地地域外からの来街者を増大させるとともに、区域内の居住者の利便性を向上させる社会福祉施設の整備

(3) フォローアップの考え方

基本計画が認定された2年後の平成20年度において完了もしくは開始している事業について、進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点において再度進捗調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業
該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：介護予防施設整備事業 内容：高齢者の介護予防を進める施設を整備する事業 位置：中心市街地 地区面積：約 5,000 m ² 実施時期：H19 年度～H22 年度	富山市	高齢者の介護予防を進める施設を整備する事業である。この事業は平成 23 年度までには着手することとなっているが、中心市街地区域内の居住者の利便性が向上し、区域外からの来訪者が中心商業地区に立ち寄ることによる賑わいづくりにも役立つことから、計画期間内においても将来を見越した民間の投資や事業の誘致が見込め、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容： 市単独費	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住推進の必要性

(1) 現状分析

中心市街地は、少子高齢化や持ち家志向の高さ、モータリゼーションの進展に伴う郊外部への転出により、居住人口の減少が進み、富山市全域の人口が横ばいであるにもかかわらず、平成7年から平成17年の間に約12%も減少している。

しかし、中心市街地を活性化させ、賑わいを取り戻すには、人口減少に歯止めをかけ、居住人口を増加させることが重要であることから、富山市ではまちなか居住を推進しており、その成果と昨今の地価の下落により民間主体のマンション建設が活発化し、平成18年には中心市街地の人口が下げ止まったところである。

一方、中心市街地内のマンション購入者は、郊外部に比較して、高齢者の割合が高いことや、一人世帯の割合が高いことなどの傾向が見られ、一般的なマンション購入中心層であるべき30代ファミリー層が少ないといわれている。これは、都心ならではの飲食店や映画館といった時間消費型の施設の集積など、ファミリー層にも多くの魅力を感じさせる都市機能集積が不足していることが原因と考えられる。

今後はニーズのある高齢者の中心市街地内への住み替え支援をさらに進めるとともに、食料品等の生活関連店舗の利用状況や欲しい店舗といった住民の意向を踏まえた調査を実施し、幅広い世代の中心市街地への誘導を図っていく必要がある。

(2) 住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等、街なか居住推進の必要性

居住人口を増加させることは、中心市街地の賑わいを取り戻し、商業等を活性化させ、公共交通の利用者の増加にもつながり、富山市がめざしている「コンパクトなまちづくり」を推進していく大きな原動力になるものと考えられる。

このことから、富山市では、「公共交通の利便性の向上」、「賑わい拠点の創出」、「まちなか居住の推進」の三つの観点から中心市街地の活性化を目指す上で、必要性が高く、目標達成に大きく寄与する「中心市街地における住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業」として、以下の事業を今回の活性化基本計画に位置づけるものである。

- 1) 「まちなか居住の推進」はもとより「賑わい拠点の創出」や「公共交通の利便性の向上」にも寄与する共同住宅等を整備する再開発事業や優良建築物等整備事業
- 2) 「まちなか居住の推進」、「賑わい拠点の創出」、「公共交通の利便性の向上」に寄与する高齢者の中心市街地への住み替えの支援事業や中心市街地への居住を図る市民や事業者への助成や支援事業

(3) フォローアップの考え方

基本計画が認定された2年後の平成20年度において完了もしくは開始している事業について、進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点において再度進捗調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：富山市まちなか居住推進事業 内容：質の高い住宅建設の促進への補助や良質な住宅取得への支援等を図る事業 位置：中心市街地 地区面積：約 436ha 実施時期：H17 年度～	富山市	まちなかの居住人口増加を図る事業であり、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容： まちづくり交付金 実施時期： H17 年度～ H23 年度	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：(仮称)富山市高齢者の持家活用による住み替え支援事業</p> <p>内容：まちなかに居住を希望する高齢者世帯の持家を借り上げ、子育て世帯等への転貸を図る事業</p> <p>位置：中心市街地</p> <p>地区面積：約 436ha</p> <p>実施時期：H19 年度～</p>	富山市	高齢者の生活に適した環境を備えた中心市街地への住み替え誘導事業であり、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	<p>支援措置の内容：地域住宅交付金事業</p> <p>実施時期：H19 年度～H23 年度</p>	
<p>事業名：堤町通り一丁目地区優良建築物等整備事業（再掲）</p> <p>内容：共同住宅、商業施設整備の共同事業</p> <p>位置：堤町通り一丁目地区</p> <p>地区面積：0.3ha</p> <p>実施時期：H16 年度～H18 年度</p>	住友不動産株	<p>約 96 戸の共同住宅を計画するまちなかの居住人口増加を図る事業であり、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p> <p>また一階の商業店舗は来街者を増加させると思われることから、賑わい拠点の創出にも寄与すると考える。</p>	<p>支援措置の内容：優良建築物等整備事業</p> <p>実施時期：H16～H18 年度</p>	
<p>事業名：中央通り地区 f ブロック第一種市街地再開発事業（再掲）</p> <p>内容：更新が必要な街区における再開発事業</p> <p>位置：中央通り地区 f ブロック</p> <p>地区面積：約 0.4ha</p> <p>実施時期：H19 年度～H22 年度</p>	中央通り地区 f ブロック市街地再開発準備組合	<p>約 110 戸の共同住宅を計画するまちなかの居住人口増加を図る事業であり、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p> <p>また一階の商業店舗は来街者を増加させると思われることから、賑わい拠点の創出にも寄与すると考える。</p>	<p>支援措置の内容：市街地再開発事業</p> <p>実施時期：H19 年度～H22 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：総曲輪四丁目・旅籠町地区優良建築物等整備事業（再掲）</p> <p>内容：共同住宅、商業施設整備の共同事業</p> <p>位置：総曲輪四丁目・旅籠町地区</p> <p>地区面積：約0.3ha</p> <p>実施時期：H19年度～H21年度</p>	<p>総曲輪四丁目・旅籠町地区開発協議会</p>	<p>約48戸の共同住宅を計画するまちなかの居住人口増加を図る事業であり、まちなか居住の推進の目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p> <p>また一階の商業店舗は来街者を増加させると思われることから、賑わい拠点の創出にも寄与すると考える。</p>	<p>支援措置の内容：地域住宅交付金</p> <p>実施時期：H19年度～H21年度</p>	
<p>事業名：西町南地区第一種市街地再開発事業（再掲）</p> <p>内容：更新が必要な街区における再開発事業</p> <p>位置：西町南地区</p> <p>地区面積：約0.8ha</p> <p>実施時期：H23年度までに着手</p> <p>*準備組合はすでに設立されており、地権者の協議により、事業内容を決定させ実施。</p>	<p>西町南地区市街地再開発準備組合</p>	<p>約130戸（予定）の共同住宅を計画するまちなかの居住人口増加を図る事業であり、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p> <p>また低層階には賑わい創出の施設などを計画することから、賑わい拠点の創出にも寄与すると考える。</p>	<p>支援措置の内容：市街地再開発事業</p> <p>実施時期：H23年度までに着手</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：西町東南地区第一種市街地再開発事業（再掲）</p> <p>内容：更新が必要な街区における再開発事業</p> <p>位置：西町東南地区</p> <p>実施時期：H23年度までに着手 *準備組合はすでに設立されており、地権者の協議により、事業内容を決定し、平成23年度までに着手。</p>	西町東南地区再開発準備組合	約115戸（予定）の共同住宅を計画するまちなかの居住人口増加を図る事業である。この事業は平成23年度までには着手することとなっているが、まちなか居住の推進を図ることや低層階には賑わい創出の施設などを計画していることから、計画期間内においても将来を見越した民間の投資や事業の誘致が見込め、中心市街地の活性化に必要である。	<p>支援措置の内容：市街地再開発事業</p> <p>実施時期：H23年度までに着手</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援措置のないその他の事業
該当なし

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

富山市の商業の現状としては、中心市街地の周辺において、平成 12 年に 45,287 m² (富山市内)、平成 14 年に 54,200 m² (県西部) の、これまではなかった規模の郊外型大型店舗が出店する一方で、中心市街地では、大規模小売店舗の撤退が相次ぎ、この 5 年の間に、長崎屋、ユニー富山駅前店、西武富山店が閉店している。

これらのことや、中心市街地の人口減少などを要因として、中心市街地の商業集積の低下と空洞化が進み、富山市全域の小売販売額に占める中心市街地の割合は、平成 6 年の約 36% から平成 16 年は約 23% にまで落ち込んでいる。

総曲輪通り、中央通り、西町の三商店街のある中心商業地区の歩行者通行量も減少を続けており、旧基本計画を策定した平成 11 年と比較すると平成 18 年には、約 65% 減少している現状である。

一方で、平成 17 年に行った市民意識調査の生活環境の満足度に関する設問では、「中心市街地 (西町・総曲輪・中央通り) の賑わい」、「嗜好品や高級品など中心商店街の魅力」の中心市街地に関する満足度が、満足度の低い項目の第 1 位と第 5 位になっており、市民は中心市街地の商業や賑わいが復活することを強く望んでいる。また、平成 17 年に行った街頭アンケートでは、中心市街地来街者のニーズの上位三位は「買物の充実したまち」、「ぶらぶら歩いて楽しいまち」、「車を利用しやすいまち」であり、同じく中心市街地に充実させるべき施設の上位三位は「買物施設」、「飲食施設」、「駐車場」となっており、商業の活性化は中心市街地活性化の重要な要素であると考えられる。

なお、郊外型大規模小売店舗は、今回の都市計画法の改正により、ある程度は出店規制がなされるものの、現店舗は今後さらにその店舗構成を検討し、より利用者のニーズにこたえようと努力することは明らかである。中心市街地に立地する個店は、価格や物量で競争することは困難なことから、現代の消費者ニーズの個別化に対応した、郊外型大規模小売店舗には無い、きめ細かな顧客サービスや、選り抜かれた商品を販売するという個店の魅力向上により、郊外型大規模小売店舗と差別化を図っていくことが重要である。

(2) 商業の活性化のための事業及び措置の必要性

この現状を踏まえ、富山市では、「公共交通の利便性の向上」、「賑わい拠点の創出」、「まちなか居住の推進」の三つの観点から中心市街地の活性化を目指す上で、必要性が高く、目標達成に大きく寄与する「商業の活性化のための事業及び措置」として、以下の事業を今回の活性化基本計画に位置づけるものである。

- 1) 「公共交通の利便性の向上」や「賑わい拠点の創出」に大きく寄与する中核的な商業施設の整備
- 2) 「賑わい拠点の創出」に大きく寄与し、市民からのニーズも高い「飲食店」の誘導事業や地元商店街や中心市街地の居住者との地域コミュニティの活性化にも寄与する空き店舗活用事業、ICカード活用による商業等の活性化事業、大型空きビルの再生支援事業、商業地区としての新たな駐車場サービス事業、統一コンセプトに基づく商店街の景観形成事業、まちなか案内・介助等事業
- 3) 「賑わい拠点の創出」を目指す施策として、郊外の開発を抑制するとともに、中心市街地で発生している空き地・空き店舗に新たな店舗の誘導を促進するため、大規模小売店立地法の特例措置の活用

(3) フォローアップの考え方

基本計画が認定された2年後の平成20年度において完了もしくは開始している事業について、進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点において再度進捗調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：大規模小売店舗立地法の特例措置 内容：大店立地法の手続きの簡素化の措置 位置：中心商業地区 地区面積：未定 実施時期：H18年度～	富山県	中心市街地にみられる空き地・空き店舗に多くの集客が見込める新たな大型商業施設の出店を促進していく措置であることから、賑わい拠点の創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な措置である。	支援措置の内容： 大規模小売店舗立地法の特例 実施時期： H18年度～	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：「(仮称)賑わい横丁」整備運営事業</p> <p>内容：空き地等を活用した「横丁」の整備運営事業</p> <p>位置：総曲輪通り北側</p> <p>地区面積：393 m²</p> <p>実施時期：H18年度～</p>	(株)まちづくりとやま	市民からのニーズが高く、中心市街地に不足しているとされる飲食店を整備運営する事業であり、多くの集客が見込め、歩行者通行量の増大という賑わい拠点の創出に向けた数値目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	<p>支援措置の内容： まちづくり交付金</p> <p>実施時期： H18年度～ H20年度</p>	
<p>事業名：「賑わい交流館」整備運営事業</p> <p>内容：空き店舗を活用した市民の文化・教養・娯楽の拠点を整備運営する事業</p> <p>位置：総曲輪通り</p> <p>延床面積：1,354 m²</p> <p>実施時期：H18年度～</p>	(株)まちづくりとやま	空き店舗を活用し、映画館を始めとし、市民の文化・教養・娯楽の拠点を整備運営する事業であり、その中で、地元商店街や地域居住者のコミュニティの活性化にも寄与する事業である。多くの集客が見込め、歩行者通行量の増大という賑わい拠点の創出に向けた数値目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	<p>支援措置の内容： 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業</p> <p>実施時期： H18年度～ H21年度</p>	
<p>事業名：総曲輪オフィシャルガイドブック作成事業</p> <p>内容：中心市街地の情報誌を作成する事業</p> <p>位置：中心市街地</p> <p>実施時期：H18年度</p>	(株)まちづくりとやま	上記の「賑わい交流館」整備運営事業と一体となっていく事業であり、中心商業地区の情報を一覧性にしてまとめて発信し、来街者の回遊性を向上させることにより、歩行者通行量の増大という賑わい拠点の創出に向けた数値目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	<p>支援措置の内容： 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業</p> <p>実施時期： H18年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：ＩＣカード活用による商業等活性化事業</p> <p>内容：富山ライトレールのＩＣカードの利用範囲を拡大し、駐車場、公共交通等にも利用できるシステムを形成し、来街者の利便性を高める事業</p> <p>位置：中心市街地</p> <p>実施時期：H23年度までに実施</p>	<p>中心市街地活性化協議会での合意により決定</p>	<p>ＩＣカードを媒体とした各種サービスを提供して来街者への利便性を高めることで、公共交通の活性化や賑わい拠点の創出といった目標に間接的に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業</p> <p>実施時期： H23年度までに実施</p>	
<p>事業名：総曲輪開発ビル再生支援事業</p> <p>内容：現有の空ビルに新たな集客施設を誘致するための改修等の支援を行う事業</p> <p>位置：西武富山店跡（総曲輪三丁目）</p> <p>地区面積：約0.4ha</p> <p>実施時期：H23年度までに着手 *地権者等関係者の協議により、平成23年度までに着手。</p>	<p>地権者等関係者の協議により決定</p>	<p>中心商業地区の中心に位置している空ビルに新たな集客施設を誘致し、その施設の改修を支援する事業であることから、この事業は平成23年度までには着手することとなっているが本ビルに集客施設を誘致することは中心商業地区に多くの集客が予想され、商業の活性化に寄与することから、計画期間内においてもこのビルの再生を見越した民間の投資や事業の誘致が見込め、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業</p> <p>実施時期： H23年度までに着手</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：中心商店街魅力創出事業</p> <p>内容：中心商業地区における統一コンセプトに基づく店舗外装とショーウィンドーの整備事業</p> <p>位置：中心商業地区</p> <p>実施時期：H17年度～H26年度</p>	<p>中心商業地区にある商店街団体</p>	<p>中心商業地区において統一コンセプトに基づく店舗外装等の整備を商店街に支援し、商店街自身の魅力を向上させるとともに、来街者の回遊性を高めることから、賑わい拠点の創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： H19年度～H23年度</p>	<p>富山県認定中心市街地支援事業（H20年度～H23年度）</p>
<p>事業名：街なか感謝デー開催事業</p> <p>内容：中心市街地の駐車場無料開放等事業</p> <p>位置：中心商業地区9駐車場等</p> <p>実施時期：H17年度～</p>	<p>街なか感謝デー実行委員会（事務局：株式会社まちづくりとやま）</p>	<p>駐車場を無料開放するとともに、各種イベントを開催し、中心商業地区の魅力を市民に再発見してもらい、中心市街地の来街者の増加を図る事業であり、多くの集客が見込めることから、賑わい拠点の創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： H19年度～H23年度</p>	<p>富山県認定中心市街地支援事業（H20年度～H23年度）</p>
<p>事業名：街なかサロン「樹の子」運営事業</p> <p>内容：空き店舗を利用したサロンの運営事業</p> <p>位置：街なかサロン「樹の子」</p> <p>延床面積：約 413 m²</p> <p>実施時期：H15年度～</p>	<p>株式会社まちづくりとやま</p>	<p>トイレや無料休憩スペースを中心商業地区において提供することにより、高齢者をはじめとする来街者の回遊性を向上させる事業であることから、賑わい拠点の創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： H18年度～H23年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：アーバン・アテンダント事業</p> <p>内容：大学生等のボランティアが、まちの案内、挨拶、介助、清掃等を行う事業</p> <p>位置：中心市街地</p> <p>実施時期：H15年度～</p>	(株)まちづくりとやま	<p>中心市街地において、大学生等のボランティアが、まちの案内、挨拶、介助、清掃などのさわやか活動を行い、来街者が安心して、楽しく、快適に買い物ができるようにする事業であることから、賑わい拠点の創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容：中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期：H19年度～H23年度</p>	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業（再掲）</p> <p>内容：百貨店、専門店整備の再開発事業</p> <p>位置：総曲輪通り南地区</p> <p>地区面積：1.13ha</p> <p>実施時期：H11年度～H19年度</p>	<p>総曲輪通り南地区市街地再開発組合</p>	<p>キーテナントとして地元の百貨店である(株)大和富山店が出店し、地権者の専門店も多く出店する再開発事業である。この事業は、中心市街地に新たな大型商業施設を整備することにより多くの集客が見込め、歩行者通行量の増大という賑わい拠点の創出に向けた数値目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容：市街地再開発事業</p> <p>実施時期：H11年度～H19年度</p>	
<p>事業名：西町南地区第一種市街地再開発事業（再掲）</p> <p>内容：更新が必要な街区における再開発事業</p> <p>位置：西町南地区</p> <p>地区面積：約0.8ha</p> <p>実施時期：H23年度までに着手</p> <p>*準備組合はすでに設立されており、地権者の協議により、事業内容を決定し実施。</p>	<p>西町南地区市街地再開発準備組合</p>	<p>約130戸(予定)の共同住宅を計画するまちなかの居住人口増加を図る事業であり、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p> <p>また低層階には賑わい創出の施設などを計画することから、賑わい拠点の創出にも寄与すると考える。</p>	<p>支援措置の内容：市街地再開発事業</p> <p>実施時期：H23年度までに着手</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援措置のないその他の事業

該当なし

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状の分析

富山市の中心市街地は、富山駅を起点とし、中心商業地区を經由したのち、市内各所へ放射状に運行されている路線バス、5～10分間隔で運行している路面電車市内線、20分間隔で2ルート運行しているコミュニティバスなどがあり、公共交通の利便性の高い市街地である。

しかし、モータリゼーションの進展や、少子化による通学生の減少などのことから、近年路線バスや路面電車市内線などの公共交通機関の利用者は減少傾向にあり、旧基本計画を策定した平成11年から平成17年の間で、一日平均乗車人数は路線バスでは約31%、路面電車市内線では約16%減少している現状である。

こうした中、本市は公共交通の活性化によるコンパクトなまちづくりを目指し、リーディングプロジェクトとして、平成18年4月に富山ライトレールを開業させた。この事業は、JR富山港線の一部を廃止し、道路併用軌道として路面電車化を行ったものであり、運行頻度の増加、低床車両の導入、ICカードの採用などに取り組んだことにより、利用者も以前の2倍以上となり、街の魅力向上に大変貢献しているところであり、今後、既存路面電車の環状線化等による公共交通の利便性の向上を図っていく必要がある。

また、富山市では、遅くとも平成26年度末までに予定されている北陸新幹線の開業にあわせ、連続立体交差事業を推進することにより、既存のJRや富山地方鉄道の線路により分断されている富山駅周辺地区の南北の一体化を図り、街路の新設、拡張はもとより、現在駅北まで運行している富山ライトレールと駅南側の路面電車市内線の一体化も推進していく必要がある。さらに、駅周辺に乗降場所が拡散し、乗り換えが不便な、富山ライトレール、路面電車市内線、路線バス、タクシーなど各種公共交通機関の集約を図る必要がある。

特定事業として、中心市街地における都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設であって、相当数の企業等が利用するためのものを整備する事業に関しては、富山市では活発な事業活動の展開を図るために、既に中心商業地区に「とやまインキュベータ・オフィス」を設置し、小規模事業者への支援を行っており、現在のところ追加事業を行う必要はないものと考えている。

中心市街地食品流通円滑化事業は、その必要性が中心市街地活性化協議会からも指摘されているところであるが、現在のところ、実施主体等、実現性の高い具体的な計画までに至っていない状況である。

乗合バスの利用者の利便の増進のための事業は、今年度、市内の一部の路線で運行回数の増加は行われたが、今後新たな事業の予定は立っていないところである。

貨物運送効率化事業については、現在商業者が個々に収荷・配送を行っている現状であり、商店街又は中心市街地区としての共同集配施設整備については、具体的な協議は行われていないところである。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

中心市街地の活性化には、路線バスや路面電車市内線などの公共交通機関の利用者の減少に歯止めをかけ、公共交通機関による中心市街地へのアクセス性と中心市街地の区域内での利便性を向上させることが重要である。

この現状を踏まえ、富山市では、「公共交通の利便性の向上」、「賑わい拠点の創出」、「まちなか居住の推進」の三つの観点から中心市街地の活性化を目指す上で、必要性が高く、目標達成に大きく寄与する「公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の必要性」という面からは、以下の事業を今回の活性化基本計画に位置づけるものである。

1) 「公共交通の利便性の向上」に大きく寄与する事業のうち、

- ・ 中心市街地へのアクセス性向上のための事業として
県内及び市郊外からの鉄軌道が集中し、中心商業地区等への乗り換え地点である JR 富山駅周辺の公共交通結節点としての機能強化
- ・ 中心市街地の区域内での利便性向上のための事業として
路面電車市内線及び路面バスの運行による利便性の向上

(3) フォローアップの考え方

基本計画が認定された 2 年後の平成 20 年度において完了もしくは開始している事業について、進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点において再度進捗調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：路面電車環状線化事業 内容：富山地方鉄道市内軌道の延伸による市内電車の環状線化を図る事業[調査事業] 位置：丸の内～西町 延長：新設約0.9km 実施時期：H18年度	富山市	中心市街地を運行している路面電車市内線の軌道を延伸、環状化し、富山駅周辺地区と中心商業地区の回遊性向上を図ることにより、賑わいの創出と公共交通の利便性向上に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容： [調査事業] まちづくり交付金 実施時期： H18年度	
事業名：路面電車環状線化事業 内容：富山地方鉄道市内軌道の延伸による市内電車の路面電車環状線化事業に伴う周辺歩道整備等事業[実施事業] 位置：丸の内～西町 延長：新設約0.9km 実施時期：H19年度～H21年度			支援措置の内容： [実施事業] まちづくり交付金 （路面電車環状線化事業に伴う周辺歩道整備等事業） 実施時期： H19年度～H20年度	
事業名：おでかけバス事業 内容：中心市街地へのおでかけが富山市内どこからでも1回あたり100円とする事業（65歳以上） 位置：富山市内 実施時期：H16年度～	富山市	中心市街地へのアクセス性を向上させることにより、高齢者の来街回数を増加させる事業であることから、賑わい拠点の創出を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容： まちづくり交付金 実施時期： H16年度～H23年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：中心市街地活性化コミュニティバス運行事業 内容：中心市街地2ルートでのコミュニティバスの運行事業 位置：中央ルート、清水町ルート 実施時期：H12年度～	(株)まちづくりとやま	中心市街地にコミュニティバスを運行させ、居住者の利便性を向上させるとともに、居住者の中心市街地への来街回数増加にも結びつける事業であり、賑わい拠点の創出やまちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容： 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期： H17年度～ H23年度	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：路面電車環状線化事業（再掲）</p> <p>内容：富山地方鉄道市内軌道の延伸による市内電車の環状線化を図る事業[実施事業]</p> <p>位置：丸の内～西町</p> <p>延長：新設約0.9km</p> <p>実施時期：H19年度～H21年度</p>	富山市	<p>中心市街地を運行している路面電車市内線の軌道を延伸、環状化し、富山駅周辺地区と中心商業地区の回遊性向上を図ることにより、賑わいの創出と公共交通の利便性向上に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 街路事業（路面電車走行空間改築事業） 都市交通システム整備事業</p> <p>実施時期： H19年度～H21年度</p> <p>支援措置の内容： LRTシステム整備事業</p> <p>実施時期： H21年度</p>	
<p>事業名：路面電車環状線化事業</p> <p>内容：富山地方鉄道市内軌道の延伸による市内電車の路面電車環状線化事業に伴う周辺歩道整備等事業[実施事業]</p> <p>位置：丸の内～西町</p> <p>延長：新設約0.9km</p> <p>実施時期：H19年度～H21年度</p>			<p>支援措置の内容： 街路事業</p> <p>実施時期： H20年度～H21年度</p>	

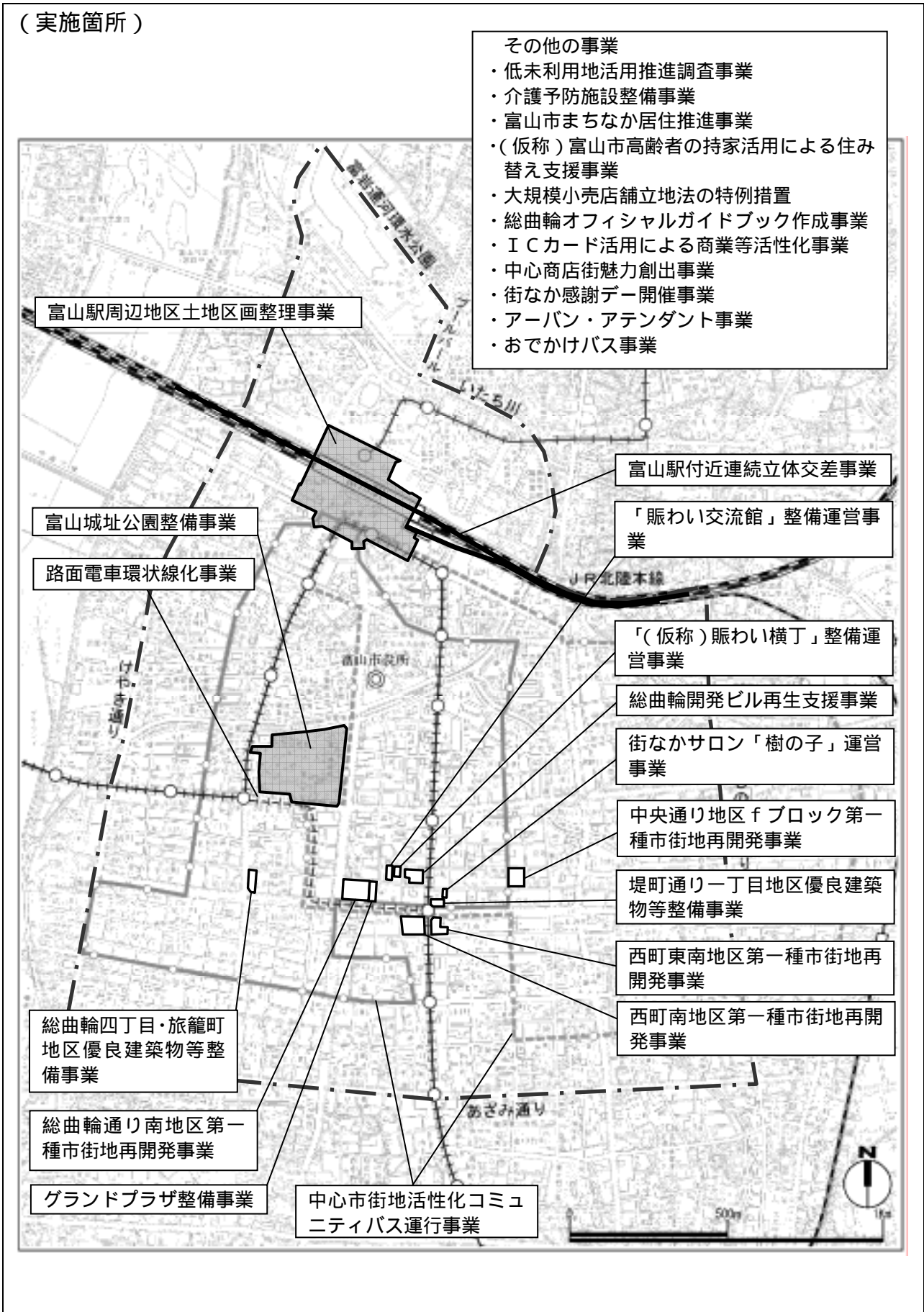
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：富山駅付近連続立体交差事業（再掲） 内容：鉄道により南北に分断されている市街地状況の改善のため鉄道を高架化する事業 位置：明輪町～曙町（JR 北陸本線、JR 高山本線、富山地方鉄道本線） 区間延長：約 1.8 km 実施時期：H16 年度～H28 年度	富山県	鉄道により南北に分断されている市街地状況を改善し、交通結節機能の強化を図り、活力あふれる拠点性の高い都心の形成を目指す事業であることから、計画期間内においても将来を見越した民間の投資や事業の誘致が見込め、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容： 街路事業（連続立体交差事業） 実施時期： H16 年度～ H28 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
 該当なし

(4) 国の支援措置のないその他の事業
 該当なし

4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

(実施箇所)



9.4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 富山市における内部の推進体制について

1) 都市再生総室の設置

本市では、中心市街地活性化をこれまで以上にハード、ソフトの両面から一体的に進めていくため、平成 18 年 4 月に機構改革を行い、都市整備部に都市再生総室を設け、中心市街地活性化推進課及び都市再生整備課において、中心市街地のまちづくりを進めていくこととした。

都市再生総室の要員

所属	要員数・役割
都市再生総室長	1名 都市再生総室の統括
中心市街地活性化推進課	6名 主に中心市街地のソフト事業を所管 (中心市街地活性化基本計画作成事務局)
都市再生整備課	12名 主に中心市街地の再開発事業及び住宅政策 推進事業を所管
合 計	19名

2) 富山市中心市街地活性化基本計画庁内策定委員会の設置

新たな富山市中心市街地活性化基本計画を策定するにあたり、その基本方針、目標等を定めるとともに、基本計画に定める各種事業を円滑かつ確実に実施するため、庁内策定委員会を設置し、計画内容の庁内の横断的な検討とともに、様々な関係者との情報交換を行っている。

庁内策定委員会における検討経過

年月日	会議名・議題等
平成 18 年 4 月 26 日	第 1 回庁内策定委員会 ・委員会設置 ・中心市街地活性化の考え方について ・富山市の新中心市街地活性化基本計画作成の考え方 ・活性化の数値目標
平成 18 年 7 月 10 日	第 2 回庁内策定委員会 ・富山市中心市街地の現状と課題 ・富山市の新中心市街地活性化基本計画作成の考え方

富山市中心市街地活性化基本計画庁内策定委員会委員名簿

区 分	所 属 ・ 役 職
委 員 長	都市整備部長
副委員長	都市整備部 都市再生総室長
委 員	企画管理部 企画調整課長
〃	企画管理部 文化国際課長
〃	財務部 財政課長
〃	商工労働部 商業労政課長
〃	商工労働部 観光振興課長
〃	都市整備部 都市計画課長
〃	都市整備部 交通政策課長
〃	都市整備部 建築指導課長
〃	都市整備部 富山駅周辺整備課長
〃	都市整備部 路面電車化推進室長
〃	都市整備部 都市再生整備課長
〃	建設部 道路課長
〃	建設部 公園緑地課長
〃	建設部 市営住宅課長
〃	教育委員会事務局 教育総務課長
〃	福祉保健部 介護保険課長
事 務 局	都市整備部 中心市街地活性化推進課

(2) 富山市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容

富山市議会における、まちづくり三法の改正に関する質問に対し、以下のとおり答弁している。

富山市議会における検討経過

年月日	審議・討議内容
平成 18 年 3 月議会	<p>自由民主党 代表質問</p> <p>「まちづくり三法の改正をどのように受け止め、中心市街地の活性化にどのような構想を描いているか。」</p> <p>答弁要旨</p> <p>本市では、平成 11 年 9 月に中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地の活性化を推進してきたが、策定後も都心人口の減少などに歯止めがかからない。</p> <p>このことから、本市は今国会でのまちづくり三法の改正の成立を歓迎しており、早急に新たな中心市街地活性化基本計画を策定し、国の認定を受けていきたい。基本計画の策定にあたっては、車に頼らず生活できるまちづくりなどを目指して、「都心居住の推進」や「商業の活性化」を一体的に推進することによって、個性的で魅力のある交流空間の形成などを推進してまいりたい。</p>
平成 18 年 9 月議会	<p>自由民主党 一般質問</p> <p>「新たな中心市街地活性化基本計画と平成 11 年策定の基本計画との根本的な相違点、また共通点について問う。」</p> <p>答弁要旨</p> <p>今回のまちづくり三法の改正は、本市が現在進めているまちづくりの考え方に即していることから、新たな基本計画を策定し、国の第一号認定を受けられるよう努力をしている。新たな基本計画と平成 11 年策定の基本計画との根本的な相違点については、商業振興に偏りがちだったことを見直し、商業機能以外の居住等多様な機能の集積を強化し、中心市街地の活性化につなげていくことである。共通点については、現在の中心市街地が、富山市の「顔」として、今後も富山市全体を活性化させるための重要な拠点であると位置づけていることである。</p>

(3) 富山市主導による中心市街地活性化に関する検討の場の設置状況

1) タウンミーティングの開催

重要な施策等について、市民と市長が共に語り合う「タウンミーティング」において、中心市街地の活性化についても次のとおり取り上げてきた。

タウンミーティングでは、富山市の市街地の薄く広がっていった状況、中心市街地が空洞化している状況とともに、コンパクトなまちづくり、中心市街地の活性化が必要なことを説明した。合併した地域であったにもかかわらず、参加した市民からは反対の意見はなく、富山市において中心市街地活性化に取り組む必要性が理解された。

中心市街地活性化をテーマとしたタウンミーティングの開催状況等

年月日	対象地域	会場	参加人数
平成 18 年 2 月 4 日	大山地域	大山地域市民センターホール	約 90 人
平成 18 年 2 月 4 日	富山地域	高志会館カルチャーホール	約 120 人
平成 18 年 2 月 18 日	婦中地域	婦中ふれあい館ふれあいホール	約 160 人
平成 18 年 2 月 18 日	大沢野地域	大沢野生涯学習センターホール	約 160 人
平成 18 年 2 月 18 日	八尾地域	八尾コミュニティセンターホール	約 130 人

大山地域、婦中地域、大沢野地域、八尾地域は、平成 17 年 4 月に合併した地域である。

2) 各種事業の検討における市民参加の状況

基本計画への記載を検討している事業については、市民参画の検討委員会等を設置し、市民をはじめ事業主体となりうる事業者、地元商店街関係者や学識経験者との連携を図っている。

グランドプラザ活用委員会

整備を進めているグランドプラザについては、市民が参加するグランドプラザ活用委員会を設置し、施設の管理運営体制の検討を進めている。

グランドプラザ活用委員会の開催状況等

回数	年月日	検討内容
第1回	平成16年 8月31日	・総曲輪通り並びに周辺の状況について ・(仮称)グランドプラザにおける利用のあり方について ・施設の利用に係わる法制度について
第2回	平成16年 9月28日	・整備計画について ・管理・運営方策について
第3回	平成16年 10月27日	・整備の方向について ・管理運営方法について
第4回	平成17年 2月21日	・基本設計について
第5回	平成17年 10月11日	・実施設計について ・グランドプラザの利用上の制約の整理について ・マーケットリサーチについて
第6回	平成18年 2月6日	・マーケットリサーチ結果について ・グランドプラザ活用方策について ・大型ビジョン活用策について ・管理運営方法について
第7回	平成18年 8月22日	・愛称について ・活用方策について ・管理運営計画について

グランドプラザ活用委員会の構成員

団体名	役職等
富山アートディレクターズクラブ	会員
(株)大和富山店	取締役店長(第5回以降)
総曲輪シテイ(株)	社長
西町商店街振興組合	理事長
富山商工会議所	専務理事
総曲輪通り商盛会	理事長
(株)富山市民プラザ	副社長
(株)まちづくりとやま	副社長
金沢工業大学	教授
富山大学	教授(第4回まで)
市民	メディエーター
市民	女性企業家支援グループ
富山市	助役

中心市街地賑わい創出事業検討委員会

平成 17 年度に、賑わい交流館、賑わい横丁、グランドプラザの検討をテーマとした「中心市街地賑わい創出事業」に取り組み、「中心市街地賑わい創出事業検討委員会」を設置し、以下の協議を行った。

中心市街地賑わい創出事業検討委員会の開催状況等

回数	年月日	議事内容
第 1 回	平成 17 年 9 月 28 日	・賑わい交流館などの賑わい拠点事業について
第 2 回	平成 18 年 2 月 20 日	・賑わい交流館の運営方法等について ・賑わい横丁のあり方について

中心市街地賑わい創出事業検討委員会の構成員

団体名	役職等
越中大手市場実行委員会	代表
中央通商栄会	理事長
富山商工会議所	常務理事
西町商店街振興組合	理事長
富山国際大学	地域学部教授
(株)生活ネット研究所	代表取締役所長
総曲輪通り商盛会	理事長
(株)まちづくりとやま	副社長
(株)富山市民プラザ	副社長
富山市女性団体等連絡協議会	代表

富山市公共交通活性化計画検討委員会

都心活動や市民生活を支える公共交通の活性化を戦略的に進めるため、富山市公共交通活性化基本計画検討委員会を設置し、公共交通のあり方の検討を進めている。

富山市公共交通活性化計画検討委員会の開催状況等

回数	年月日	検討内容
第1回	平成18年 1月25日	・計画の趣旨、調査計画、計画課題の抽出、公共交通に関する現状分析、公共交通に関する意識
第2回	平成18年 4月17日	・調査の背景と目的、公共交通の現状分析と課題の整理、公共交通不便地域の現状、公共交通活性化の方向性、目標設定方法、アンケート調査(案)
第3回	平成18年 9月26日	・市民意識調査の結果、上位・関連計画による将来都市像、基本理念と目標、取組の方向性、数値目標の設定

富山市公共交通活性化計画検討委員会の構成員

団体名	役職等
福井大学	工学部教授
富山大学	人間発達科学部教授
西日本旅客鉄道(株)	金沢支社業務次長
富山地方鉄道(株)	専務取締役社長室長
富山県タクシー協会	専務理事
富山商工会議所	専務理事
連合富山	富山地域協議会議長
富山市北部商工会	連絡協議会会長
富山市南部商工会	連絡協議会会長
国土交通省	北陸信越運輸局富山支局長
国土交通省	北陸地方整備局富山河川国道事務所長
富山県	知事政策室次長
富山県	土木部次長
富山県警察本部	交通部主席参事官
富山市自治振興連絡協議会	副会長
NPO 法人福祉サポートセンターさわやか	富山代表
富山市	助役
公募市民	

富山市内電車・環状線化計画検討委員会

平成 16 年度に策定した旧富山市の交通マスタープランにおいて構想された、市内電車の活性化策としての路線の延伸による環状線化について、その具体化を図るため、富山市内電車・環状線化計画検討委員会を設置し、検討を行っている。

富山市内電車・環状線化計画検討委員会の開催状況等

回数	年月日	検討内容
第 1 回	平成 17 年 11 月 22 日	・現状把握、意義目的、延伸ルート、運行形態
第 2 回	平成 18 年 2 月 20 日	・意義目的、延伸ルート、運行形態、道路交通への影響、需要予測の方針
第 3 回	平成 18 年 4 月 11 日	・意義目的、延伸ルート、運行形態、路線設計、道路交通への影響、需要予測
第 4 回	平成 18 年 5 月 24 日	・延伸ルート、運行形態、路線設計、需要予測、整備効果

富山市内電車・環状線化計画検討委員会の構成員

団体名	役職等
神戸国際大学	経済学部教授
富山地方鉄道(株)	社長室副室長
富山商工会議所	理事、常務理事
国土交通省	北陸信越運輸局鉄道部計画課課長
国土交通省	北陸地方整備局富山河川国道事務所副所長
富山県	土木部道路課参事・課長
富山県	知事政策室総合交通政策課課長
富山県警察本部	交通部交通規制課課長
富山市	助役

3) (株)まちづくりとやまの設立

旧基本計画の策定後、富山市では第三セクターのタウンマネジメント機関(株)まちづくりとやまを平成12年7月に設立した。

(株)まちづくりとやまは、民間企業からの出向職員が中心となり、中心市街地全体を総合的にマネジメントする視点で、コミュニティバスの運行、チャレンジショップの運営など、具体的な事業を展開している。

なお、(株)まちづくりとやまは、平成18年8月30日に設立した富山市中心市街地活性化協議会の事務局である。

(株)まちづくりとやまの概要

設立目的

富山市中心市街地活性化基本計画に基づき、中心商店街の活性化を図るためには、中心市街地全体を一つのショッピング・モールと見立て、中心市街地における商業集積を一体的かつ計画的に管理・運営を行うタウンマネジメント機関(TMO)が必要であることから、商店街振興組合、地元商業者等を中心に、富山市商工会議所、市も出資する第三セクターの株式会社として設立。

会社概要

商号 (株)まちづくりとやま

本店 富山市総曲輪二丁目1番3号(富山商工会議所 別館8階)

設立 平成12年7月7日

資本金 授權資本 120,000千円

払込資本 30,000千円

株主数 38人(うち中小企業者数の割合73.7%)

出資者	株主数	出資額(千円)	出資比率(%)
富山市	1	15,000	50.0
富山商工会議所	1	5,000	16.7
中小企業者(商店街振興組合・商業者等)	28	6,000	20.0
中小企業者以外(百貨店・金融機関等)	8	4,000	13.3
計	38	30,000	100.0

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 富山市中心市街地活性化協議会の概要

1) 組織の概要

(株)まちづくりとやま及び富山商工会議所が共同設立者となり、平成 18 年 8 月 30 日、富山市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設立した。

協議会の構成員は、以下のとおり、都市機能の増進または経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者を含む 10 団体の代表である。

また、協議会の協議事項の調整等を図るため、協議会の下部組織として幹事会を置き、多様な主体が相互連携を図り、中心市街地の活性化に効果的かつ効率的に取り組むこととしている。

基本計画の進捗や新たな状況に対応していくため、適宜、協議会や幹事会を開催するほか、事業実施者、地権者、地域住民、学識経験者などを加えた専門部会を設置し、具体的な中心市街地の活性化策について十分検討・協力を行うこととしている。

なお、平成 18 年 10 月 2 日、富山市中心市街地活性化基本計画（案）についての答申が次々ページのとおり提出されている。

2) 今後の検討事項（専門部会別の活動方針）

公共交通利便性向上部会

鉄道、バス、タクシー、路面電車等の公共交通機関の利便性の向上を図るシステムの検討を行う。

賑わい拠点創出部会

消費者及び住民ニーズに合った中心市街地における商業集積地とするため、多様な規模、業種及び業態の店舗構成・店舗配置を計画的に実現する。

また、中心市街地で滞留し、憩える空間施設の充実について検討する。

まちなか居住推進部会

暮らしやすい生活空間としての整備をすすめるとともに、中心市街地における多様な居住ニーズに対応した住宅供給、又は居住環境の向上のための事業を検討する。

富山市中心市街地活性化協議会組織図

中心市街地活性化協議会

- 【役割】 ・市が基本計画を作成する際の意見陳述
・民間事業者が事業計画を作成する際の協議

【委員】 ・11名（10団体）

幹事会

- 【役割】 ・協議会での協議事項の調整
・専門部会からの提案事項の調整

【幹事】 ・26名

専門部会

- 【役割】 ・具体的な事業実現化の検討
・新規事業の提案

【委員】
幹事会幹事、事業実施者、地権者、地域住民、学識経験者など

3) 法第15条第3項の規定の適合

富山市中心市街地活性化協議会の設立内容については、事務局となっている株まちづくりとやまのホームページにおいて規約、構成員、協議経過を公表しており、また、共同設立者である富山商工会議所のホームページからもリンクしている。

富山市中心市街地活性化協議会ホームページ URL

<http://www.tmo-toyama.com/torikumi/cyuusin2/index.html>

4) 法第15条第4項、第5項の規定の適合

これまでのところ協議会への新たな参加要請はなく、協議会が参加を拒否したこともない。

(2) 富山市中心市街地活性化協議会による答申書（平成 18 年 10 月 2 日）

富山市中心市街地活性化基本計画（案）について（答申）

はじめに

富山市中心市街地活性化協議会は、富山市長から平成 18 年 8 月 30 日に「富山市中心市街地活性化基本計画（案）について」の諮問を受けました。

国においては、全国的な中心市街地の衰退傾向の現状から、まちづくり三法の見直しが進められ、都市計画法の改正や中心市街地の活性化に関する法律（改正法）の施行がなされたところであります。

本協議会は、今回諮問を受けた基本計画（案）について「自分たちのまち自分たちが責任をもって創っていく」ことを基本的な認識とし、富山市のまちづくりの基本方針であります「公共交通の活性化によるコンパクトなまちづくり」を念頭において、中心市街地の現状や課題、今後のまちづくりの基本方向、具体的な実施事業案などについて協議を行ってきました。

協議にあたっては、本協議会の下部組織として幹事会を設置し、地域における多様な関係者の幅広い意見を汲み取るとともに、官・民一体となった計画となるよう集中かつ慎重に議論を進めた結果、次のとおり結論に達したことから、ここに答申します。

本協議会の意見

基本計画（案）は、「まちなか居住の推進」「賑わい拠点の創出」「公共交通の利便性の向上」を活性化の三本柱に掲げ、明確な将来の方向性を示されるとともに、北陸新幹線の開業を見据えた 8 年間の計画とするなど、時代の潮流に則ったものであります。

また、基本計画（案）に中心市街地の活性化に関する数値目標を設定され、その実現に向けた具体的な取り組みについても提示されていることから、この基本計画（案）が円滑かつ着実に実施されることにより、中心市街地の活性化に大きく寄与するものであると考えます。

本協議会においては、この基本計画（案）の内容については概ね妥当であるとの結論に至りました。

なお、基本計画の策定にあたりましては、次の事項に十分配慮されますことを望みます。

1 総括的事項

(1) 中心市街地活性化の意義について

富山市中心市街地は、富山市を代表するまちの「顔」でありますことから、中心市街地を活力ある地域として牽引していくことは、富山市全体の活力に繋がり、少子高齢社会に対応した「歩いて暮らせるまちづくり」の実現にも結びつくものと考えております。

このことから、中心市街地における各種事業の実施にあたりましては、市民の理解と積極的な協力を得ることが重要であり、中心市街地の果たす役割や重要性について、広報広聴に努めていただきたいと思います。

(2) 「富山らしさ」と「価値の創造」について

遅くとも平成 26 年度末までには北陸新幹線が開業することとなっており、中心市街地は、県都の玄関口として大変重要な地域であります。

コンパクトなまちづくりを進めるにあたっては、課題対応型のまちづくりではなく、市民が夢を共有できる独創的なまちづくりが必要であると考えております。

富山市が有する自然や歴史・文化、産業などを活かした「富山らしさ」や「価値の創造」による既存資源の見直し、再評価をするといった富山ならではのまちづくりの視点を盛り込むべきと考えます。

(3) 中心市街地活性化の推進体制について

今般、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進するため、富山商工会議所、(株)まちづくりとやまが中心となって商業者、地元企業、行政などの参画により、本協議会を設立したところであります。

今後、本協議会を中心として基本計画に盛り込まれた事業、その他中心市街地における様々な取り組みを円滑かつ着実に推進する必要があることから、基本計画の中にまちづくり推進体制の項目を設けられるとともに、本協議会の事業推進体制の一層の充実について支援を願うものであります。

2 個別的事項

(1) まちなか居住の推進について

富山市では、中心市街地における定住人口の回復のために「まちなか居住」を積極的に推進されております。定住人口の増大は都市・生活基盤の充実はもとより、まちの賑わいや経済活動の基本となりますことから、一層推進していくことが重要であります。

しかし一方で、まちなかにおいて生鮮 3 品を購入できる場所が比較的少なく、又、医療施設・社会福祉施設及び教育文化施設を含めたいくつかの都市福利施設については郊外へ移転しております。

現在、民間において、中心市街地における居住施設を含めた複数の再開発構想が進行しており、都市福利施設等の必要性についても議論を行っているところであります。

このことから、まちなか居住の推進にあたっては、住宅建設、住宅取得に対する支援制度を強化するとともに、商業施設や都市福利施設などの住環境の整備を一体的に推進していくことを望むものであります。

(2) 賑わい拠点の創出について

中心市街地を魅力的で賑わいのある都市空間とするためには、行政、商業者、地域住民、学生、各種団体などが積極的にまちづくりに関心を持ち、相互に連携し、自らできることから実践していくまちづくりを進めることが重要であります。

また、商業者が主体となっていく一店逸品運動による商業者ブランドの創設、来街者に分かりやすい商店街マップの作成などの付加価値を高める取り組みについては、街の魅力向上に大きなインパクトを与えるものであり、積極的な支援を願うものであります。

さらに、昼間人口を増やし、街を賑やかにするためには、大型店跡地の利用や空き店舗の活用に早急に取り組むとともに、業務機能（本社機能）の都心回帰の推進も重要でありますことから、回帰・誘導策に必要な仕組みづくりを検討願うものであります。

(3) 公共交通の利便性の向上について

中心市街地の活性化を図るためには、公共交通との強い連携が必要であります。

中心市街地には、鉄道、バス、路面電車、タクシーといった様々な公共交通が存在しております。

今回、路面電車環状線化事業が基本計画（案）に盛り込まれたところであり、この機会に、商業者、駐車場、公共交通が一体的に利用できるICカードの活用について支援を願うものであります。

その他、交通結節点の機能強化や乗継抵抗の軽減といった、利用者にとってより使いやすいシステムの充実に努めていただきたいと思います。

おわりに

本協議会としては、諮問のあった基本計画（案）について概ね妥当であると考えますが、今後ますます進行する人口減少・少子高齢社会において、市民が愛着を持ち、誇れる富山市としていくためには、この基本計画（案）を実施し、コンパクトなまちづくりを推進していくことが非常に重要であると考えます。

なお、8年間で取り組もうとしている事業には、法令等の関係から、事業主体が特定され（または特定される見込みが高い）実施スケジュールが明確で数値目標が設定されるものに絞らざるを得なかったことは理解できます。

しかし、来年9月に予定されている大和富山店の移転に伴う跡地利用をはじめ、いくつかの再開発や中心市街地へのショッピングセンター誘致の動き、共通ICカード事業などのソフト面の新規事業構想など、この基本計画（案）に具体的に明示されなかった民間サイドの動きも見られることから、行政が、それらの民間サイドの動きを促すような施策を検討し、出来るものから実施することを望むものであります。

本協議会は、今後も、基本計画の進捗や新たな状況に対応していくため、適宜、協議会や幹事会を開催するほか、事業実施者、地権者、地域住民、学識経験者などを加えた専門部会を設置し、具体的な中心市街地の活性化策について十分検討・協力を行うことにしています。

そのためにも、官・民が積極的に連携するとともに、総合的、一体的に事業を進めていくことが重要であると考えます。

本協議会の運営及び民間が主体となる事業の推進にあたりましては、行政からの積極的な支援を要望いたします。

(3) 構成員、所掌事項（役割）、開催経過に関する資料

富山市中心市街地活性化協議会構成員

団体名	根拠法令	役職
富山商工会議所	法第15条第1項関係 (商工会議所)	会頭
富山商工会議所	法第15条第1項関係 (商工会議所)	専務理事
(株)まちづくりとやま	法第15条第1項関係 (まちづくり会社)	代表取締役社長
富山市	法第15条第4項関係 (市)	都市整備部長
(株)大和	法第15条第4項関係 (商業者)	取締役富山店長
富山市商店街連盟	法第15条第4項関係 (商業者)	会長
富山地方鉄道(株)	法第15条第4項関係 (交通事業者)	専務取締役
(株)北陸銀行	法第15条第8項関係 (地域経済)	取締役副頭取
北陸電力(株)	法第15条第8項関係 (地域経済)	代表取締役副社長
富山商工会議所女性会	法第15条第8項関係 (地域経済)	女性会会長
(株)シー・エー・ピー	法第15条第8項関係 (地域メディア)	代表取締役社長

富山市中心市街地活性化協議会の目的（役割）

富山市中心市街地活性化協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行うことを目的とする。

- (1) 法第9条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という）
- (2) 法第9条第10項に規定する認定基本計画(以下「認定基本計画」という。)及び認定基本計画の実施に必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

富山市中心市街地活性化協議会幹事会構成員

	団体名	役職	備考
中心市街地活性化協議会構成員委員	富山商工会議所	専務理事	共同設置者
	富山商工会議所	理事	共同設置者
	(株)まちづくりとやま	代表取締役副社長	共同設置者
	富山市	都市整備部理事	市
	富山市	都市整備部都市再生総室長	市
	(協)総曲輪通り商盛会	理事長	商業者
	総曲輪商店街振興組合	理事長	商業者
	(協)中央通商栄会	理事長	商業者
	西町商店街振興組合	理事長	商業者
	(株)大和富山店	副店長	商業者
	富山地方鉄道(株)	社長室副室長	交通事業者
	(株)北陸銀行	執行役員本店営業部長	地域経済
	北陸電力(株)	執行役員富山支店長	地域経済
	(株)シー・エー・ピー	取締役情報出版部部長	地域メディア
構成員外委員	まちなかライフスタイル研究所	代表	市街地整備
	総曲輪シテイ(株)	代表取締役社長	市街地整備
	(株)三四五建築研究所	企画グループサブマネージャー	市街地整備
	(株)押田建築設計事務所	都市環境開発部部長	市街地整備
	富山県タクシー協会	専務理事	交通事業者
	富山市駐車場協会	副会長	駐車場
	富山市自治振興連絡協議会	副会長(中央ブロック担当)	コミュニティ
	とやま地産・味こだわりの会	会長	コミュニティ
	(株)生活ネット研究所	コンベンションコーディネーター	コミュニティ
	とやまWIZシネマ倶楽部	代表	コミュニティ
	富山大学	地域づくり文化支援センター助教授	学識経験者
	富山国際大学	地域学部教授	学識経験者

富山市中心市街地活性化協議会幹事会の所掌事項(役割)

幹事会は、富山市中心市街地活性化協議会の会長の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会への提案事項の調整に関する事項
- (2) 専門部会の運営に関する事項
- (3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

富山市中心市街地活性化協議会開催状況

回数	年月日	議題	議事概要	議決状況
第1回	平成18年 8月30日	<ul style="list-style-type: none"> 富山市中心市街地活性化協議会の設立について 新富山市中心市街地活性化基本計画（案）について 	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地活性化の意義の理解を深めること 認定を受けて各団体が協力して取り組んでいくことができる体制をつくること (詳細議事要旨は添付資料) 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会組織、規約の承認 新富山市中心市街地活性化基本計画の基本方針の承認
第2回	平成18年 9月22日	<ul style="list-style-type: none"> 新富山市中心市街地活性化基本計画（案）について 会議運営規程の制定について 監事の選任について 平成18年度予算について 専門部会の設置について 	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画（案）は時代の潮流に則したものであり、概ね妥当である 主体やスケジュールが明確にならず記載できなかった事項についても出来るものから取り組んでほしい (答申資料は P89～P91 参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 新富山市中心市街地活性化基本計画についての答申内容の承認 会議運営規程の承認 監事の選任 平成18年度予算の承認 専門部会設置の承認

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

1) 旧中心市街地活性化法に基づく計画実施等、過去の取組の評価

旧中心市街地活性化法の制定時には、全国の地方都市と同様に、富山市においても中心市街地の活力低下が課題とされており、旧中心市街地活性化基本計画を策定し、「広域都心と生活都市の調和する、賑わいあふれる中心市街地の再生」、「自然と歴史、伝統に育まれた新たな富山文化の創造」を目標とした中心市街地活性化の取組を開始した。旧基本計画においては、活性化の取組を、広く、多方面から検討し、計 67 事業を基本計画に記載している。

旧基本計画策定後は、中心市街地における商業集積を一体的かつ計画的に管理・運営するまちづくり組織（TMO）として、第三セクターの(株)まちづくりとやまを設立し、チャレンジショップの先進事例として全国に紹介されたフリークポケットの運営など、民間の熱心な取組も含めて、実現できることから活性化事業に取り組んだ。

しかし、事業の実施率は、事業主体や事業の実施年度が確定しなかったことなどの原因により、平成 17 年度末現在で約 70%にとどまっている。

旧基本計画に記載の事業の進捗状況（平成 17 年度末現在）

	事業数	実施数	実施率
市街地の整備改善事業	33	27	81.8%
商業等の活性化事業	31	20	64.5%
その他	3	2	66.7%
合計	67	49	73.1%

旧基本計画の個別事業の進捗状況（平成17年度末現在）

分類	事業名
市街地の整備改善事業	1 牛島町地区市街地再開発事業
	2 総曲輪地区市街地再開発事業
	3 西町・総曲輪地区市街地再開発事業
	4 堤町・上本町・三番町地区市街地再開発事業
	5 堤町通り一丁目地区市街地再開発事業
	6 中央通り東地区市街地再開発事業
	7 中教院東地区市街地再開発事業
	8 西町地区市街地再開発事業
	9 富山駅北地区土地区画整理事業
	10 総曲輪線シンボルロード整備事業
	11 都市計画道路牛島城川原線整備事業
	12 都市計画道路湊入船線整備事業
	13 歩行者空間の整備
	14 五艘大泉線歩道整備事業
	15 富山駅根塚線電線類地中化整備事業
	16 緑化重点地区整備事業
	17 城址公園の再整備
	18 市内公園トイレ改築
	19 ガラスの街角づくり事業
	20 図書館の整備
	21 富山城・郷土博物館整備事業
	22 都心居住促進のための住宅整備
	23 中教院東地区再開発住宅取得事業
	24 駐車場等の整備
	25 ポケット駐輪施設等の整備
	26 人にやさしいまちづくりの推進
	27 富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業
未着手	1 上本町地区の整備
	2 街なか再生土地区画整理事業
	3 地下通路、地下広場の整備
	4 街並み景観整備
	5 市民学習センター分室の整備
	6 公設市場の整備

分類	事業名	
商業等の活性化事業	完了着手	1 アーケード・カラー舗装整備
		2 総曲輪地区市街地再開発事業による商業施設整備
		3 西町・総曲輪地区市街地再開発事業による商業施設整備
		4 堤町・上本町・三番町地区市街地再開発事業による商業施設整備
		5 堤町通り一丁目地区市街地再開発事業による商業施設整備
		6 中教院東地区市街地再開発事業による商業施設整備
		7 富山駅南街区市街地再開発ビル(C i C)における商業等活性化事業
		8 チャレンジショップの推進
		9 チャレンジショップ入居者独立支援
		10 空店舗等を活用した消費者サービス施設の導入
		11 インターネット・ミニFM局等による情報発信事業
		12 中心商店街情報誌の作成
		13 フェスティバルマーケット事業
		14 街頭パフォーマンス事業
		15 各種イベント開催事業等
		16 まちづくり計画策定事業
		17 TMO構想・計画策定事業
		18 コンセンサス形成事業
		19 (仮)まちづくりサロンの開設・運営
		20 インキュベータ・オフィスの整備・運営
未着手		1 個別店舗の改装・共同化事業
		2 中央通りパティオ事業
		3 上本町地区の整備における商業施設の整備
		4 空店舗情報の提供
		5 いきいきギャラリーの開設
		6 カード事業の推進
		7 商品受発注・医療福祉サービス提供システム
		8 中心市街地周辺交通効率化システム
		9 C I作成事業
		10 タウンマネージャー育成事業
		11 大学共通講座の開設
その他の事業	完了着手	1 市内の公共交通機関の整備 ・ 中心市街地活性化路線バス利用促進試行事業 ・ おでかけバス事業 ・ 中心市街地における公共交通活性化調査 ・ 富山港線路面電車化事業
		2 都心地区循環型公共交通機関の整備
	未着手	3 工芸産業の街中への展開

2) 過去に取り組んだ主な事業の評価

市街地の整備改善事業について

ア．各再開発事業

旧基本計画に記載された事業のうち、実際に着手した再開発事業については、総曲輪通り南地区（大和百貨店をキーテナントとする商業ビル） 堤町通り一丁目地区（96 戸の共同住宅）ともにまもなく完成を迎え、いずれも賑わい拠点の創出やまちなか居住の推進に大きな貢献を果たすことが予想される。

こうした再開発事業は膨大な時間と労力を要するものの、中心市街地の活性化に果たす役割は大きいことから、今後とも、地元地権者の熱意や事業性、計画熟度の高さを見極めつつ、法定措置に基づいた支援を行っていきたいと考えている。

商業等の活性化事業について

ア．インキュベータショップの運営

空き店舗の解消及び新規創業者による不足業種の導入を目的として、平成 9 年より運営を行っている。卒業生約 100 名のうち 45 名が中心商業地区やその周辺で開業を果たし、大きな事業効果を果たしてきた。一方で創業者は資金不足やノウハウの問題から大半が中古衣料や小物雑貨といった業種であり、近年では同種の供給は一服感を示している。

こうしたことから、今後さらに上記業種以外の中心市街地における不足業種であり、市民からの要望も多い飲食関係業種等を中心市街地に呼び込む事業を展開していきたいと考え、今年度から「(仮称)賑わい横丁」整備運営事業を実施するものである。

イ．コミュニティ施設（街なかサロン「樹の子」）の運営

中心市街地への来街者の利便性向上を図るには、児童一時預かり施設や高齢者サロンなどの機能が必要との考えから、平成 16 年に空き店舗を活用してトイレや休憩施設、キッズコーナーを整備した。

街なかサロン「樹の子」の利用者は毎月 4,000 人を越えるなど好評であり、これは市民ボランティアによるきめ細やかな運営も一要因であると考えており、今後も継続していきたいと考えている。

その他の事業について

ア．おでかけバス事業

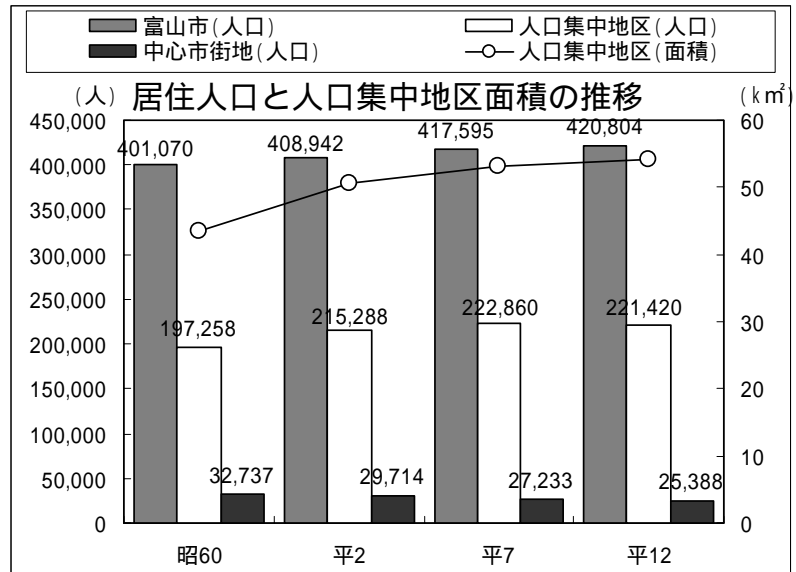
高齢者の中心市街地への利便性向上を図るため、平成 16 年より既存の路線バスを有効活用し、中心市街地で乗り降りする場合に限り 1 回 100 円で乗車できる定期券を発行している。

要介護者を除く 65 歳以上の 27%近くが申し込み、1 日あたり平日 1,457 人、休日 844 人が利用（平成 18 年 9 月末現在）するなど、中心市街地の歩行者通行量の増加に寄与していると考えられることから今後も継続していきたいと考えている。

3) 統計的データの客観的な把握・分析

居住人口の推移

富山市全域及び人口集中地区の人口はほぼ横ばいだが、中心市街地の人口は減少している。



(資料：国勢調査、住民基本台帳人口(中心市街地))

旧富山市域の人口集中地区(DID地区)の変遷

市街地拡大の結果、過去30年間に人口密度60人/ha以上の高密度な市街地が減少した反面、20~40人/haの低密度の市街地が、富山地域の東部や南部に面的に拡大した。



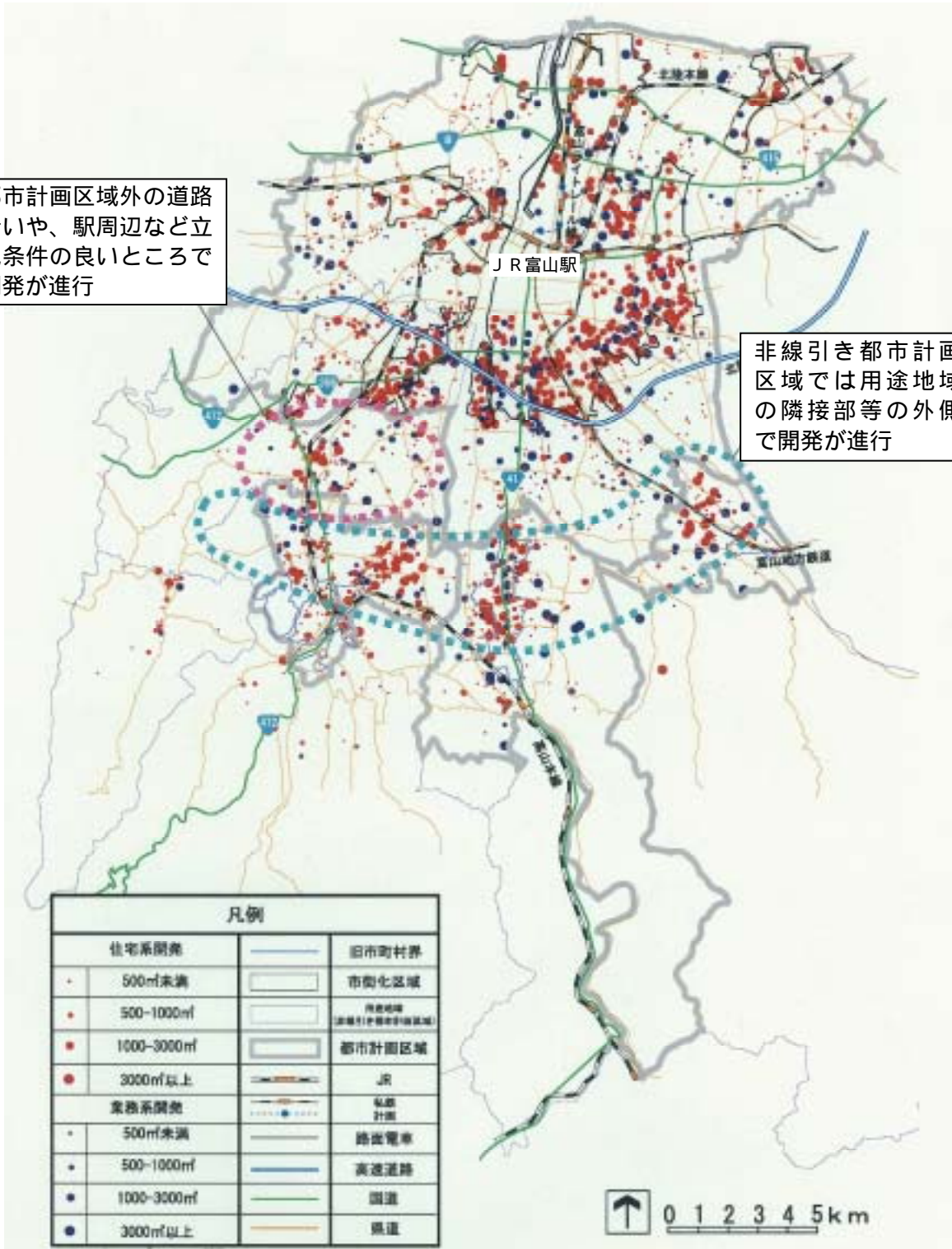
(資料：国勢調査)

開発許可等の分布（平成7年～平成16年）

平成7～16年（過去10年間）の住宅系、業務系の開発等の面積（10年間の合計）を見ると、富山地域では、市街地区域内の開発が市街化調整区域の開発を上回っているものの大沢野、大山、八尾といった非線引き都市計画区域では、用途地域外の開発等の面積が用途地域内を上回っている。

都市計画区域外の道路沿いや、駅周辺など立地条件の良いところで開発が進行

非線引き都市計画区域では用途地域の隣接部等の外側で開発が進行

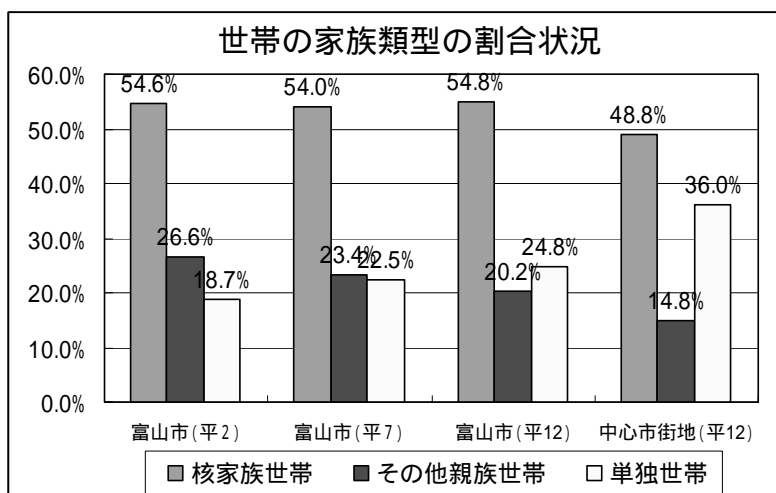


（資料：開発許可台帳・農地転用台帳を基に作成）

居住者の世帯状況

富山市全域の世帯の家族類型は、単独世帯の割合が高くなる傾向がある。

中心市街地では単独世帯の割合が 36%となっており、富山市全域の単独世帯の割合と比べても高い。

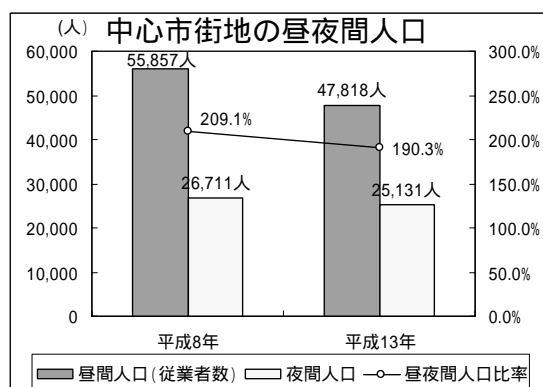


中心市街地は小学校区による集計

(資料：国勢調査)

昼夜間人口の状況

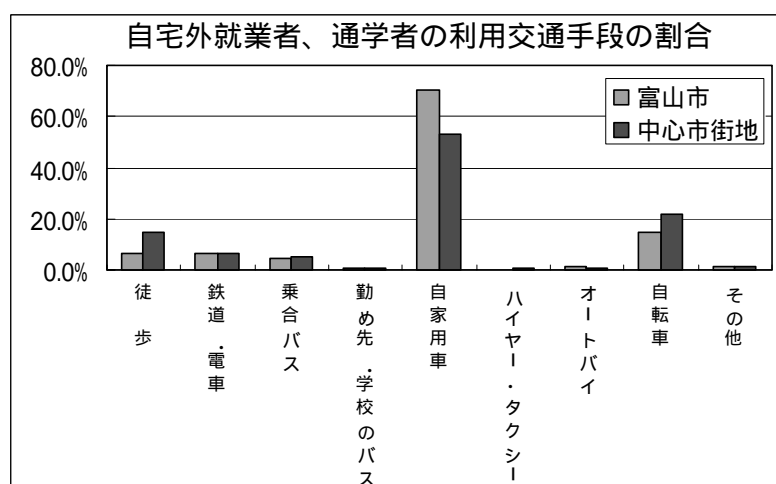
中心市街地の昼間人口は多く、昼夜間人口比率は約 190%となっている。しかし、昼間人口は減少しており、平成 13 年には平成 8 年の約 86%となっている。



(資料：事業所・企業統計、住民基本台帳人口)

利用交通手段の状況

富山市全域の就業・通学の利用交通手段は、自家用車の割合が高い。中心市街地においてもその傾向は変わらないが、富山市全域に比べ、徒歩、自転車の割合が高い。



中心市街地は小学校区による集計

(資料：平成 12 年国勢調査)

富山市中心市街地がターゲットとして考えられる商圈の状況

旧富山市の一次商圈は、富山市、滑川市、上市町、立山町、舟橋村である。その概況は以下のとおりである。

ア．地理的範囲

右上図のとおり、富山県の中心部のほとんどが旧富山市の一次商圈である。

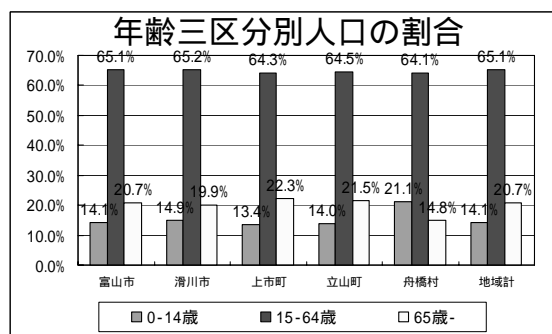


イ．世代構成、家族形態

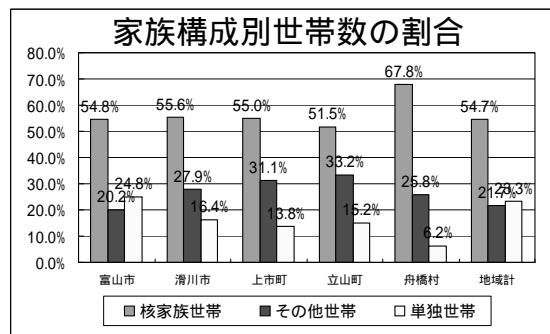
（資料：平成 14 年消費動向調査）

旧富山市の一次商圈では、65 歳以上の高齢者の割合が 20%を超えている。

また、家族構成は、富山市においては単独世帯の割合が約 25%であるが、周辺の滑川市、上市町、立山町では二世帯世帯等のその他世帯の割合が高い。一方、舟橋村は核家族世帯の割合が特に高くなっている。



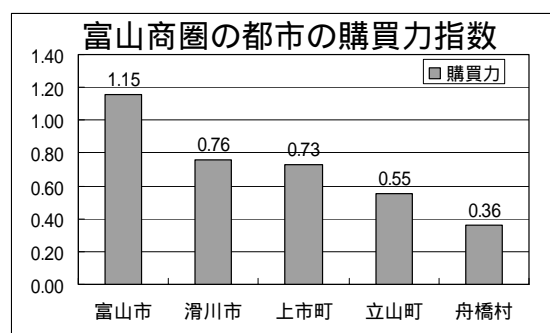
（資料：平成 17 年国勢調査）



（資料：平成 17 年国勢調査）

ウ．購買力

購買力指数は、その都市の人口 1 人あたりの小売販売額を県の平均値で割って求められる。旧富山市の購買力指数は 1.15 と商圈内で特に高い。



（資料：平成 16 年商業統計）

当該商圈内の小売商業の販売額、店舗数、売場面積、従業員数

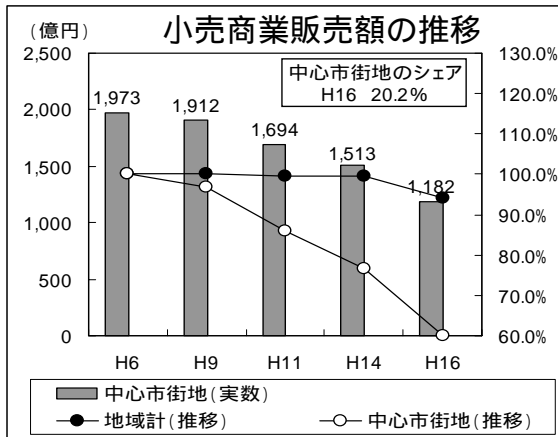
	販売額 (百万円)	店舗数 (店)	延床面積 (m ²)	従業員数 (人)
富山市	521,154	4,959	618,830	28,879
滑川市	27,478	525	45,284	2,090
上市町	18,014	326	26,815	1,347
立山町	16,670	274	22,921	1,174
舟橋村	1,012	18	621	107
計	584,328	6,102	714,741	33,597

（資料：平成 16 年商業統計）

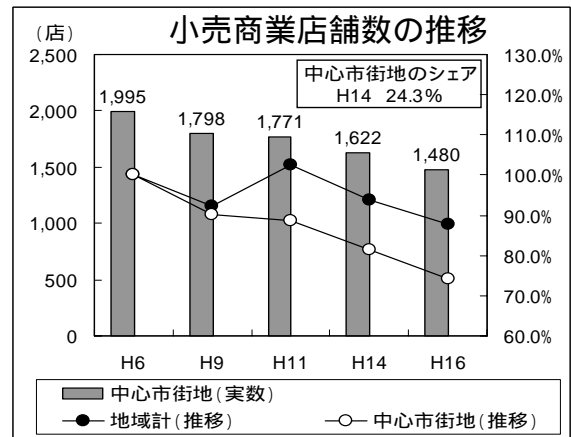
中心市街地の商業集積の状況

ア．小売商業の販売額、店舗数、延床面積、総従業員数

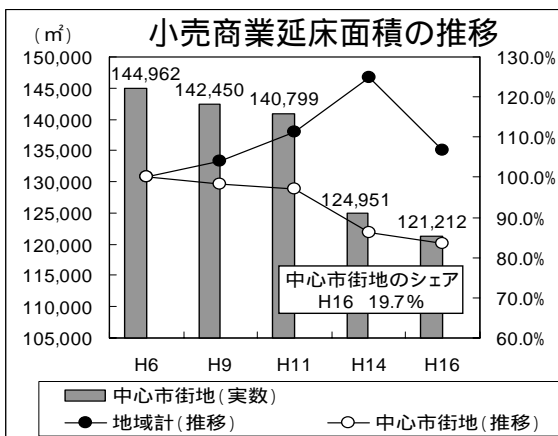
中心市街地の小売業の販売額、店舗数、延床面積、従業員数は、いずれも減少しており、一次商圈を形成する地域（富山市、滑川市、上市町、立山町、舟橋村）におけるシェアは縮小している。



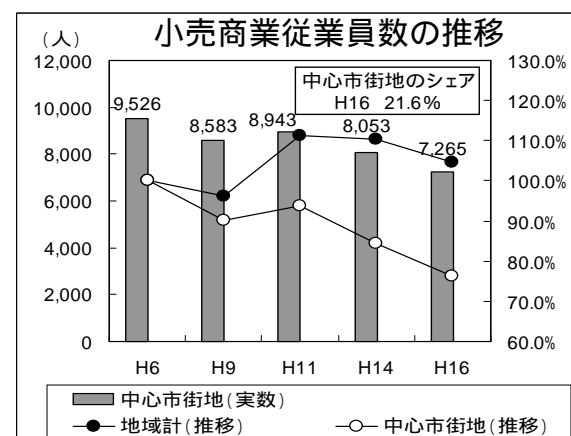
(資料：商業統計)



(資料：商業統計)



(資料：商業統計)



(資料：商業統計)

イ．中心市街地内の核店舗の状況

近年、大規模小売店舗の撤退が相次ぎ、中心市街地の核店舗は以下の3店舗のみである。このうち、大和西町共同ビルは、総曲輪通り南地区の再開発事業への移転新築を進めている。

店舗面積 5,000 ㎡以上の核店舗の状況

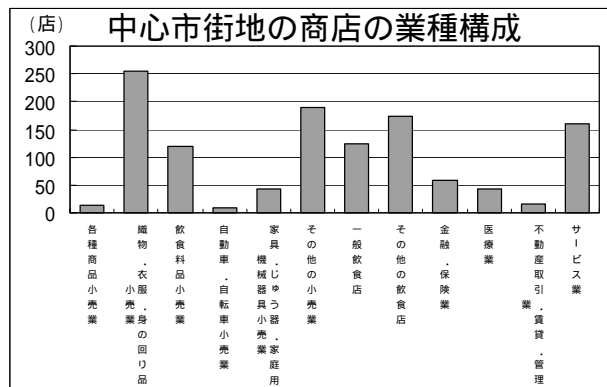
所在地	大規模小売店舗の名称	開店日	店舗面積 (㎡)	業態	小売業者の概要
西町	大和西町共同ビル	昭和 18.12.21	14,804	百貨店 (総合)	大和
桜町	富山ターミナルビル・電鉄富山駅ビル (マリエとやま、エスタ)	昭和 62.9.12	11,418	百貨店 (食料品、名産品、特産品等みやげ品、その他)	ハイ・トマト
新富町	C I C (シック)	平成 4.3.19	10,582	百貨店 (名産品、特産品等みやげ品、書籍・雑誌、家庭用品)	-

(資料：富山県商工労働部商業流通課調べ)

ウ．中心市街地の店舗業種構成の状況

中心市街地の業種構成は、小売業が約 52%を占めており、一般飲食店が約 10%、その他の飲食店が約 15%である。

小売業の中では、織物・衣服・身の回り品の店舗の割合が高い。

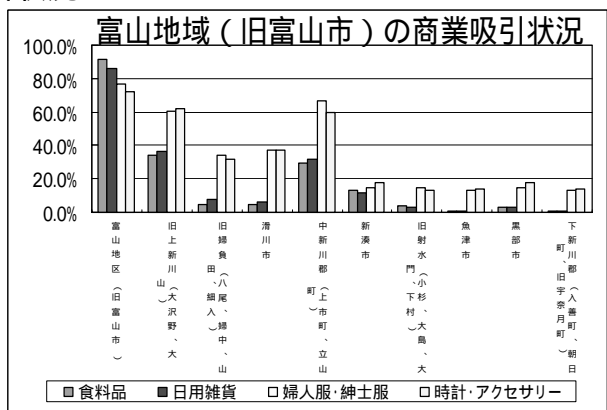


(資料：平成 14 年商店街業種構成調査)

エ．富山地域（旧富山市）の商業吸引状況

食料品、日用雑貨については、富山地域の商業吸引状況は 80%を超えている。

婦人服・紳士服、時計・アクセサリーについては、富山市内の大沢野地域及び大山地域、市外の上市町、立山町においても 60%を超える吸引力を有している。



(資料：平成 17 年度消費者購買動向調査)

オ．駐車場の状況

中心市街地では駐車場の増加が顕著であり、平成 16 年には平成 4 年の約 1.7 倍もの駐車場ができ、その多くは中心市街地全体に拡散した小規模で未整備な駐車場である。



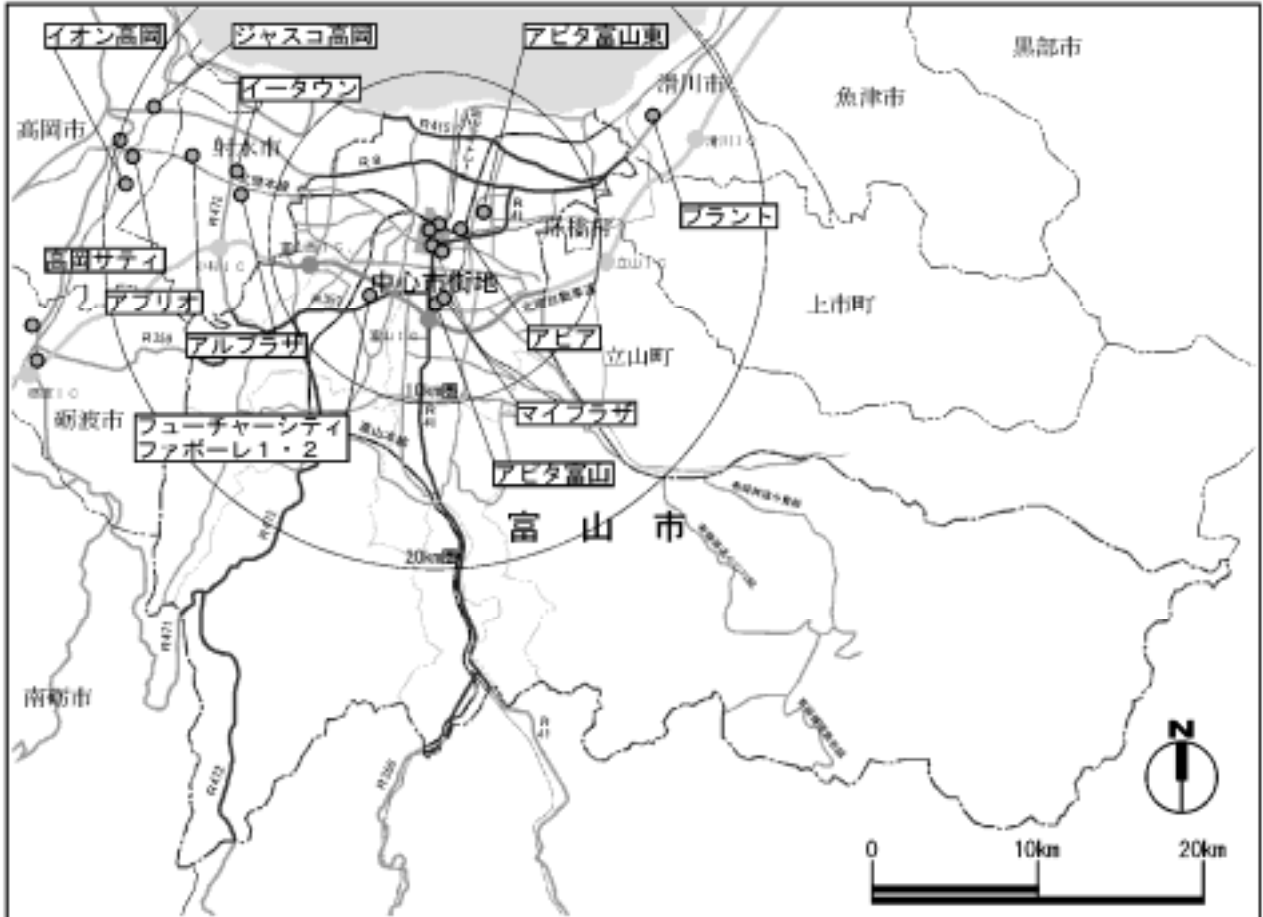
(資料：富山市まちなか居住推進計画)

同じ商圈をめくり競合する大規模集客施設の状況

中心市街地の10km圏内に4店の大規模集客施設が立地している。

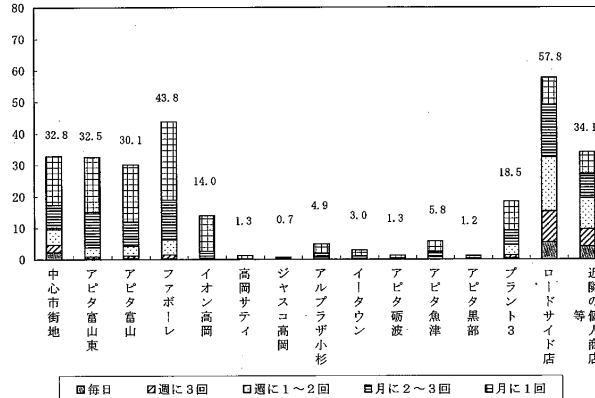
富山圏域（富山市、滑川市、上市町、立山町、舟橋村）の人が月に1回以上買い物に行く場所としては、ロードサイド店が最も多く、次いでファボーレとなっており、アピタ富山東、アピタ富山も中心市街地とほぼ同等の利用状況となっている。

大規模集客施設の状況



（資料：富山県商工労働部商業流通課の資料をもとに加筆）

富山圏域の買い物動向（月に1回以上）



（資料：平成17年度消費者購買動向調査）

競合する大規模集客施設の概要

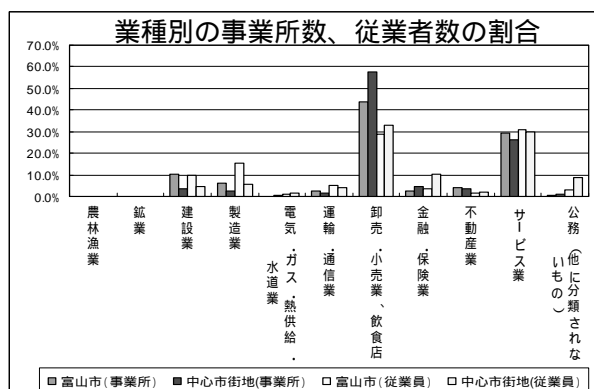
市名	所在地	大規模小売店舗の名称	開店日	店舗面積 (㎡)	駐車台数 (台)	小売業者の概要
富山市	上富居字大百苅	フェアモール富山	平成 10.10.15	21,770	979	ユニー
富山市	上袋	アピタ富山	昭和 62.10.1	16,541	1,098	ユニー
富山市	堀川町	マイプラザ	昭和 63.11.3	12,817	1,500	三共ジョーシン
富山市	稻荷元町	アピア	昭和 60.4.26	11,233	1,000	-
富山市	婦中町下轡田、速星	フューチャーシティファボーレ 1・2	平成 12.10.6	45,287	3,587	平和堂、アルペン、カーマ、コジマ
高岡市	下伏間江	イオン高岡ショッピングセンター	平成 14.8.1	54,200	3,500	イオン
高岡市	駅南	高岡サティ	平成 5.10.1	23,813	1,256	マイカル
高岡市	御旅屋町	御旅屋セリオ	平成 6.3.1	19,877	500	大和
高岡市	江尻	ジャスコ高岡ショッピングセンター	昭和 58.7.27	11,996	847	イオン
射水市	三ヶ	アル・プラザ小杉	平成 8.11.30	21,408	1,385	平和堂
射水市	本開発字代官免	イータウン 1	平成 16.8.18	14,761	1,177	カーマ、アルビス、ファーストリテイリング
射水市	小島	アプリオ	平成元.6.23	10,708	1,140	ユニー
滑川市	上島	PLANT - 3 滑川店	平成 12.11.21	11,424	1,025	PLANT
砺波市	太郎丸	アピタ砺波	平成 11.7.2	17,237	905	ユニー
砺波市	新富町	コスモタウン 21	平成 4.11.20	10,110	893	イオン

(資料：大規模小売店舗総覧 2007)

中心市街地に存する事業所数、従業者数

富山市全域及び中心市街地の事業所、従業者の業種構成は、ともに「卸売・小売業、飲食店」、「サービス業」の事業所数、従業者数の割合が高い。

中心市街地では特に「卸売・小売業、飲食店」の事業所数の割合が高い。



(資料：平成 13 年事業所・企業統計)

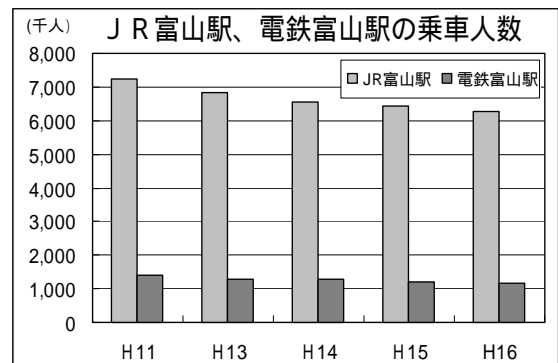
都市機能関係

ア．富山市中心市街地周辺の主要な公共機関、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、教育施設等の状況

(P 116 : 富山市における庁舎などの行政機関、病院・学校等の都市福利施設の立地状況及びそれらの移転計画の状況を参照)

イ．鉄道駅の乗降客数

J R 富山駅、電鉄富山駅の乗車人数は減少を続けている。



(資料 : J R 西日本金沢支社、富山地方鉄道株)

ウ．路線バスの状況

路線バスは富山市中心部から放射状のネットワークを形成している。

運行頻度は、中心部においてサービス水準が高く、特にサービス水準が高い富山駅前～市民病院前～笹津と、富山駅前～西町～石金～中央病院では、120本/日程度の運行本数である。

以下、富山駅前～有沢～速星、富山駅前～城址公園前～富山大学においても70本/日程度の運行本数であり、サービス水準が高い。

運行本数の多い路線バスの状況

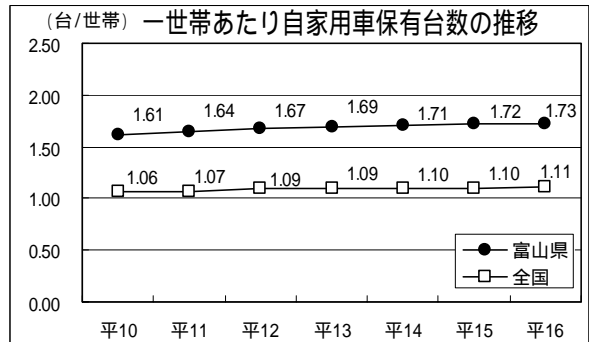


(資料 : 富山市都市マスタープラン検討資料)

自動車保有等の状況

ア．一世帯あたり自家用車保有台数の状況

富山県の一世帯あたり自家用車保有台数は、年々増加しており、約 1.73 台/世帯（平成 16 年度）と福井県に次いで全国 2 位の高さである。

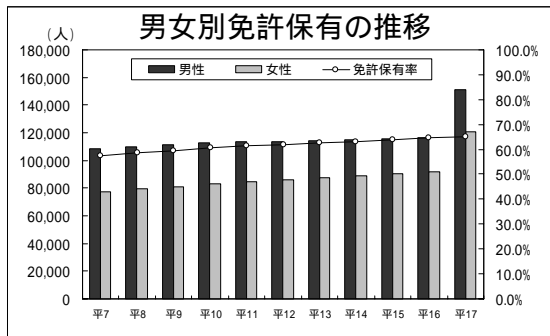


（資料：100 の指標 統計から見た富山）

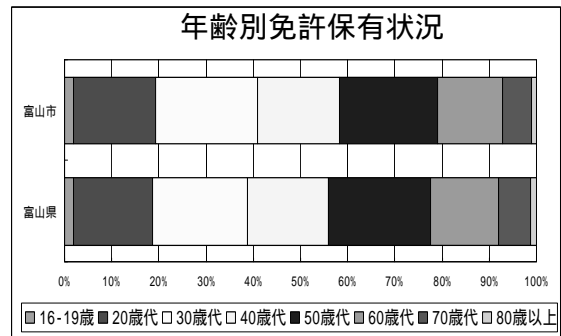
イ．免許保有の状況

免許保有者は増加しており、高齢の免許保有者も多い。

免許保有者の年齢構成をみると、60 歳以上が 21% であり、免許保有者の高齢化も進んでいる。



（資料：北陸信越運輸局富山運輸支局）
人口は、住民基本台帳人口であり、平成 17 年以前は富山地域の集計

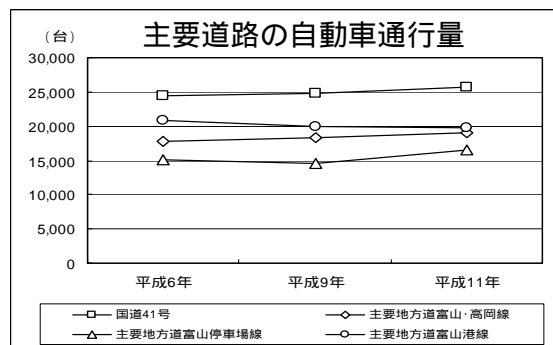


（資料：北陸信越運輸局富山運輸支局）

交通関係

ア．主要道路の自動車通行量

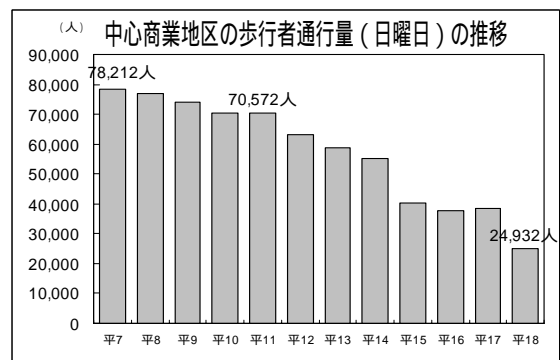
主要道路の自動車通行量は、主要地方道富山港線を除き増加傾向にある。



（資料：道路交通センサス）

イ．歩行者通行量

中心商業地区の歩行者通行量（日曜日）は近年減少を続けており、平成 18 年には平成 7 年の約 32% の歩行者通行量となっている。

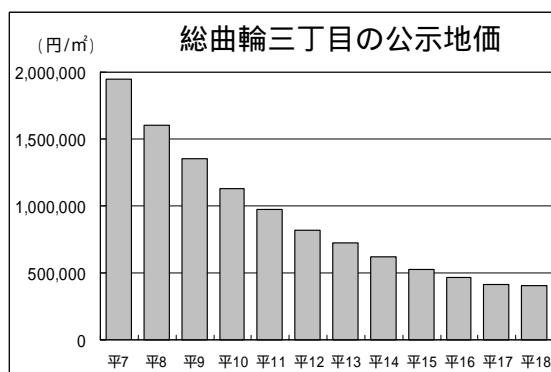


（資料：歩行者通行量調査）

中心市街地及びその他の市街地の地価等の状況

ア．地価の状況

中心市街地の地価は下落を続けており、中心商業地区において最も地価の高い総曲輪三丁目の公示地価は、平成18年には平成7年の約20%の地価となっている。



(資料：国土交通省地価公示)

イ．店舗賃料の状況

富山市の中心部の店舗の賃料は、平均すると2,279円/m²であり、他の地域に比べて高い。

富山地区の各地域の店舗賃料の平均の状況

用途 地域	飲食	事務所	商店・ テナント	多目的	全体
中心部	2,606 円/m ² (14 件)	1,963 円/m ² (21 件)	2,509 円/m ² (14 件)	2,198 円/m ² (14 件)	2,279 円/m ² (63 件)
東部	1,788 円/m ² (5 件)	1,218 円/m ² (10 件)	2,412 円/m ² (3 件)	1,467 円/m ² (4 件)	1,556 円/m ² (22 件)
西部	3,030 円/m ² (1 件)	1,792 円/m ² (5 件)	1,504 円/m ² (5 件)	2,054 円/m ² (2 件)	1,817 円/m ² (13 件)
南部	1,971 円/m ² (3 件)	1,632 円/m ² (41 件)	1,808 円/m ² (9 件)	2,063 円/m ² (13 件)	1,756 円/m ² (66 件)
北部	- (0 件)	1,386 円/m ² (11 件)	1,337 円/m ² (1 件)	2,501 円/m ² (5 件)	1,711 円/m ² (17 件)

(資料：とやま住まい情報 (2006年8月号))

ウ．家賃の状況

富山市中心部の住宅の家賃は、平均すると2部屋タイプで5.9万円/月、3部屋タイプで7.7万円/月であり、他の地域に比べて高い。

富山地区の各地域の家賃状況

地区	2部屋タイプ	3部屋タイプ
中心部	5.90 万円/戸 (48 件)	7.74 万円/戸 (29 件)
東部	5.25 万円/戸 (124 件)	6.31 万円/戸 (57 件)
西部	4.95 万円/戸 (53 件)	5.91 万円/戸 (16 件)
南部	5.67 万円/戸 (188 件)	6.65 万円/戸 (79 件)
北部	5.52 万円/戸 (74 件)	6.41 万円/戸 (38 件)

富山地区の地域区分



(資料：とやま住まい情報 (2006年8月号))

4) 地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

富山市民意識調査（平成 17 年度）に基づく把握・分析

中心市街地の賑わい、買い物などの魅力に対する満足度は低い

生活環境の満足度に関する設問において、「中心市街地（西町・総曲輪・中央通り）の賑わい」、「若者が楽しめるイベントの開催や施設の整備」、「嗜好品や高級品などの買い物など中心商店街の魅力」など、中心市街地に関する満足度や、公共交通機関の利便性などの満足度が低くなっていることから、中心市街地がもっと賑わってほしいという市民ニーズがあると考えられる。

富山市民意識調査（平成 17 年度）の実施概要

(1) 調査実施期間

平成 17 年 6 月 15 日～29 日

(2) 調査対象者・サンプル数

- ・ 20 歳以上の市民 6,000 人のうち、2,555 人から回答（回収率 42.6%）
- ・ 郵送配布回収のアンケート調査

満足度の低い項目

順位	項目	点数
1 位	中心市街地（西町・総曲輪・中央通り）の賑わい	2.03 点
2 位	高齢者にとっての働きやすさ	2.16 点
3 位	バスや路面電車、鉄道などの公共交通機関の利便さ	2.24 点
4 位	若者が楽しめるイベントの開催や施設の整備	2.31 点
5 位	嗜好品や高級品などの買い物など中心商店街の魅力	2.32 点

満足を 5 点、ほぼ満足を 4 点、普通を 3 点、やや不満を 2 点、不満を 1 点とし、項目ごとの平均点を算定した。

街角アンケート調査に基づく把握・分析

平成 17 年度中心市街地商業等活性化支援業務 診断・助言事業における調査

街角アンケート調査（平成 17 年度）の実施概要

1. 中心市街地の来街者アンケート調査

(1) 調査実施日時

- ・ 平成 17 年 9 月 16 日（金）、17 日（土） 各日午前 10 時～午後 7 時

(2) 調査地点

- ・ 中心市街地の大規模小売店前（西武富山店前ピロティ、ファミリーマート総曲輪店横、大和富山店前）

(3) 調査対象者・サンプル数

- ・ 20 歳以上の男女 計 416 人

2. 郊外の大規模小売店の来店者アンケート調査

(1) 調査実施日時

- ・ 平成 17 年 9 月 16 日（金）、17 日（土） 各日午前 10 時～午後 7 時

(2) 調査地点

- ・ 郊外の大規模小売店前（フューチャーシティ・ファボーレ入口周辺）

(3) 調査対象者・サンプル数

- ・ 20 歳以上の男女 計 107 人

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等

中心市街地活性化にあたっては、中心市街地の住民、商業者だけでなく、全市的な観点で富山市民全体がその課題と必要性を理解することが重要であることから、引き続きタウンミーティング等により中心市街地活性化の取組を広報するとともに、様々な主体が活性化事業に参画することを進めていく。

こうした取組において、中心市街地活性化協議会の役割は大きいことから、特に幹事会においては、「公共交通利便性向上部会」、「賑わい拠点創出部会」、「まちなか居住推進部会」の3つの専門部会を設け、基本計画に基づく中心市街地活性化の実現に寄与する取組を具体的に展開していくことを進めることとしており、その際には、様々な主体を巻き込んだ各種事業の展開への連携・調整を進めていく。

平成19年にオープンするグランドプラザや賑わい交流館の運営については、まちづくりに関心のある市民を組織化し、市と協同で運営していくことを目指す。

また、街なかサロン「樹の子」や越中大手市場（まちなかでのバザールの開催）の運営については市民ボランティアが主体となって行っていくこととする。さらに、高齢者による交通事故の減少を目的とした「高齢者運転免許自主返納支援事業」において、自主的に運転免許を返納した高齢者に対し、公共交通機関の乗車券を提供することにより、公共交通の活性化との連携を図る。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 中心市街地への都市機能の集積のための方針

1) 富山市総合計画（一部策定済み）（再掲）

中心市街地の人口の空洞化が進み、薄く広がった市街地を形成している本市はさまざまな都市機能が非効率であると考え、富山市総合計画基本構想において、12項目のまちづくりの主要課題の一つとして「コンパクトなまちづくり」を掲げている。

また、基本構想を基に平成 23 年度までの前期基本計画を策定中であり、その中では「コンパクトなまちづくり」を主要課題の一つとして掲げる予定である。

2) 富山市都市マスタープラン（策定中）（再掲）

「公共交通の活性化によるコンパクトなまちづくり」を基本理念とし、生活者の視点を第一に、自動車を自由に使えない人にとっても、日常の生活サービスを利用できる生活環境の形成を目指し、徒歩圏と公共交通を都市の骨格とするコンパクトなまちづくりを進める検討をしている。

(2) 郊外での開発を抑制し中心市街地への都市機能集積を図るための措置

1) 準工業地域における大規模集客施設の立地制限（再掲）

本市では、今後新たに郊外部に大規模集客施設が立地し、中心市街地活性化の取組の効果が薄れることを防ぐため、準工業地域における特別用途地区を活用した大規模集客施設の立地制限を行っている。

2) 大規模小売店舗立地法の特例措置による商業集積（再掲）

郊外における大規模集客施設の立地規制だけでは、中心市街地への商業集積の促進を図るには不十分であることから、中心市街地において大規模小売店舗立地法の手続きの簡素化を図る特例措置を適用することを検討している。

中心市街地には空き地・空き店舗が見られ、これらに多くの集客が見込める新たな大型商業施設の出店を促進していく措置に取り組むことで、多様化する市民の消費ニーズに対応した魅力的な商業集積を形成していくこととする。

[2] 都市計画手法の活用

基本計画の認定基準となる、準工業地域における特別用途地区を活用した大規模集客施設の立地制限については、平成 18 年 11 月 30 日に開催した第 4 回富山市都市計画審議会において、特別用途地区を都市計画に定めることについて議決を得た。

特別用途地区内の建築規制を定める条例については、同年 12 月の富山市議会定例会で可決、同年 12 月 21 日に公布（富山市条例第 76 号）し、平成 19 年 1 月 4 日に都市計画決定の告示と同時に施行した。

第 4 回富山市都市計画審議会議案

- | | |
|----|--|
| ・種 | 類：大規模集客施設制限地区 |
| ・面 | 積：約 1,197.7 h a |
| | ・富山高岡広域都市計画区域：約 1,088 h a |
| | ・大沢野都市計画区域：約 62 h a |
| | ・大山都市計画区域：約 8.7 h a |
| | ・八尾都市計画区域：約 39 h a |
| ・備 | 考：富山高岡広域都市計画区域(富山市)、大沢野都市計画区域、大山都市計画区域、八尾都市計画区域の全ての準工業地域 |

大規模集客施設の立地規制に係る経緯

平成 18 年 9 月 28 日～10 月 27 日	特別用途地区建築条例のパブリックコメント
平成 18 年 11 月 14 日～11 月 28 日	都市計画案（特別用途地区）の縦覧
平成 18 年 11 月 30 日	第 4 回富山市都市計画審議会
平成 18 年 12 月 1 日	富山市議会 12 月定例会に建築条例案を提案
平成 18 年 12 月 18 日	特別用途地区建築条例の可決
平成 18 年 12 月 21 日	特別用途地区建築条例の公布（市条例第 76 号）
平成 19 年 1 月 4 日	都市計画（特別用途地区）の告示、条例の施行

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

中心市街地においては、近年既存の大規模小売店舗の撤退が相次いでおり、この5年の間に、長崎屋、ユニー富山駅前店、西武富山店が閉店している。

中心市街地における大規模建築物等の既存ストック概要

旧施設名	敷地面積	床面積	構造等	経過年数 (平成18年12月現在)	利用状況
西武富山店	約3,519 m ²	24,570 m ²	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上9階建 昭和51年開店	閉店後9ヶ月 平成18年3月閉店	空き店舗
ユニー富山駅前ショッピングセンター	約3,850 m ²	解体前 12,585 m ²	昭和46年開店	閉店後2年2ヶ月 平成16年10月閉店	駐車場
長崎屋サンS.C	約1,320 m ²	解体前 8,727 m ²	昭和46年開店	閉店後4年10ヶ月 平成14年2月閉店	駐車場

(資料：中心市街地活性化推進課調べ)

これらの空き地や西武富山店跡などの空き店舗は、中心商業地区の賑わいを阻害する要因となっていることから、新たな大型商業施設の出店を進めるため、大規模小売店舗立地法の特例措置を活用し、中心市街地への大型商業施設の出店を促進していく。

(2) 富山市における庁舎などの行政機関、病院・学校等の都市福利施設の立地状況及びそれらの移転計画の状況

富山市における主な施設の立地状況は以下のとおりである。

市民病院等いくつかの施設が郊外に移転し、県総合体育館、芸術創造センター等が郊外において整備された。しかしながら現時点では、市の行政機関や、ホール、総合病院といった都市福利施設に関して中心市街地外への移転計画はない。

公共公益施設の移転、整備状況（市もしくは関連団体）



市もしくは関連団体が設置している主な公共公益施設の概要

施設名	所在地	施設規模 (延床面積)	設置年	所在エリア
富山市役所	新桜町	43,471.32 m ²	平成4年度建替	中心市街地
富山国際会議場	大手町	13273.00 m ²	平成11年度	中心市街地
富山市芸術文化ホール	牛島町	22,331.89 m ²	平成8年度	中心市街地
富山市総合体育館	湊入船町	28,681.00 m ²	平成11年度	中心市街地
富山市図書館本館	丸ノ内	6,961.74 m ²	昭和45年度	中心市街地
富山市民芸術創造センター	呉羽町	9,317.47 m ²	平成8年度	中心市街地外
富山市民病院	今泉北部町	41,526.76 m ²	昭和58年度	中心市街地外
富山市民保健所	蛭川	3,328.80 m ²	平成8年度	中心市街地外

(資料：中心市街地活性化推進課調べ)

教育・文化施設数

項目	施設数	施設内訳
幼稚園	46	市立16、国立1、私立29
小学校	68	市立67(統合計画あり)、国立1
中学校	28	市立26、国立1、私立1
高等学校	20	県立15、私立5
高等教育機関 (大学、高専等)	5	富山大学、富山国際大学、富山短期大学、桐朋学園大学大学院、富山工業高等専門学校、
専修学校、各種学校	17	
図書館	26	県立1、市立25
市民会館・文化会館	7	呉羽会館、新保文化会館、大沢野文化会館、大山文化会館、八尾コミュニティセンター、八尾ふらっと館、婦中ふれあい館
博物館・美術館	24	

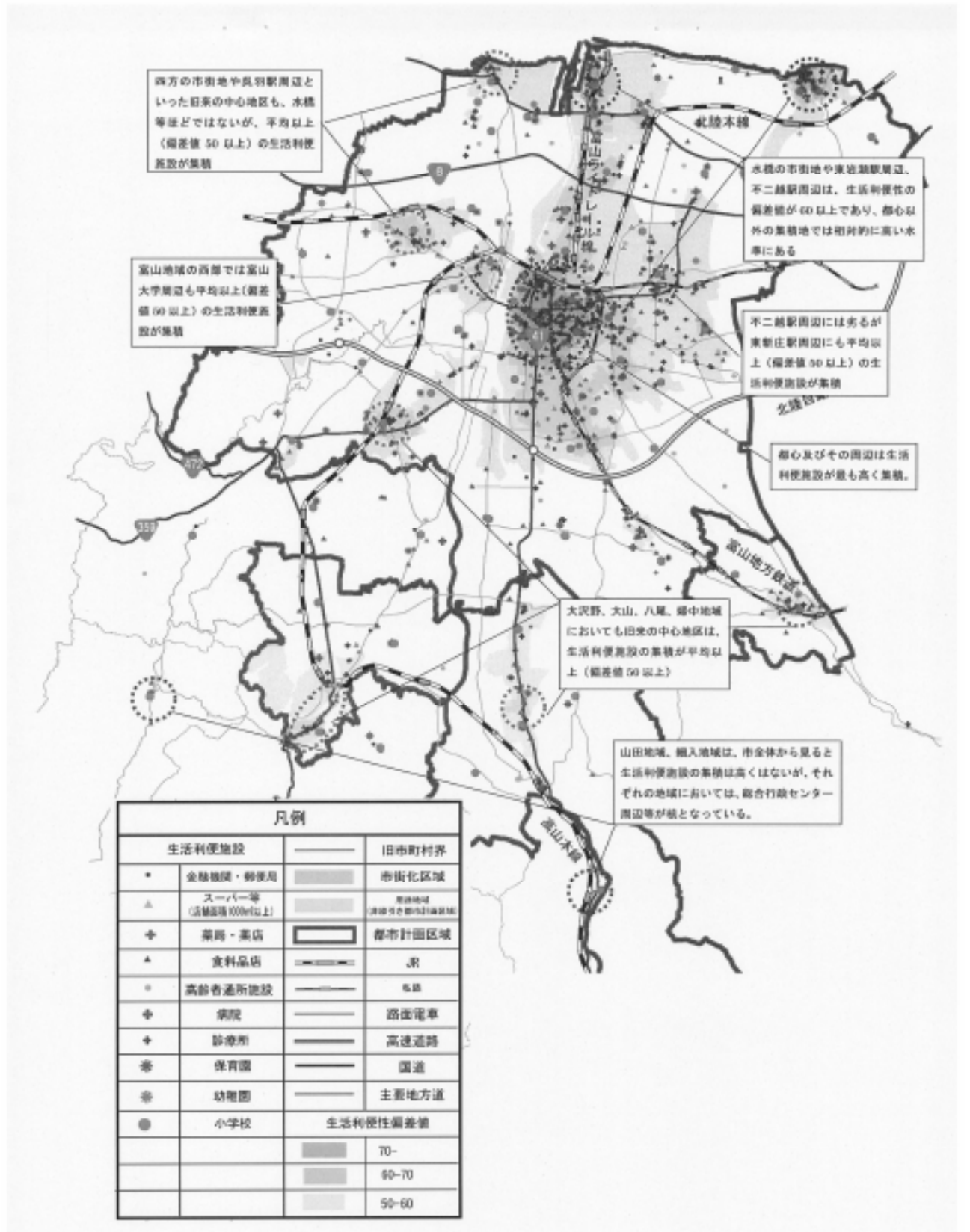
(資料：平成17年版富山市統計書)

医療・福祉施設数

項目	施設数	備考
病院・診療所	732	
保育所	86	
介護保険事業所	2,107	

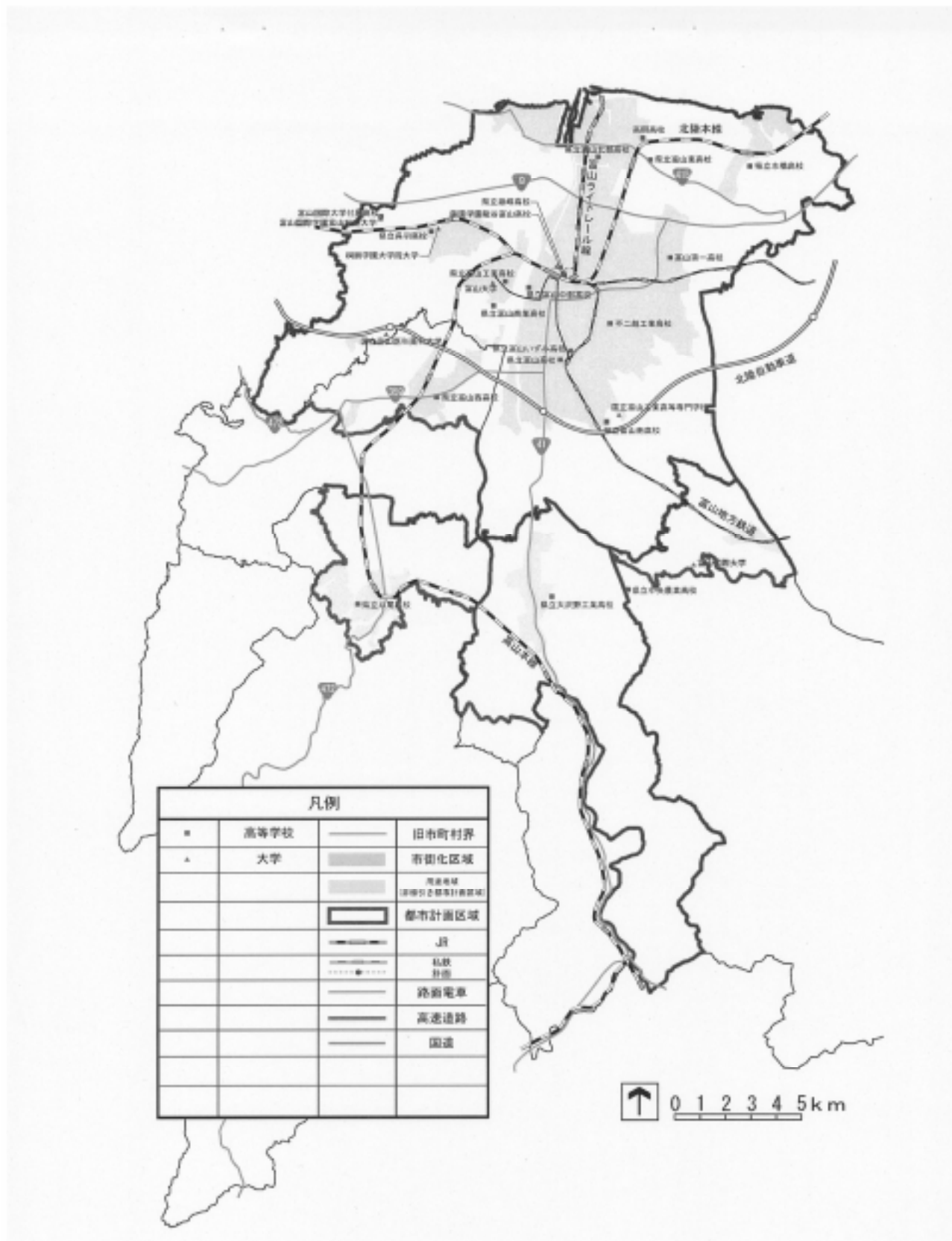
(資料：病院・診療所、保育所は平成17年版富山市統計書、介護保険事業所は富山市調べ)

幼稚園、小学校、病院、診療所等、生活利便施設立地状況



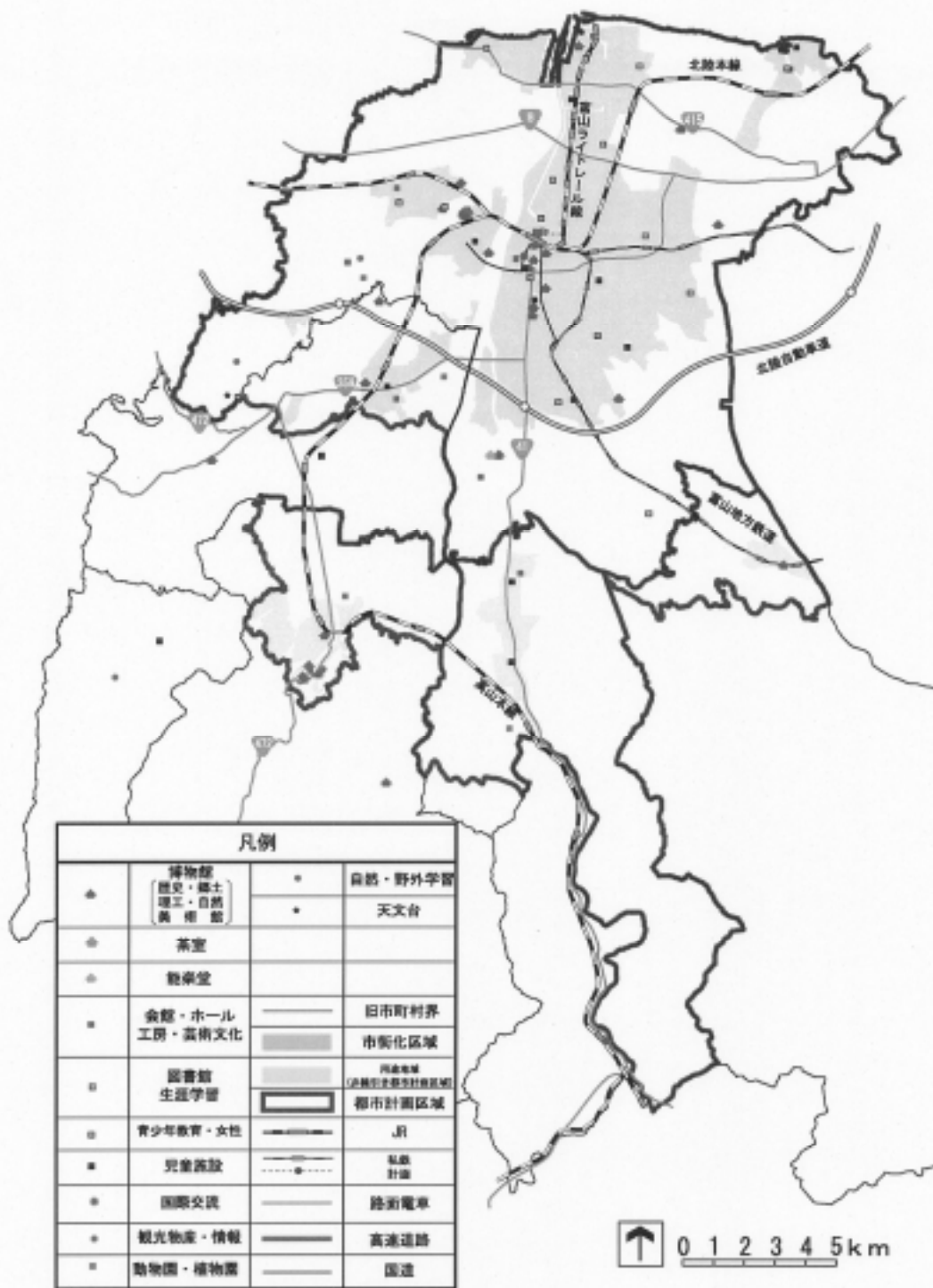
(資料：富山市都市マスタープラン検討資料)

高校、大学立地状況



(資料：富山市都市マスタープラン検討資料)

教育、文化施設立地状況



(資料：富山市都市マスタープラン検討資料)

(3) 富山市及びその周辺の大規模集客施設の立地状況及び設置計画の状況

富山市及びその周辺(高岡市、射水市、滑川市、砺波市、南砺市、上市町、立山町)の 1,000 m²以上の大規模集客施設の立地状況及び同地域内で店舗面積 10,000 m²を超える大規模集客施設の概要は、以下のとおりである。

現在、中心市街地内の市街地再開発事業において、30,800 m²の商業施設の整備を進めている。

大規模集客施設の状況(富山市)

	1,000~1,499 m ²	1,500~2,999 m ²	3,000~4,999 m ²	5,000~9,999 m ²	10,000 m ² 以上	計
店舗数(店)	14	28	14	10	9	75
店舗面積計(m ²)	17,917	58,618	56,514	71,061	144,452	348,562

(資料：富山県商工労働部商業流通課調べ)

大規模集客施設の状況(富山市周辺)

	高岡市	射水市	滑川市	砺波市	南砺市	上市町	立山町	計
店舗数(店)	37	12	4	16	6	3	3	81
店舗面積計(m ²)	189,305	78,187	22,715	63,664	22,996	15,364	7,515	399,746

(資料：富山県商工労働部商業流通課調べ)

富山市及びその周辺の大規模集客施設(店舗面積 10,000 m²以上)

市名	所在地	大規模小売店舗の名称	開店日	店舗面積(m ²)	小売業者の概要
富山市	上富居字大百苅	フェアモール富山	平成 10.10.15	21,770	ユニー
富山市	上袋	アピタ富山	昭和 62.10.1	16,541	ユニー
富山市	西町	大和西町共同ビル	昭和 18.12.21	14,804	大和
富山市	堀川町	マイプラザ	昭和 63.11.3	12,817	三共ジョーシン
富山市	桜町	富山ターミナルビル・電鉄富山駅ビル(マリエとやま、エスタ)	昭和 62. 9.12	11,418	ハイ・トマト
富山市	稻荷元町	アピア	昭和 60.4.26	11,233	-
富山市	新富町	シック	平成 4.3.19	10,582	-
富山市	婦中町下轡田、速星	フューチャーシティファボーレ1・2	平成 12.10.6	45,287	平和堂、アルペン、カーマ、コジマ
高岡市	下伏間江	イオン高岡ショッピングセンター	平成 14.8.1	54,200	イオン
高岡市	駅南	高岡サティ	平成 5.10.1	23,813	マイカル
高岡市	御旅屋町	御旅屋セリオ	平成 6.3.1	19,877	大和
高岡市	江尻	ジャスコ高岡ショッピングセンター	昭和 58.7.27	11,996	イオン
射水市	三ヶ	アル・プラザ小杉	平成 8.11.30	21,408	平和堂
射水市	本開発字代官免	イータウン1	平成 16.8.18	14,761	カーマ、アルピス、ファーストリテイリング
射水市	小島	アプリオ	平成元.6.23	10,708	ユニー
滑川市	上島	PLANT - 3滑川店	平成 12.11.21	11,424	PLANT
砺波市	太郎丸	アピタ砺波	平成 11.7.2	17,237	ユニー
砺波市	新富町	コスモタウン21	平成 4.11.20	10,110	イオン

(資料：富山県商工労働部商業流通課調べ)

大規模集客施設の立地状況（店舗面積 10,000 m²以上、設置計画含む）



（資料：富山県商工労働部商業流通課の資料をもとに加筆）

中心市街地周辺における大規模集客施設の設置計画としては、イオン立山（建築面積 66,000 m²）等の 4 店の計画があり、近隣の滑川市、射水市において 2 店の大規模小売店舗の計画があるとの報道がなされているが、いずれも大規模農業用地等の用途変更を伴う必要があることから、実現までには時間を要するものと考えられる。

富山市における用途地域別大規模集客施設の立地状況

分類	名称	主な業務	店舗面積	用途地域
郊外	ファボーレ 1	ショッピングセンター	34,954 m ²	商業地域
郊外	アピタ東店	ショッピングセンター	21,770 m ²	準工業地域
郊外	アピタ富山店	ショッピングセンター	16,541 m ²	準工業地域
中心	大和	百貨店	14,804 m ²	商業地域
郊外	マイプラザ	ショッピングセンター	12,817 m ²	準工業地域
中心	マリエ	複合店	11,418 m ²	商業地域
郊外	アピア	ショッピングセンター	11,233 m ²	近隣商業地域
中心	C I C	複合店	10,582 m ²	商業地域
郊外	ファボーレ 2	スポーツ用品等	10,333 m ²	近隣商業地域

（資料：富山県商工労働部商業流通課調べ）

店舗面積 10,000 m²以上での郊外の大規模集客施設については、6 件中 3 件が準工業地域に立地しているところである。

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積にあたっては、以下に示す施設整備を進める。

これらの事業には、中心市街地内外から集積した都市機能にアクセスしやすくする公共交通の利便性を高める取組、賑わい拠点を創出する公園や商業施設を整備する取組、まちなか居住の受け皿となる住宅や都市福利施設の整備による住環境向上を図る取組を総合的に進めており、これらの実施により中心市街地の活性化を図っていく。

また、中心商業地区を中心に一体的かつ連携して事業に取り組むことで、それぞれの事業の効果を相乗的に発揮し、中心市街地の活性化を進めていく。

都市機能の集積のための事業等

4. 市街地の整備改善のための事業

- ・ グランドプラザ整備事業
- ・ 富山城址公園整備事業
- ・ 富山駅周辺地区土地区画整理事業
- ・ 路面電車環状線化事業
- ・ 富山駅付近連続立体交差事業
- ・ 総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業
- ・ 堤町通り一丁目地区優良建築物等整備事業
- ・ 中央通り地区 f ブロック第一種市街地再開発事業
- ・ 総曲輪四丁目・旅籠町地区優良建築物等整備事業
- ・ 西町南地区第一種市街地再開発事業
- ・ 西町東南地区第一種市街地再開発事業

5. 都市福利施設を整備する事業

- ・ 介護予防施設整備事業

6. 居住環境の向上のための事業

- ・ 堤町通り一丁目優良建築物等整備事業（再掲）
- ・ 中央通り地区 f ブロック第一種市街地再開発事業（再掲）
- ・ 総曲輪四丁目・旅籠町地区優良建築物等整備事業（再掲）
- ・ 西町南地区第一種市街地再開発事業（再掲）
- ・ 西町東南地区第一種市街地再開発事業（再掲）

7. 商業の活性化のための事業及び措置

- ・ 大規模小売店舗立地法の特例措置
- ・ 「(仮称)賑わい横丁」整備運営事業
- ・ 「賑わい交流館」整備運営事業
- ・ 総曲輪開発ビル再生支援事業
- ・ 総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業（再掲）
- ・ 西町東南地区第一種市街地再開発事業（再掲）

8. 4 から 7 までの事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・ 路面電車環状線化事業（再掲）
- ・ 富山駅付近連続立体交差事業（再掲）

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

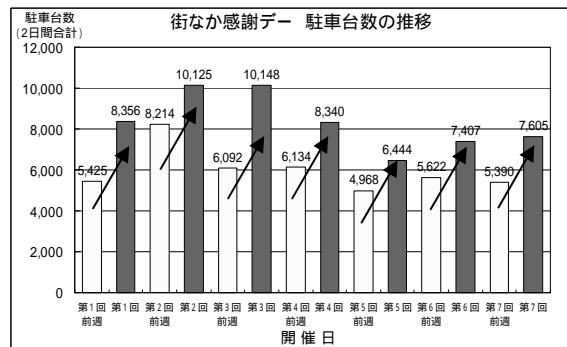
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

1) 賑わい拠点の創出に関連した活動について

街なか感謝デーの実施

市民ニーズにおいて、充実すべきサービス・ソフトとして駐車場サービスの拡充があげられていたことから、(株)まちづくりとやまが事務局となり、大和富山店、総曲輪通り商盛会、中央通り商栄会、西町商店街振興組合の商業団体が、街なか感謝デー実行委員会を組織し、中心商店街に来街されるすべての人を対象に、駐車料金を無料とするサービスを平成 17 年度より実施した。これまでに 7 回実施し、いずれも前週を上回る駐車場利用結果となり、歩行者通行量も増大するなどまちなかの賑わい形成に貢献しているところである。



(資料：街なか感謝デー実行委員会)

賑わい交流館の試行活用

市民ニーズにおいて、充実すべき施設としてレジャー・娯楽施設があげられていたことから、寄附を受けた旧映画館を活用して中心市街地に不足している映画館を再興させようと、平成 18 年 2 月に市民有志による「とやまコミュニティシネマ実行委員会」が組織され、7 月から 9 月までの間、試行的に上映会を開催した。

3 ヶ月間で延 1,911 人の入場者があり、9 月後半からは話題作を上映したことで入場者数も伸び、市民への認知も進んだものと思われる。試行結果を踏まえ、今後は施設の整備や運営方針の軌道修正を図り事業ベースへの道を探るとともに、ニーズの高い小規模ホールも併せて整備する予定にしている。

試行活用における賑わい交流館の入場者数

期間	7月前半	7月後半	8月前半	8月後半	9月前半	9月後半	合計
人数	160 人	194 人	125 人	70 人	188 人	1,174 人	1,911 人

(資料：中心市街地活性化推進課調べ)

2) 公共交通の利便性向上に関連した活動について

公共交通機関の再生（富山ライトレールの開業）

富山市では、富山港線の路面電車化を計画するにあたって、平成 17 年度に全国都市再生モデル調査事業として、「富山港線路面電車化検討調査」を行い、その中で路面電車を活用した、公共交通活性化、路面電車経営を勘案した施設整備のあり方について調査を行った。その調査結果を反映させることにより、既存の富山港線を路面電車化し、運行頻度の改善や終電時間の延長といった運行サービスの向上、駅の増設、低床車両の導入、車両、電停等のトータルデザインにより、市民の身近な公共交通機関とすべく我が国初のライトレールを平成 18 年 4 月に開業させた。

通勤・通学客に加え、日中の高齢者の外出機会の創出、休日の観光目的利用の増加などにより、一日あたりの利用者は JR 富山港線営業時の平日 2,266 人、休日 1,045 人から平日 4,901 人、休日 5,676 人（11 月 9 日現在）までに増加した。沿線外を含む全市民の 9 割近くの市民から評価を得ている。今回の成功を踏まえ、さらなる路面電車網の構築を図るべく、既存市内電車の環状化を図る予定にしている。

3) まちなか居住の推進に関連した活動について

富山市まちなか居住推進事業の実施

中心市街地内の人口増加を図るため、平成 17 年 7 月より、建築事業者には共同住宅の建設一戸あたり 100 万円等、住宅購入者には一戸あたり 50 万円、賃貸住宅の家賃補助 1 万円/月等の補助を行っている。

平成 18 年 10 月末現在、62 件、65 戸（139 人）に補助をしており、地価下落による民間マンションの建設の活発化と併せて、平成 18 年には中心市街地内の人口減少に歯止めがかかったところである。

補助がなされた物件は、富山駅前地区や中心商業地区には少なく、その周辺に多いことから、中心市街地の区域設定にあたっては、考慮していく必要がある。

また、富山市ではさらなるまちなか居住の推進を図るため、平成 18 年度に全国都市再生モデル調査事業として、「ごま塩状の中心市街地における N P O 等民間組織による市街地整備推進支援」を行っており、その中で中心市街地の中でも特に低未利用地化が進み、まちづくりの機運の高い地区において、N P O 等民間事業推進者の組織化を図るとともに、街区マスタープランを検討し、事業の具体化のための新たな市街地整備方策を検討している。今後、このモデル調査の具体地区でのケーススタディを踏まえ、更に土地利用促進方策の検討、市民への啓発活動等を進める「低未利用地活用推進調査事業」を展開し、中心市街地区域内における土地の有効利用の促進を図る予定である。

富山市まちなか居住推進事業の実績



（資料：都市再生整備課調べ）

(2) 都市計画法やその他法令に基づく種々の計画との整合性

準工業地域における大規模集客施設の立地制限（再掲）

本市では、今後新たに郊外部に大規模集客施設が立地し、中心市街地活性化の取組の効果が薄れることを防ぐため、準工業地域における特別用途地区を活用した大規模集客施設の立地制限を行っている。

[2] 都市計画との調和等

(1) 基本構想、都市計画、市町村マスタープラン、その法令に基づく種々の計画との整合性について

1) 富山市総合計画（一部策定済み）との整合性について（再掲）

中心市街地の人口の空洞化が進み、薄く広がった市街地を形成している本市はさまざまな都市機能が非効率であると考え、富山市総合計画基本構想において、12項目のまちづくりの主要課題の一つとして「コンパクトなまちづくり」を掲げている。

また、基本構想を基に平成 23 年度までの前期基本計画を策定中であり、その中では「コンパクトなまちづくり」を主要課題の一つとして掲げる予定である。

2) 富山市都市マスタープラン（策定中）との整合性について（再掲）

「公共交通の活性化によるコンパクトなまちづくり」を基本理念とし、生活者の視点を第一に、自動車を自由に利用できない人にとっても、日常の生活サービスを利用できる生活環境の形成を目指し、徒歩圏と公共交通を都市の骨格とするコンパクトなまちづくりを進める検討をしている。

[3] その他の事項

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
<p>第1号基準 基本方針に適合するものであること</p>	<p>意義及び目標に関する事項</p>	<p>富山市中心市街地において、コンパクトなまちづくりを目指していること、富山市を代表する「顔」として魅力と活力を創出していくことを記載している（1.[5]富山市中心市街地活性化基本方針参照）。</p>
	<p>認定の手續</p>	<p>当基本計画の内容については、富山市中心市街地活性化協議会と協議を行っており、平成18年10月2日付けで答申を受けている（9.[2]中心市街地活性化協議会に関する事項参照）。</p>
	<p>中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項</p>	<p>中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしている（2.[3]中心市街地要件に適合していることの説明参照）。</p>
	<p>4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項</p>	<p>市町村の推進体制、中心市街地活性化協議会との関係、客観的現状分析等及び様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について、十分取り組んでいる（9.4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進参照）。</p>
	<p>中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項</p>	<p>富山市の各種計画において、コンパクトなまちづくりの考え方を基本に、中心市街地における都市機能の集積等に取り組むことが明確となっている（10.中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項参照）。</p>
	<p>その他中心市街地の活性化に関する重要な事項</p>	<p>個別事業に関しては、実践的・試行的活動に取り組んでおり、また、都市計画法やその他法令に基づく種々の計画と整合を図った計画となっている（11.その他中心市街地の活性化のために必要な事項参照）。</p>

基準	項目	説明
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	目標に掲げる公共交通の利便性の向上、賑わい拠点の創出、まちなか居住の推進の達成に必要な事業を、4から8において記載している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載している各事業の実施が、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明している(3.中心市街地の活性化の目標参照)。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	おおむねの事業において、事業主体は特定されており基本計画に記載済みである。なお、事業主体が特定されていない事業については、関係者による協議により決定されることから、事業主体が特定される見込みは高い。
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業について、平成23年度までの計画期間内において完了もしくは、着手できる見込みである。